

令和6年度環境省行政事業レビュー外部有識者会合 議事次第

1. 日 時：令和6年5月14日（火）10：00～12：00
2. 開催方法：対面及びWEB会議の併用
3. 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 外部有識者紹介
 - (3) 令和6年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

<配布資料>

- 資料1 公開プロセス外部有識者名簿
 - 資料2 公開プロセス対象候補事業リスト・事業概要・レビューシート
 - 資料3 公開プロセス対象事業選定シート
-
- 参考1 令和6年度環境省における公開プロセス関連スケジュール
 - 参考2-1 行政事業レビュー実施要領 抜粋
 - 参考2-2 行政事業レビュー実施要領
 - 参考3 公開プロセスに参加する外部有識者のみなさまへ
特にお願ひしたい事項（内閣官房行政改革推進本部事務局作成）

令和6年度環境省行政事業レビュー公開プロセス

外部有識者名簿

(環境省選定)

氏名	現職
いながき たかし 稲垣 隆司	岐阜薬科大学 名誉教授
おく まみ 奥 真美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科 教授
せき まさお 関 正雄	放送大学 客員教授 損害保険ジャパン株式会社カルチャー変革推進部 シニアアドバイザー
にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学 名誉教授

(内閣官房行政改革推進本部事務局選定)

氏名	現職
うえやま なおき 上山 直樹	ウィザーズ弁護士法人 パートナー
かわむら さゆり 河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部 主席研究員

※50音順、敬称略

令和6年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

府省名	環境省	公開プロセス開催日			6月19日			
令和5年度 事業番号	事業名	令和5年度 補正後予算額 (単位:百万円)	令和6年度 当初予算額 (単位:百万円)	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考
0015	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業(一部経済産業省、国土交通省連携事業)	6,579	4,783	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	○地域資源である再エネ等から製造し、既存インフラを活用することで、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながる実証事業を行う。 ○地域の再エネ等由来水素の利活用機器等に対する導入支援を行う。等	○令和5年6月に改定された「水素基本戦略」では、2050年カーボンニュートラル達成のため、再エネ等の地域資源を活用した水素サプライチェーンモデルの構築を、地域に根ざした形で促進していくことが必要とされており、また、第213回通常国会に水素社会推進法案が提出されるなど、低炭素水素等の供給・利用の早期の促進に向けた政策の優先度が高い事業であるため。	○水素基本戦略に基づく「水素社会実現の加速化」に向け、今後の地域における水素を活用した事業の更なる支援の方向性についてどう考えているか。 ○EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。	
0090	有害大気汚染物質等対策推進費	119	116	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	○有害大気汚染物質等の大気環境中濃度の実測調査等を実施し、排出削減の自主的取組などの対策を推進する。	○平成5年度から継続実施している事業であり、事業成果等について検証する必要があるため。	○事業内容として、得られた知見が有効に活用され、有害大気汚染物質等の排出削減の取組が推進されているか。 ○EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。	
0135	不法投棄等未然防止・事案対応事業	292	98	カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの	○各地域の産業廃棄物に係る不法投棄等の実態を把握するとともに、都道府県等職員向け研修会の実施や専門家派遣等による技術的支援を行うことで、不法投棄等事案の未然防止及び拡大防止を図るものである。さらに、都道府県等が財政負担の懸念から、行政処分を躊躇しないよう、都道府県等の行政代執行による支障の除去等に係る費用の一部を支援するものである。	○不法投棄対策は、不法投棄をさせない、許さない社会環境を国民挙げて作り上げていくことが大切。当該施策を公開の場で点検を行うことは、国民とともに対策に取り組むことにつながることから、今般、選定したものである。	○防止一拡大抑制一処理のシームレスな事業間連携や政策体系が構築されているか。 ○EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。	
0148	世界自然遺産等保全対策費	1,572	892	イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの	○世界自然遺産地域等の重要な自然環境において、生物多様性保全、適正利用の推進、保全管理拠点の整備及び維持による観光管理、野生生物の生息地等の保全、モニタリング等を実施し、順応的保全管理を推進する。	○世界遺産条約やラムサール条約といった国際条約に基づき、最高水準の保全管理がもとめられる地域等の自然環境の保全を推進する事業であり、政策の優先度が極めて高いため。	○整備施設について、設置目的に沿った効果を発揮できているか、効率的な運営ができているか。 ○EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。	
0174	公害健康被害対策(補償・予防)事業	7,778	7,501	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	○補償給付及び公害健康保健福祉事業等を迅速かつ公正に実施するため、 ①被認定者に対する補償給付及びこれに関連する事業を確実に実施し、被認定者の迅速かつ公正な保護を図る。 ②ぜん息患者等による自立的なぜん息予防や健康回復等を支援するために、地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業への助成等の事業を実施する。	○長期にわたって実施している事業であり、事業成果等について検証する必要があるため。	○公害健康被害対策予防事業(自立支援型公害健康被害予防事業費)が適正かつ効果的に実施されているか。 ○EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。	
0194	環境教育・ESD推進経費	331	328	ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの	○ESDと環境教育を一体的に推進するため、全国的なESD推進ネットワークを整備し、全国及び各地方(8ブロック)で当ネットワークのハブ機能を担う「ESD活動支援センター(全国・地方)」を運営し、多様な主体が参画・連携し、ESD活動に取り組む地域ESD活動推進拠点の形成推進・支援等、環境教育の強化を総合的に進める。	○効果的な事業実施方法等について検証する必要があるため。	○令和3年度公開プロセス指摘事項に対するフォローアップについて ○ESD教育に関して関係省庁との連携は十分か。 ○環境省の強みを活かした効果的な取組ができているか。 ○EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。	

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。(注2)事業番号欄には、令和5年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～カのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの



脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業 (一部経済産業省連携事業)

説明資料

2024年5月14日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室



水素社会実現に向けた方向性

- 水素基本戦略（令和5年6月改定、再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議）では、水素社会の実現に向けて、輸入水素等の大規模サプライチェーンと、再エネ等由来水素の地産地消型サプライチェーンの両方を推進していくこととしている。

・海外等も含んだ大規模な水素製造源を活用し、産業等（発電、鉄鋼）の大規模な水素利活用を実施し、安定的、安価かつ低炭素な水素供給体制を確立する。



環境省

- ・地域の再エネ資源を活かし、地域での水素利活用の支援を実施【地産地消型】
- ・主に民生部門等の脱炭素化の需要創出を支援

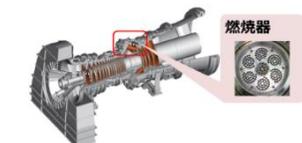


水素利活用の意義、主な用途

- 水素は利用時にCO2を排出しない。特に再エネを活用して製造すると、ライフサイクル全体でCO2を排出せず、脱炭素社会に大きく貢献することから、電力や民生などの各部門での活用が期待されている。
- 一方で、その普及のためには、安定的、安価かつ低炭素な水素供給体制の確立が必要。

電力部門

- ・水素専焼発電
- ・火力発電（水素・アンモニア混焼） + CCUS
／カーボンリサイクル



水素専焼ガスタービン

輸送部門

- ・燃料電池自動車（FCV）
- ・燃料電池バス（FCバス）
- ・燃料電池トラック（FCトラック）
- ・水素ステーションの整備
- ・水素・アンモニア船舶



FCV



FCバス

民生・業務部門

- ・定置用燃料電池
- ・水素コンロ、水素給湯器
- ・小型水素ボイラー（混焼・専焼）
- ・合成メタン等による配送



燃料電池



小型水素ボイラー

産業部門

- ・水素還元製鉄
- ・大型水素ボイラー（混焼・専焼）
- ・工業炉等の水素への燃料転換
- ・基礎化学品合成の低炭素水素の活用



大型水素ボイラー



脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業の支援等することで、将来の水素社会の実現を推進する。

2. 事業内容

脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業

①既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業…委託

地域の再エネ等や既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行う。

②再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業…補助

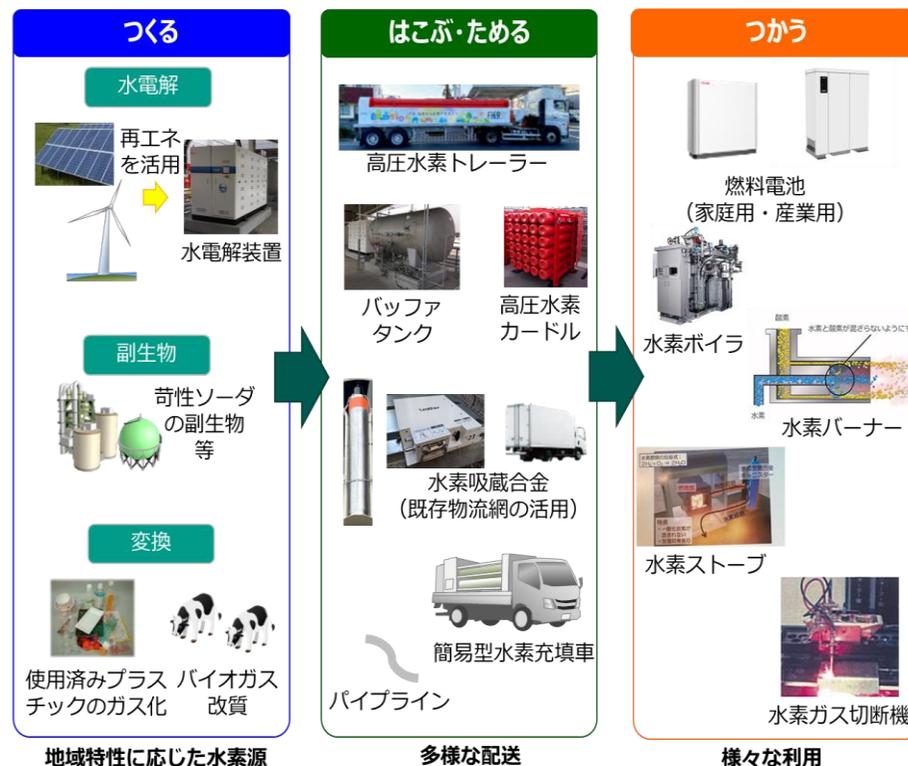
防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行う。

その他、再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業や事業化に向けた設備運用支援事業、水素ステーション保守点検支援事業などを行っている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/2, 2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和7年度（一部令和8年度）

4. 事業イメージ



① 地域水素サプライチェーンモデル構築実証事業の例

事例：小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築実証（北海道室蘭市）

- 既存インフラである祝津風力発電所の電力を活用して製造した水素を、円筒型水素吸蔵合金タンク（MHタンク）に充填し、小規模需要家へ配送して利用する。

→変動性が大きい風力発電であっても水素を安定的に製造することができた。また、既存の再エネを活用することで製造コスト低減が見通せたが、輸送は高コストであった。

しゅくづ
祝津風力発電所



副生酸素



水電解装置

市立室蘭水族館



水素



MHタンク



MHタンクへ充填・
LPガス配送車へ混載



室蘭工業大学職員宿舎



室蘭市テクノセンター



クジラ食堂



室蘭ユースホテル



檜崎製作所



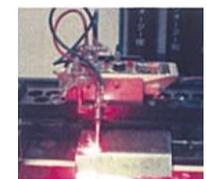
純水素型燃料電池で
熱と電気を供給



小型水素ボイラー
で熱を供給



水素ガス切断機を利用



※支援範囲

②再エネ等由来水素利活用設備の補助事業の例

【補助事例①】ブラザー工業株式会社（愛知県名古屋市）

- ・ 太陽光発電により水素を製造し、カセット式の水素吸蔵合金に充填。
充填した水素吸蔵合金をミュージアムに配送し、館内の電力として活用



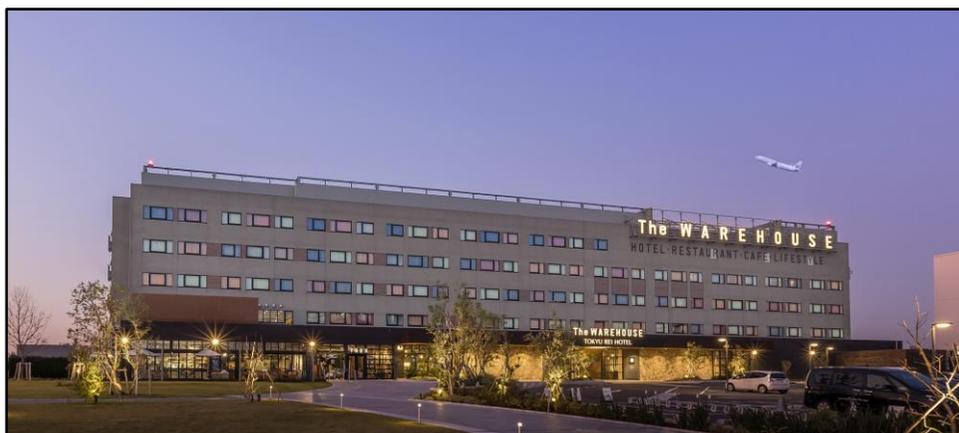
* 1



ミュージアムの屋外に
設置されている
水素吸蔵合金
(カセット式)

【補助事例②】川崎キングスカイフロント東急REIホテル（神奈川県川崎市）

- ・ トヨタ自動車株式会社製燃料電池(FC)モジュールを使用した
「50kW 純水素型定置式 FC 発電システム」を導入し、
令和5年9月1日より水素発電を開始



* 2

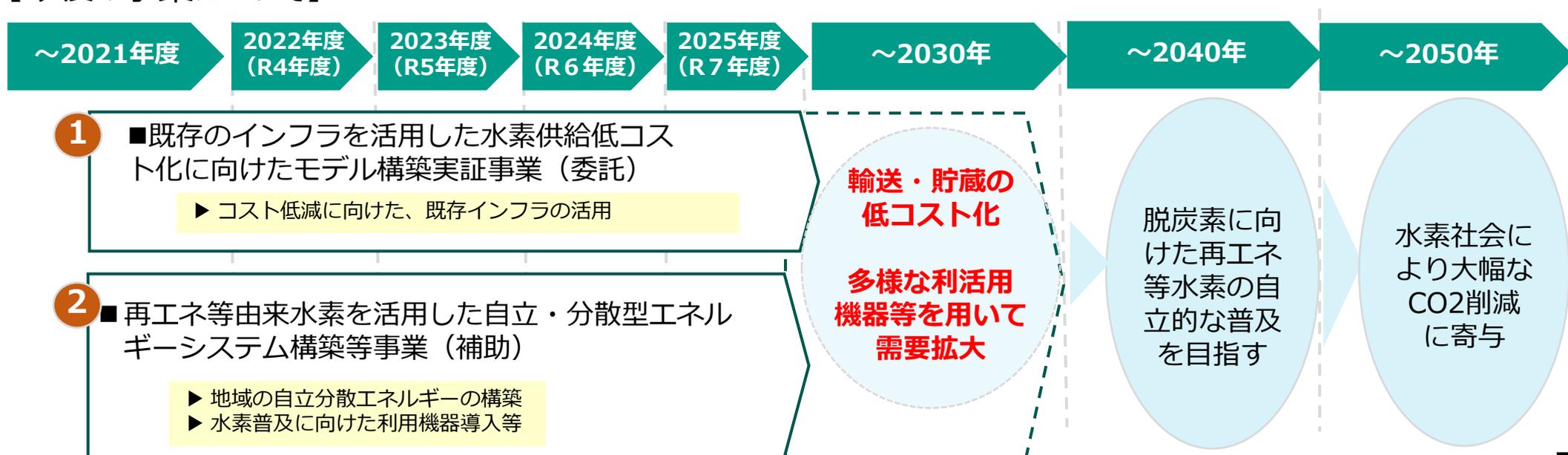


ホテルに設置されている
「50kW 純水素型定置式
FC 発電システム」

本事業のこれまでの成果と課題

- これまでの水素事業から、地域水素サプライチェーンの構築に当たっては、高コストが最大の課題である。
→既存インフラを用いることで、電力コストの低減（余剰電力の活用）、特に製造コストの低減が可能である。
しかし、輸送・貯蔵については引き続き高コストであり、効率的な技術・手法の更なる実証が必要である。
- 輸送・貯蔵の効率化には、需要拡大が課題である。
→多様な利活用機器の開発や設備の規模能力向上が進んでおり、当該機器を用いた実証が必要である。
- 地域の自立分散エネルギーの構築のため、先進的な事業に対し、引き続き支援が必要である。

【今後の事業について】



【選定理由】

- 令和5年6月に改定された「水素基本戦略」では、2050年カーボンニュートラル達成のため、再エネ等の地域資源を活用した水素サプライチェーンモデルの構築を、地域に根ざした形で促進していくことが必要とされており、また、第213回通常国会に水素社会推進法案が提出されるなど、低炭素水素等の供給・利用の早期の促進に向けた政策の優先度が高い事業であるため。

【想定される論点】

- 水素基本戦略に基づく「水素社会実現の加速化」に向け、今後の地域における水素を活用した事業の更なる支援の方向性についてどう考えているか。
- EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。

レビューシート・ロジックモデル

レビューシートにおける活動目標等 (“既存のインフラ～”実証事業①)

活動内容の (アクティビティ)		既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築のためのJFS実証事業を実施する。								
↓										
活動目標及び活動実績の (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		既存のインフラを活用した水素サプライチェーンの実証	実証事業の実施件数(事業開始からの累積)	活動実績	件	10	10	12	-	-
				当初見込み	件	10	10	14	16	18
↓										
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		既存のインフラを活用した水素サプライチェーンの実証を進めることで、地域特性に応じた水素利活用モデルを示し、この実証モデルを参考に、地方自治体・地元事業者が水素利活用に参画した結果、実証事業終了後JFS水素サプライチェーンが地域に実装されることを、本実証事業の目的としている。そのためには、実証事業終了後も継続的に事業を実施していることを示す必要がある。よって、短期アウトカムとして、実証事業終了後の事業継続件数を設定した。								
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		既存のインフラを活用した水素サプライチェーンの実証終了後の事業継続	実証事業終了後の事業継続件数(事業開始からの累積)	成果実績	件	-	-	3	-	
				目標値	件	-	-	4	4	
				達成度	%	-	-	75	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		<p>成果実績:令和3年度実証終了後の事業継続件数</p> <p>目標値:令和3年度実証終了後の事業継続件数に、実証事業終了後の事業継続見込み件数を加えた件数</p> <p>※目標値について、令和4年度から実証終了後事業継続件数0件、令和5年度実証終了件数0件、令和6年度実証終了件数0件のため、継続見込み件数は実績の4件を設定。</p>								
↓										
成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		実証事業の成果による地域水素の利活用モデルの確立や来る2030年に向けた水素需要増加の期待により、今後の地域サプライチェーンの実証を見据え導入可能性を探りたいという地方自治体・事業者の実証事業及びJFS事業への参加が見込まれる。実証事業完了後事業を継続する件数と合わせ、JFS事業終了後、事業を継続する件数も見込まれるため、中期アウトカムとして、実証終了後の事業継続及び構展開と設定した。								

レビューシートにおける活動目標等 (“再エネ等由来水素～”補助事業①)



活動内容の (アクティビティ)		再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築のために設備導入の補助を実施する								
↓										
活動目標及び活動実績の (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		自立・分散型エネルギーシステム構築事業の支援	自立・分散型エネルギーシステム補助事業の実施完了件数 (単年度)	活動実績	件	-	3	8	-	-
				当初見込み	件	-	3	15	16	18
↓										
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	R5年度活動見込みは、R4年度採択でR5年度まで継続している事業4件と、R5年度に新規採択する事業12件(R6予算)を想定して合計16件を設定している。同様にR6年度活動見込みは、R5年度採択事業12件の内、半分が継続しているとの想定、及びR6年度に新規採択する事業12件を想定して合計18件を設定している。設備導入支援を行うことで再エネを活用する自立・分散型エネルギーシステムの件数が増加し、再エネ等由来水素の導入件数の増加によってCO2削減効果が発現されるため、短期アウトカムとしてCO2排出削減量を設定した。									
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		設備導入支援により確立した自立・分散型エネルギーシステムの普及によるCO2削減	年間のCO2排出削減量	成果実績	t-CO2	-	114.7	179	-	
				目標値	t-CO2	-	160.7	895	13,425	
				達成度	%	-	71.4	20	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定量的なアウトカムに関する成果実績		成果実績: 事業実施報告書 目標値: R5年度の新規採択事業12件の内、半分の6件が継続しているとの想定、及びR6年度も12件を想定していることから、合計で18件と想定しており、評価範囲には採択事業見込みのみ加味している。この件数より R4年度のCO2削減量を算出した。								

レビューシートにおける活動目標等 (“再エネ等由来水素～”補助事業②)



↓	成果目標②の 設定理由 (長期アウトカム からのつながり)	設備導入支援の継続と横展開によって再エネを活用する自立・分散型エネルギーシステムが普及し、再エネ等由来水素の導入拡大によって、CO2削減効果が発現されることから、長期アウトカムとしてCO2排出削減量を設定した。						
成果目標及び成果実績③ (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	/	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 12年度
	設備導入支援により確立した自立・分散型エネルギーシステムの普及によるCO2削減	国内の自立・分散型エネルギーシステムによる年間のCO2排出削減量	成果実績	t-CO2	-	114.7	179	-
			目標値	t-CO2	-	160.7	895	428,097
			達成度	%	-	71.4	20	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	成果実績: 事業実施報告書(4年度の実績値は、R2から継続事業の実績・R4採択事業の4年度事業の実績) 目標値: 自立・分散型エネルギーシステムの構築数値の経年推移に伴い補助率も経過させる想定とし、全体補助率が一定という条件下では補助件数が増加すると想定した。水素・燃料電池ロードマップはNEDOの水素燃料電池・水素技術ロードマップより2030年の価格が算され、 圧縮機 0.9億円→0.5億円(経過率:0.56)、蓄電器 0.5億円→0.1億円(経過率:0.20)、水電解装置 20万円/KW→5万円/KW(経過率:0.25)、燃料電池 100万円/KW→50万円/KW(経過率:0.50) となることから、これら経年価格の合計から各年度での経過率(例: R2年度で20.48)を算出し、その進捗を設備価格経過に伴う補助件数の増加率として各年度の補助件数を算出した。2030年度でのCO2削減量は260,747tCO2となった。また、R2年度では、経年の価格経過による波及効果(1/0.48÷2.8)と、水素基本戦略で算された2030年の水素供給価格目標(100円/Nm3→30円/Nm3)より、水素供給価格経過に伴う波及効果(100/30÷3.3)を相加し、R2年度では60,747tCO2×2.8×3.3=428,097tCO2となる。							

課題／目的

- 2050年カーボンニュートラル達成のため脱炭素な再エネ等由来水素を活用した水素社会の実現が必要。
- 水素の国内需要の拡大・低コスト化が必要。
- 再エネ等の地域資源を活用した様々な地域特性や需給を組み合わせた水素サプライチェーンモデルの構築が必要。

インパクト

- 水素の国内需要が拡大し、供給コストが低下する
- 2030年頃には水素が普及し始め2050年には水素社会実現に近づく

2050年カーボンニュートラル達成

インプット

【予算額】 令和6年度当初：4,783百万円

アクティビティ

- ①既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業・・・委託地域の再エネ等や既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行う。
- ②再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業・・・補助防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行う。

アウトプット

- ①既存インフラ活用実証事業の実施件数増加
- ②自立・分散型エネルギーシステム構築等補助事業の実施件数増加

アウトカム

短期：実証事業終了後の事業継続件数、補助事業実施による単年度CO2削減量
中期：実証終了後の事業継続件数とFS終了後の事業継続件数
長期：波及効果も加味し、実証終了後に事業継続されたことによるCO2削減量

参考

水素基本戦略における 「第3章 水素社会実現の加速化に向けた方向性」

①	安定的、安価かつ低炭素な水素・アンモニアの供給
②-1	国内水素サプライチェーンの構築（供給）
②-2	国際水素サプライチェーンの構築（供給）
③	需要の創出
④	大規模なサプライチェーン構築に向けた支援制度の創設（値差支援、拠点整備）
⑤	地域における水素利活用の促進及び自治体との連携
⑥	革新的な技術開発の推進
⑦	国際連携（標準化、多国間枠組み等）
⑧	国民理解

出所：「水素基本戦略」（再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議、2023年6月6日）

■ 水素の需要創出に向けた取り組み

- 環境優位性の高い燃料電池バスや燃料電池フォークリフトの導入を支援
- 電動化が困難な重量車両や建設機械等について、水素内燃機関による脱炭素化を支援
- **再エネ等水素の利活用**につながる機器の導入を支援

■ 地域における水素利活用の促進

- 需要が分散している地域においては、**再エネ等の地域資源を活用**してオンサイトで水素を製造し多様な需要で利用する
- **地域全体で面的にも拡大**しつつ全国各地での水素利活用を推進

■ 自治体との連携

- 地域政策の核となる地方自治体のリーダーシップの下、地域内の企業や関係団体と連携・協働したり、国内及び国際的な地域間連携を推進したりする
- ベストプラクティスや知見の共有・横展開を通じて、地域における水素利活用を更に促進する



① 再生可能エネルギーの導入促進



水素は電力から容易に製造可能であり、また水素は長期貯蔵や輸送ができるため、天候などによって発電量が大きく変動する再生可能エネルギーを活用・調整する仕組みとして期待できる



③ エネルギー消費量の削減

水素と酸素を反応させて電気を取り出す燃料電池は、化石燃料を燃焼させる火力発電や自動車の内燃機関よりエネルギーを無駄なく活用できるため、エネルギー消費量を削減することができる



② 電化困難領域の脱炭素化



産業部門の高温熱利用や船舶・飛行機の輸送燃料等、電化では脱炭素化が困難な領域において、燃料として水素の活用が可能である。さらに水素からの基礎化学品製造や水素還元製鉄もできるため、素材として水素の活用が可能である。水素の利用時にCO₂を排出しないため、燃料の脱炭素化が期待できる



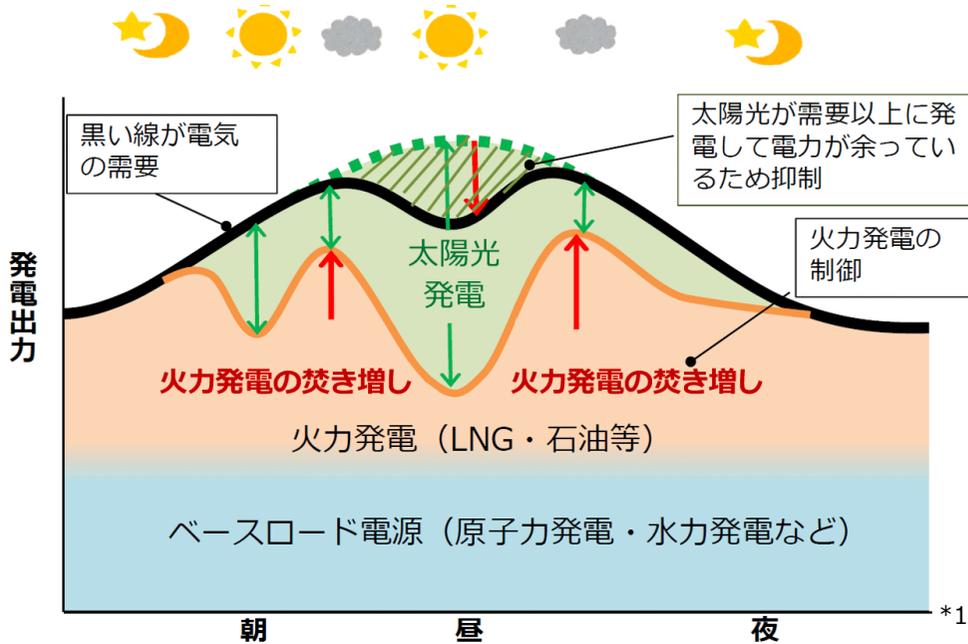
④ その他役割・効果

エネルギー供給源の多様化、技術輸出を含めた経済への波及効果、脱炭素エネルギーの備蓄による災害対策、停電時におけるFCV・FCバスの非常用電源としての活用、自動車の静音化など、その他効果が期待できる（マルチベネフィット）

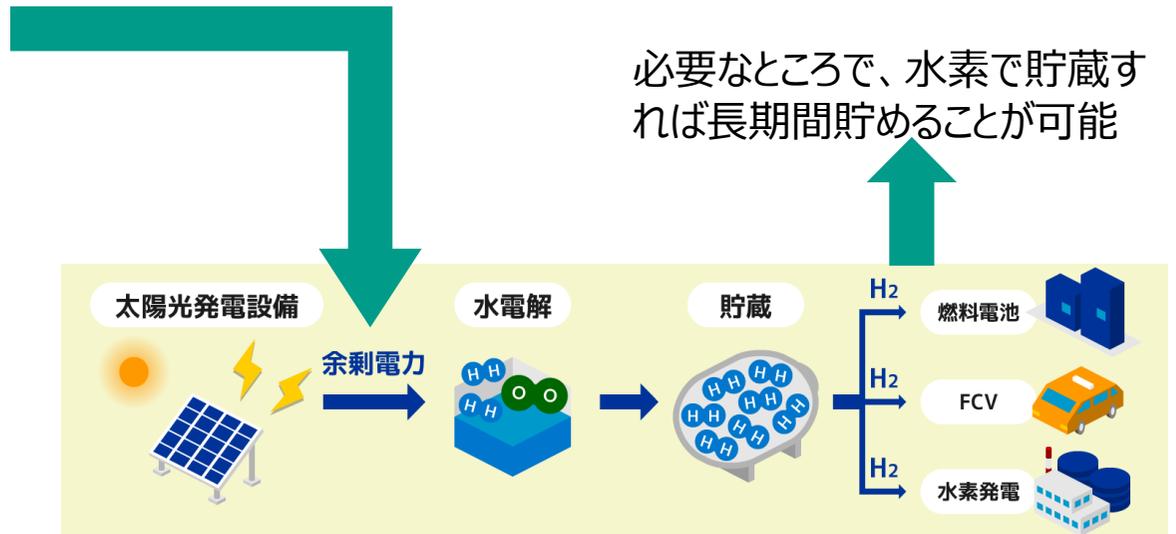


水素の需給調整能力及び蓄電池との比較

- 電力の余剰分を水素として、貯蔵すれば再生可能エネルギーの発電量変動も調整できる。



- 太陽光発電が増えると、需要以上に発電して発生する余剰電力を水素に変換



【参考】水素と蓄電池の比較検討

方式	ユニット容量					エネルギー密度 [Wh/L]	変換効率 [%]	設備コスト [千円/kWh]	需給調整時間幅				
	100kWh	MWh	10MWh	100MWh	GWh				分	時	日	月	
水素化			●	●	●	600	22-50	48-96		●	●	●	
蓄電池	●	●	●	●		20-400	75-95	32-682	●	●	●		
揚水式水力				●	●	0.1-0.2	50-85	28-47	●	●	●		

⇒ 再エネ、蓄電池、水素システムを組み合わせることで様々な場面に対応可能

*2

出所 *1: 経済産業省資源エネルギー庁HP

*2: 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 技術戦略研究センター (TSC)

① 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業の取組状況

② 北海道河東郡鹿追町

家畜ふん尿由来水素を活用した水素サプライチェーン実証事業（エア・ウォーター）**2022年3月に終了**

⑬ 北海道苫小牧市

電力系統に依存しない大規模再エネ水素サプライチェーン構築・実証事業（スパークス・グリーンエナジー & テクノロジー）**2023年度から**

⑧ ⑫ 北海道室蘭市

建物及び街区における水素利用普及を目指した低圧水素配送システム実証事業（大成建設）**2022年3月に終了**

既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業（室蘭ガス）**2022年度から**

⑦ 秋田県能代市

再エネ電解水素の製造貯蔵及び水素混合ガスの供給利用実証事業（NTTデータ経営研究所）**2022年3月に終了**

③ 山口県周南市・下関市

苛性ソーダ由来の未利用な高純度副生水素を活用した地産地消・地域間連携モデルの構築（トクヤマ）**2022年3月に終了**

⑨ 福岡県北九州市

北九州市における地域の再エネを有効活用したCO2フリー水素製造・供給実証事業（北九州パワー）**2023年3月に終了**

⑪ 大阪府大阪市

都市部における再エネ由来水素と生ごみ由来バイオガスを活用したメタネーションによる水素サプライチェーン構築・実証事業（大阪ガス）**2022年度から**

⑤ 北海道白糠町・釧路市

小水力由来の再エネ水素の導入拡大と北海道の地域特性に適した水素活用モデルの構築実証（東芝ESS）**2021年3月に終了**

⑥ 宮城県富谷市

富谷市における既存物流網と純水素燃料電池を活用した低炭素水素サプライチェーン実証（日立製作所）**2022年3月に終了**

⑩ 福島県浪江町

最適運用管理システムを活用した低コスト再エネ水素サプライチェーン構築・実証（大林組）**2020年度から**

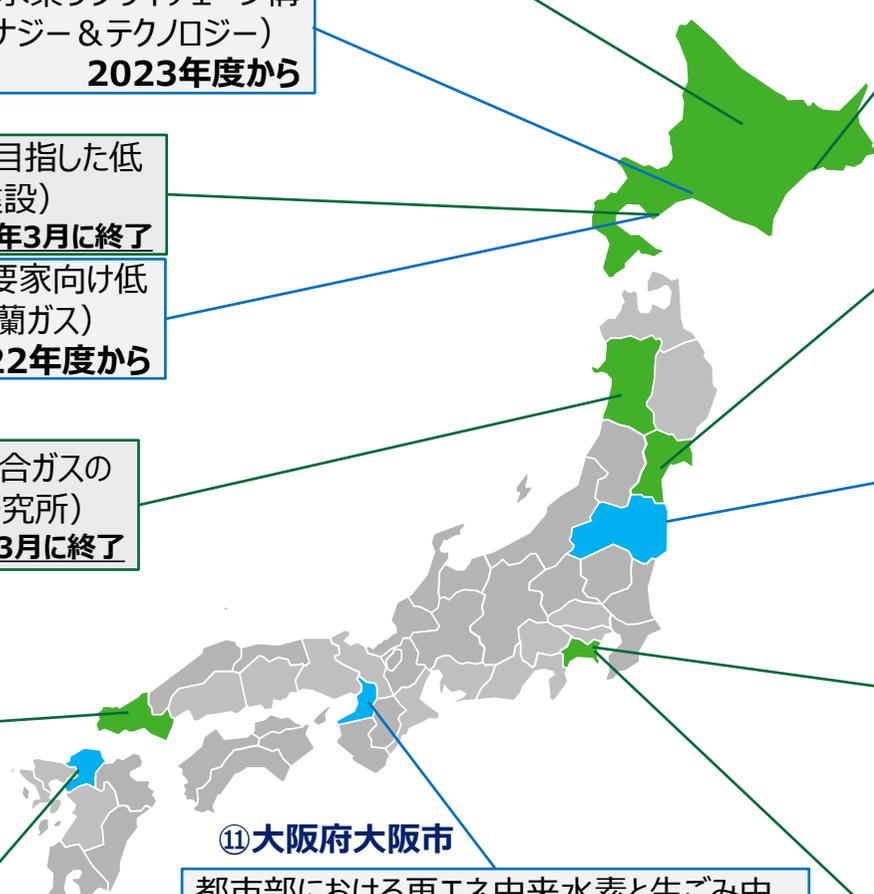
④ 神奈川県川崎市

使用済みプラスチック由来低炭素水素を活用した地域循環型水素地産地消モデル実証事業（昭和電工）**2022年3月に終了**

① 神奈川県横浜市・川崎市

京浜臨海部での燃料電池フォークリフト導入とクリーン水素活用モデル構築実証（トヨタ自動車）**2021年3月に終了**

■ : 地域連携・低炭素水素技術実証事業（2015～）
■ : 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業（2020～）



※ () の中は代表事業者を示す

②再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業の取組状況



- 2020年度から地域の再エネ等水素の需要拡大のため、水素利活用につながる機器等の導入を支援
- 補助開始時は小型製造装置や小型タンク、燃料電池等の申請だったが、2023年度は産業用ボイラーや大型タンク等の申請があった。

「自立分散型エネルギーシステム構築事業」

BCP対応にも活躍

再エネからオンサイトで水素を製造・貯蔵し、エネルギーを共有するシステムを支援

- 太陽光発電の余剰電力を余すことなく再エネ水素で地産地消
- 水素の長期貯蔵の利点を最大限活かし、災害時も貯蔵水素のクリーン発電で自立運転。地域の防災力強化に貢献



《補助率》
 ▶市町村、中小企業 2/3
 ▶都道府県、政令市、民間企業 1/2

「水素利活用機器導入促進及び社会実装支援事業」

再エネ水素への移行を見据え

既存システムから水素利用につながる移行期に活躍する機器への支援

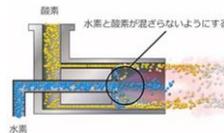
- 水素と既存燃料の混焼などの機器導入により需要拡大
- 将来的に再エネ水素の割合を高めることを見越し、さらなるCO2削減に貢献



産業用燃料電池



水素ボイラー



水素バーナー

その他水素発電など

《補助率》
 ▶市町村、中小企業 2/3
 ▶都道府県、政令市、民間企業 1/2

再エネ水素の機器導入支援

地域の再エネ等水素を活用した地域サプライチェーン構築のための設備導入を支援

- 再エネ等水素サプライチェーンの社会実装に必要な設備を導入することでCO2削減に貢献



水電解装置



バッファタンク



水素充填ユニット

その他サプライチェーン構築につながる水素利用設備 など

《補助率》
 ▶市町村、中小企業 2/3
 ▶都道府県、政令市、民間企業 1/2

令和5年度行政事業レビューシート

(環境省)

事業名	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業(一部経済産業省、国土交通省連携事業)			担当部局	地球環境局	作成責任者						
事業開始年度	平成27年度	事業終了(予定)年度	令和7年度	担当課室	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	室長 塚田 源一郎						
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定											
根拠法令(具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ同法施行令第50条第7項第10号			関係する計画、通知等	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) 水素基本戦略(令和5年6月6日再生可能エネルギー・水素等関係関係会議改定) 第6次エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)							
政策	-			主要経費	エネルギー対策費							
施策	1. 地球温暖化対策の推進											
政策体系・評価書URL	https://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html											
事業の目的(5行程度以内)	水素は、活用においてCO2を排出しない、地球温暖化対策上重要なエネルギーである。2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成のため、CO2排出量削減に大きく寄与する再エネ等由来水素の利活用が必須となるが、水素の供給コスト削減と、多様な分野における需要の創出を一体的に進める必要がある。地球温暖化対策計画(R3.10.22)＞。また、地域資源(再生可能エネルギー、副生水素、廃プラスチック、家畜糞尿、下水汚泥、生活ごみ等)を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備とそれらをつなぐインフラネットワーク整備を通じた地域水素サプライチェーン構築を地域特性に応じて、様々な需給を組み合わせた実証モデルの構築を進めることにより、地域に根差した形で促進していくことが重要である。水素基本戦略(R5.6.6)＞。本事業では、CO2削減効果及び波及性が高い再エネ等由来水素サプライチェーンモデルの構築と需要拡大及び燃料電池産業車両の普及を促進させることにより、CO2排出削減に大きく寄与することを目的とする。											
現状・課題(5行程度以内)	将来を見据えた「地域における水素サプライチェーンの構築」を目指し、地域連携・低炭素水素技術実証事業(H27～R3)において実証してきた結果、「地域における水素サプライチェーンの構築」は技術的に成立可能であるが、同時に「水素供給コストの低減」と「水素需要の拡大」の課題があることも分かった。そのため、R2からは「水素供給コストの低減」にむけて、既存のインフラを活用した実証事業を取り組んでいる。また、「水素需要の拡大」に対する改善策としては、水素サプライチェーンを構築するための設備機器やモビリティへの導入支援にも取り組んでいる。 ただし、まだ低コスト化や普及拡大には至っておらず、引き続き実証事業による展開へのつながり、設備導入支援等による水素利活用の普及拡大に取り組む必要がある。加えて、水素サプライチェーンが地域に根ざすためには、自治体や地元事業者の参画が必要であり、BCP及び経済波及効果等の水素付加価値を検討し、これらの結果をもとに自治体等への支援を行うとともに、地域資源を活用した地域水素サプライチェーン構築に関する各地のモデル実証について、地域での水素利活用に関心を持つ自治体・企業等が参照でき、自治体間で共有できるよう、各種実証事例や水素の基礎情報等をウェブサイト等を通じて情報発信している。水素基本戦略(R5.6.6)＞。											
事業概要(5行程度以内)	再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 水素内燃機関活用による重運車等脱炭素化実証事業 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業											
事業概要URL	https://www.env.go.jp/content/000097314.pdf https://www.env.go.jp/seisaku/list/ondanka_saisei/lowcarbon-h2-sc/PDF/A4_suiso_pamphlet_N2022.pdf											
実施方法	委託・請負、補助											
補助率等	(1)②再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 補助率:2/3、1/2 (2)①水素内燃機関活用による重運車等脱炭素化実証事業 補助率:1/2 (2)②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業 補助率:1/2、1/3 (2)③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 補助率:2/3、1/2											
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	令和2年度	3,580	令和3年度	6,580	令和4年度	6,580	令和5年度	6,579	令和6年度要求	5,578
		補正予算(B)		-		-		-		-		-
		前年度から繰越し(C)		2,001		88		1,566		471		-
		翌年度へ繰越し(D)		▲ 88		▲ 1,566		▲ 471		-		-
		予備費等(E)		-		-		-		-		-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)		5,493		5,102		7,675		7,050		5,578
		執行額(G)		4,995		2,730		4,218		-		-
		執行率(%) =(G)/(F)		91%		54%		55%		-		-
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]		140%		41%		64%		-		-
		令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算項目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)					
(項)	エネルギー需給構造高度化対策費				【主な増減理由】 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業の見直し等による減額。							
(目)	二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費		3,568	3,480								
(目)	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金		3,011	2,098								
	その他		0	0								
	計(A)	6,579	5,578									

↓		活動目標		活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
活動目標及び活動実績② (アウトプット)		自立・分散型エネルギーシステム構築事業の支援	自立・分散型エネルギーシステム補助事業の実施完了件数(単年度)	活動実績	件	-	3	8	-	-	
				当初見込み	件	-	3	15	16	18	
↓		成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		R5年度活動見込みは、R4年度採択でR5年度まで継続している事業4件と、R5年度に新規採択する事業12件(R6予算)を想定して合計16件を設定している。同様にR6年度活動見込みは、R5年度採択事業12件の内、半分が継続しているとの想定、及びR6年度に新規採択する事業12件を想定して合計18件を設定している。設備導入支援を行うことで再エネを活用する自立・分散型エネルギーシステムの件数が増加し、再エネ等由来水素の導入件数の増加によってCO2削減効果が発現されるため、短期アウトカムとしてCO2排出削減量を設定した。							
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)		設備導入支援により確立した自立・分散型エネルギーシステムの普及によるCO2削減	年間のCO2排出削減量	成果実績	t-CO2	-	114.7	179	目標年度 6年度		
				目標値	t-CO2	-	160.7	895	13,425		
				達成度	%	-	71.4	20	-		
↓		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		成果実績:事業実施報告書 目標値: R5年度の新規採択事業12件の内、半分の6件が継続しているとの想定、及びR6年度も12件を想定していることから、合計で18件と想定しており、評価範囲には採択事業見込みのみ加味している。この件数より、R4年度のCO2削減量を算出した。							
↓		成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		設備導入支援の継続と横展開によって再エネを活用する自立・分散型エネルギーシステムが普及し、再エネ等由来水素の導入拡大によって、CO2削減効果が発現されることから、長期アウトカムとしてCO2排出削減量を設定した。							
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)		設備導入支援により確立した自立・分散型エネルギーシステムの普及によるCO2削減	国内の自立・分散型エネルギーシステムによる年間のCO2排出削減量	成果実績	t-CO2	-	114.7	179	目標最終年度 12年度		
				目標値	t-CO2	-	160.7	895	428,097		
				達成度	%	-	71.4	20	-		
↓		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		成果実績:事業実施報告書(R4年度の実績値は、R3から継続事業の実績+R4採択事業の内単年度事業の実績) 目標値: 自立・分散型エネルギーシステムの構築設備の低価格化に伴い補助額も低減させると想定し、全体補助額が一定という条件下では補助件数が増加すると想定した。水素・燃料電池ロードマップとNEDOの水素燃料電池・水素技術ロードマップより2030年の価格が示され、 圧縮機 0.9億円→0.5億円(低減率:0.56)、蓄圧器 0.5億円→0.1億円(低減率:0.20)、水電解装置 20万円/kW→5万円/kW(低減率:0.25)、燃料電池 100万円/kW→50万円/kW(低減率:0.50)となることから、これら機器価格の合計から各年度での低減率(例:R12年度では0.43)を算出し、その逆数を設備価格低減に伴う補助件数の増加率として各年度の補助件数を算出した。2030年度でのCO2削減量は60.747tCO2となった。 また、R12年度では、機器の価格低減による波及効果(1/0.43≒2.3)と、水素基本戦略で示された2030年の水素供給価格目標(100円/Nm3→30円/Nm3)より、水素供給価格低減に伴う波及効果(100/30≒3.3)を加味し、R12年度では60.747tCO2×2.3×3.3=428.097tCO2となる。							
アウトカム設定についての説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由									
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由									

<p>活動内容③ (アクティビティ)</p>	<p>重量車においては出力特性等の技術的課題から電動化困難領域とされており、運輸部門の脱炭素化に向けて電動化以外のソリューションを見出すことが必要。そのため内燃機関の活用を前提とし、燃料を脱炭素化する等の検証が必要。本事業では燃料の脱炭素化のうち、水素を直接内燃機関の燃料として活用することを検証するため、既存の重量車両を水素内燃機関に改造(開発)し、想定されるユースケースにおいて利用(実証)し、その実用性及び環境有留意性等の評価・検証を行う。</p>									
<p>↓</p>										
<p>活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)</p>	<p>活動目標</p>	<p>活動指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>5年度 活動見込</p>	<p>6年度 活動見込</p>		
<p>↓</p> <p>成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)</p>	<p>実証事業採択に伴い、各事業ごとに達成すべき技術開発項目が事業者より提示され、有識者による委員会により承認される。そのため短期アウトカムには有識者委員会により付された技術開発項目の達成率をおき、年度末に実施される中間評価レビューの結果を以って評価する。</p>									
<p>成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)</p>	<p>成果目標</p>	<p>定量的な成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>目標年度 6年度</p>			
<p>↓</p> <p>成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)</p>	<p>実証事業終了後の上市に伴う初期需要創出フェーズにおける上市製品数を以って中期アウトカムを評価する。</p>									
<p>成果目標及び成果実績 ③-2 (中期アウトカム)</p>	<p>成果目標</p>	<p>定量的な成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>目標年度 10年度</p>			
<p>↓</p> <p>成果目標③-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)</p>	<p>実証事業終了後の上市に伴う初期需要創出フェーズにおける上市製品数を以って中期アウトカムを評価する。</p>									
<p>成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)</p>	<p>成果目標</p>	<p>定量的な成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>目標最終年度 12年度</p>			
<p>↓</p> <p>成果目標③-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)</p>	<p>実証事業終了後の上市に伴う初期需要創出フェーズにおける上市製品数を以って中期アウトカムを評価する。</p>									
<p>活動内容④ (アクティビティ)</p>	<p>(2)一②地方公共団体、民間事業者・団体等による燃料電池車両の導入を支援する。</p>									
<p>活動内容④ (アクティビティ)</p>	<p>アクティビティ③について定量的なアウトカムを設定している理由</p> <p>アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由</p>									

↓										
活動目標及び活動実績④ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		燃料電池産業車両の導入補助	本事業にて実施した産業車両等の燃料電池化補助事業による補助車両数(単年)	活動実績	台	106	80	34	-	-
				当初見込み	台	169	79	100	100	-
↓		成果目標④-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
		燃料電池フォークリフト、バス等の導入補助事業を実施することで、化石燃料を動力とする従来車両と置き換わり、その分二酸化炭素排出量が削減されると考えられるため、短期アウトカムとして燃料電池フォークリフト、バス等の導入補助を実施したことによる二酸化炭素排出削減量を設定した。								
成果目標及び成果実績④-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		燃料電池フォークリフト、バス等の導入補助を実施したことによる二酸化炭素排出削減	二酸化炭素排出削減量(単年)	成果実績	kgCO2/年	743	-	-	-	
				目標値	kgCO2/年	1,380	500	414	414	
				達成度	%	53.8	-	-	-	
↓		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
		成果実績：応募申請書、二酸化炭素排出削減効果に関する報告書、完了実績報告書等 目標値：積算書類、応募申請書、二酸化炭素排出削減効果に関する報告書、完了実績報告書等								
↓		成果目標④-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
		燃料電池産業車両の導入支援の取り組みを継続的に実施する事により、自立普及もあいまって、市場における燃料電池バス及びフォークリフトの台数が水素基本戦略(平成29年12月26日)において目指すこととしている1,200台及び1万台まで増加することを見込み、長期アウトカムとして市場における燃料電池バス及びフォークリフトがそれぞれ1,200台及び1万台まで増加した場合の二酸化炭素排出削減量を長期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績④-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 12年度	
		市場における燃料電池バスが1,200台、燃料電池フォークリフトが1万台まで増加した場合の二酸化炭素排出削減量	二酸化炭素排出削減量(累積)	成果実績	t-CO2	34,073	41,347	43,614	-	
				目標値	t-CO2	-	-	-	1,000,163	
				達成度	%	-	-	-	-	
↓		成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績								
		成果実績：応募申請書、二酸化炭素排出削減効果に関する報告書、完了実績報告書、水素基本戦略等 目標値：応募申請書、二酸化炭素排出削減効果に関する報告書、完了実績報告書、水素基本戦略等								
アウトカム設定についての説明		アクティビティ④について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ④についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容⑤ (アクティビティ)		(2)ー③地方公共団体、民間事業者・団体等が環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業により導入した、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や設備の高効率化改修を支援する。								
↓										
活動目標及び活動実績⑤ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		水素需要拡大のためFCVIに燃料を供給する再エネ水素ステーションの保守点検、高効率化改修を支援する。	保守点検または設備の高効率化の実施件数(単年)	活動実績	件	13	16	13	-	-
				当初見込み	件	30	33	33	16	-
↓		成果目標⑤-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
		水素社会の実現に向けて、現状高額で事業者にとって負担となっている再エネ水素ステーションの維持費用の補助を継続的に実施することで、将来的な水素需要拡大につながると考え、短期アウトカムとして再エネ水素ステーションの保守点検、高効率化改修支援の継続を設定した。								
成果目標及び成果実績⑤-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		二酸化炭素排出量削減目標を達成する事業者数の増加	二酸化炭素排出量削減目標達成事業者の割合	成果実績	kgCO2/年	62	-	-	-	
				目標値	kgCO2/年	62	64	66	70	
				達成度	%	100	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		成果実績: 応募申請書、完了実績報告書等 目標値 : 成果実績、応募申請書、完了実績報告書等等								
↓		成果目標⑤-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
		燃料電池自動車の利用が増え、二酸化炭素排出量削減目標達成事業者数が増加することより、燃料電池自動車の普及及び水素需要が拡大し、波及効果により全国の水素ステーションの設置箇所数の増加が見込まれる。よって、長期アウトカムとして、水素ステーションの整備箇所数を設定した。								
成果目標及び成果実績⑤-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 12年度	
		水素ステーションの整備箇所数の増加	水素ステーションの整備箇所数(累積)	成果実績	箇所	137	155	-	-	
				目標値	箇所	224	256	288	1,000	
				達成度	%	61.2	60.5	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		成果実績: 総合資源エネルギー調査会 第1回 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素政策小委員会/資源・燃料分科会 アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会 合同会議資料3、第24回 水素・燃料電池戦略協議会資料1 目標値 : 水素基本戦略等								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ⑤について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ⑤についてアウトカムが複数設定できない理由								
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等		名称								
		URL								
		該当箇所								
事業所管部局による点検・改善										
点検結果		・アクティビティ①について、既存のインフラを活用することで、低価格で水素を供給可能なサプライチェーン構築を目指し実証を行っており、それぞれの実証で検討会を設置し、事業性の検討を行っている。また、各実証で得られた知見を有識者に諮り、より精緻に今後の水素社会のあり方を検討する際の検討材料となっている。 ・アクティビティ②について、自立・分散型エネルギーシステムの補助件数の増加に伴い、年間のCO2排出削減量も増加している。再エネ等由来水素の利用は地球温暖化対策の観点から重要であるが、コスト・技術的な課題があり、民間事業者等の自発的な取組のみでは課題解決が難しいため、国の実証事業・導入補助事業による支援が必要である。一方で本事業の執行率は令和3、4年度ともに低いが、要因としてコロナや半導体不足などの社会情勢により設備導入が見送られ、申請数が少なくなったことが想定される。 ・アクティビティ③について、短期アウトカムに示した上市製品数はまだない。 ・アクティビティ④について、短期アウトカムに示した二酸化炭素排出削減量が目標に届いていない。 ・アクティビティ⑤について、短期アウトカムに示した二酸化炭素排出削減目標達成事業者の割合が6割程度に留まっている。					目標年度における効果測定に関する評価(令和8年度実施)			
改善の 方向性		・アクティビティ①について、各実証で得られたデータからビジネスに繋がる要素を分析し、面的な要素を加えて検討することで、より精緻で実現性の高い事業化モデルを構築する。 ・アクティビティ②について、CO2排出量の削減に向けて、事業実施中及び事業終了後も事業者をフォローし、事業を管理する。 ・アクティビティ③について、製品の上市及びCO2排出量の削減に向けて、事業実施中及び事業終了後も事業者をフォローし、事業を管理する。 ・アクティビティ④について、半導体不足等による導入車両の稼働率の低下に起因するものであり、半導体不足等の解消と共に改善することが期待される。 ・アクティビティ⑤について、CO2排出量の削減に向けて、事業実施中及び事業終了後も事業者をフォローし、事業を管理する。								

費目	A.		B.		
	使 途	金 額 (百万円)	使 途	金 額 (百万円)	
人件費	脱炭素な地域水素サプライチェーンの在り方の検討等	197	業務費	体験型広報コンテンツ作成業務等	7
消費税及び地方消費税	—	22			
外注費	体験型広報コンテンツ作成業務等、委託者：(株)ケイテック、横浜国立大学、エクサブレイン、(株)名古屋テレビ映像、(株)WordLINK、(株)サンワ	17			
諸謝金	会議等出席謝金	1			
旅費	研究調査旅費、有識者旅費	1			
その他(印刷製本費、雑役務費)	報告書印刷費、コンテナ使用料等	1			
自己負担	—	▲ 29			
計		210	計		7
費目	C.		D.		
	使 途	金 額 (百万円)	使 途	金 額 (百万円)	
借料及び損料	水電解装置関連リース料等	258	業務費	プロジェクトマネジメント支援等	19
共同実施費	水電解活用型EMSの運用に関する実用化に向けての検討等 株式会社IH、福岡酸素株式会社、ENEOS株式会社	68			
消費税及び地方消費税	—	39			
一般管理費	—	35			
外注費	プロジェクトマネジメント支援等、委託者：プラザー工業、デロイトーマツコンサルティング合同会社、エスアイエス	22			
人件費	水電解活用型EMSの運用に関する実用化に向けての検討等	7			
雑役務費	英語サマリー作成費等 委託者：アウルズ	2			
その他(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、諸謝金、旅費)	室業購入費、報告書印刷費、水道代、会議等諸謝金、検討会委員出張旅費	1			
計		432	計		19
費目	E.		F.		
	使 途	金 額 (百万円)	使 途	金 額 (百万円)	
雑役務費	水素サプライチェーン最適化システムの実用化に向けた検討 委託者：デロイトーマツコンサルティング合同会社	140	業務費	水素サプライチェーン最適化システムの実用化に向けた検討	32
人件費	浪江町及び福島県内の水素関連動向等の調査および浪江町での将来モデルの検討等	83			
一般管理費	—	39			
消費税及び地方消費税	—	33			
外注費	水素サプライチェーン最適化システムの実用化に向けた検討 委託者：デロイトーマツコンサルティング合同会社	32			
借料及び損料	水素ガス供給設備、カードリース料等	22			
通信運搬費	水素運搬費、EMS通信料	14			
旅費	研究調査旅費	1			
その他(光熱水費、諸謝金、会議費)	電気料、水道料、検討会謝金、検討会飲み物代	2			
計		366	計		32
費目	G.		H.		
	使 途	金 額 (百万円)	使 途	金 額 (百万円)	
共同実施費	共同実施者：(公財)産学連携センター、産学連携九州、大成建設(株)、エアウォーター北海道(株)、(株)東電電社	115	共同実施費	水素サプライチェーンの全体設計等、共同実施者：フェリックスパートナーズ(株)、広島大学	11
消費税及び地方消費税	—	12	人件費	水素サプライチェーンの構築に関する調査等	4
人件費	実証設備の設計及び設置等	8	外注費	再エネ電力活用設計の検討、委託者：フライングビジョン(株)	3
その他(一般管理費、旅費、印刷製本費、諸謝金、会議費)	検討会委員旅費、PR/イベント印刷費、検討会委員謝金、検討会飲料費	1	消費税及び地方消費税	—	1
自己負担	—	▲ 1	旅費	研究調査旅費	1
計		135	計		20

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 デロイトーマツコンサルティング合同会社	7010001088960	水素サプライチェーン全体でCO2削減効果の評価するためのガイドラインの策定	210	一般競争契約(総合評価)	1	95.2%	—

B.

支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 国立大学法人横浜国立大学	6020005004971	水素の経済波及効果に係る定量化	7	随意契約(その他)	—	—	—
2 株式会社ケイテック	1140001007384	水素利活用体験型広報コンテンツ作成業務	7	随意契約(その他)	—	—	—
3 株式会社エクサブレイン	4010701016133	ウェブサイト改訂業務	1	随意契約(その他)	—	—	—
4 株式会社名古屋テレビ映像	9180001039045	動画再編集・再加工業務	1	随意契約(その他)	—	—	—
5 株式会社WordLINK	3130001060168	動画英語版製作	0.3	随意契約(その他)	—	—	—
6 株式会社サンワ	8010001017910	日本語&英語パンフおよびパネル改定	0.2	随意契約(その他)	—	—	—

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社北九州パワー	3290801022054	北九州市における地域の再エネを有効活用したCO2フリー水素製造・供給実証事業	363	随意契約(公募)	-	-	-
2	株式会社IH1	4010601031604	北九州市における地域の再エネを有効活用したCO3フリー水素製造・供給実証事業	40	随意契約(その他)	-	-	-
3	福岡酸素株式会社	1290001049544	北九州市における地域の再エネを有効活用したCO4フリー水素製造・供給実証事業	27	随意契約(その他)	-	-	-
4	ENEOS株式会社	4010001133876	北九州市における地域の再エネを有効活用したCO5フリー水素製造・供給実証事業	1	随意契約(その他)	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	デロイト・トーマツコンサルティング合同会社	7010001088960	プロジェクトマネジメント支援	19	随意契約(その他)	-	-	-
2	ブラザー工業株式会社	8180001010997	燃料電池撤去業務	1	随意契約(その他)	-	-	-
3	有限会社エス・アイ・エス	6290802018817	水道撤去業務	1	随意契約(その他)	-	-	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社大林組	7010401088742	最適運用管理システムを活用した低コスト再エネ水素サプライチェーン構築・実証	366	随意契約(公募)	-	-	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	デロイト・トーマツコンサルティング合同会社	7010001088960	水素サプライチェーン最適化システムの実用化に向けた検討	32	随意契約(その他)	-	-	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	エア・ウォーター北海道株式会社	4430001022194	既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業	73	随意契約(その他)	-	-	-
2	室蘭ガス株式会社	3430001057118	既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業	22	随意契約(公募)	-	-	-
3	株式会社北弘電社	4430001015751	既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業	20	随意契約(その他)	-	-	-
4	大成建設株式会社	4011101011880	既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業	15	随意契約(その他)	-	-	-
5	株式会社産学連携機構九州	5290001020154	既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業	4	随意契約(その他)	-	-	-
6	国立大学法人室蘭工業大学	4430005010204	既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業	2	随意契約(その他)	-	-	-
7	公益財団法人室蘭テクノセンター	2430005009834	既存のガス配送網を活用した小規模需要家向け低圧水素配送モデル構築・実証事業	2	随意契約(その他)	-	-	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	NX商事株式会社	1010001025515	大崎上島町における地産地消の水素サプライチェーンモデル構築FS調査事業	10	随意契約(公募)	-	-	-
2	フェリックス・パートナーズ株式会社	1010001103535	水素サプライチェーンの全体設計	9	随意契約(その他)	-	-	-
3	国立大学法人広島大学	1240005004054	～2030年、～2050年に向けた瀬戸内沿岸重化学工業への水素利活用グランドデザイン	2	随意契約(その他)	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

I.			J.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
業務費	再エネ電力活用設計の検討	3	人件費	水素等需要量・製造量の検討等	10
			共同実施費	共同実施者:北酸(株)、神岡鉱業(株)	7
			消費税及び地方消費税	—	2
			その他(旅費、印刷製本費、諸謝金、一般)	研究調査旅費、会議等出席謝金、報告書等印刷費	
計		3	計		19
K.			L.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外注費	水素製造設備及び貯蔵設備に関する各種調査、検討支援等 受託者:北酸(株)、三国商事(株)、(株)ウェンティ・ジャパン	9	業務費	水素製造設備及び貯蔵設備に関する各種調査、検討支援等	5
人件費	既存の風力発電事業及び将来の風力発電事業における余剰電力量の把握等	8			
消費税及び地方消費税	—	2			
その他(旅費、印刷製本費、)	研究調査旅費、報告書等印刷費、会議等出席謝金	1			
計		20	計		5
M.			N.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	燃料貯蔵システム設備、燃料電池電源システム設備等賃借料	250	消耗品費	燃料電池購入費等	336
共同実施費	実証する水素サプライチェーンの普及展開に向けた検討等 共同実施者:鹿島建設(株)、日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)、日本エアプロダクツ(株)	129	雑役務費	EMSシステム開発関連費等	135
雑役務費	水素製造設備点検等	80	一般管理費	—	82
一般管理費	—	56	人件費	水素サプライチェーン最適化システムにおける搬送パターンの検討等	69
消費税及び地方消費税	—	56	消費税及び地方消費税	—	66
光熱水費	水素製造設備運転用電気代、ガス代、上下水道料	18	外注費	令和3年度既存の再エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業に係る検証評価業務 受託者:デロイト トーマツコンサルティング合同会社	32
人件費	設備の運転管理・メンテナンス等	14	借料及び損料	水素充填装置、水素カードル借上料	7
賃金	設備の運転管理・メンテナンス	3	その他(旅費、通信運搬費、)	現地調査・会議出席旅費、水素運搬費、検討会出席謝金	1
消耗品費	液体酸素、液体窒素購入費等	3	自己負担	—	▲ 7
旅費	関係者間連携にかかる旅費	2			
計		611	計		721
O.			P.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
業務費	令和3年度既存の再エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業に係る検証評価	32	事業費	再エネ由来の自立・分散型のエネルギーシステム、水素利活用機器、水素サプライチェーンの社会実装に必要な機器に対する	994
			事務費	人件費等	55
計		32	計		1,049

Q.			R.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	46	事業費	水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業	160
計		46	計		160
S.			T.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	地域再エネ水素ステーション保守点検事業	3	事業費	既存サプライチェーン活用による設備運用事業	33
計		3	計		33

費目・使途
 「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	U.			V.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	水素エンジン試験、報告書作成等	20.3	人件費	水素エンジン試験、報告書作成等	2.7
	消耗品費	車両製作及びエンジン耐久試験用	45.2	共同実施費	事業性評価	1
	雑役務費	一部試験費用	3.3	その他	印刷製本費、一般管理費	0.4
	共同実施費	水素エンジン開発、環境性・経済性評価、実証試験	65.3	消費税及び地方消費税	—	0.4
	その他	諸謝金、旅費、印刷製本費、一般管理費	10.9			
	消費税及び地方消費税	—	14.5			
	計		159.5	計		4.6
	W.			X.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
人件費	ディーゼルエンジンの水素化等	87.9	設備費	解析ソフト等	2.8	
消耗品費	インジェクター等	40.3				
雑役務費	エンジン性能測定等	22				
借料及び損料	重量車分解組立作業場所等	17.8				
外注費	プログラムマネジメント等	12.9				
旅費	ディーゼルエンジンの水素化等	3.5				
賃金	職員	2.6				
光熱水費	エンジンベンチ水素等	2.5				
その他	諸謝金、消費税等	48.8				
計		238.3	計		2.8	

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	Y.			Z.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	ディーゼルエンジンの水素化等	84.6	工事費	エンジンベンチ建屋等	28
	消耗品費	エンジン部品等	33	設備費	燃焼解析装置等	10.3
	雑役務費	タンク搭載設計費等	18.3			
	外注費	プログラムマネジメント等	13.4			
	借料及び損料	重量車分解組立作業場所等	3.3			
	賃金	職員	1.6			
	その他	印刷製本費、通信運搬費、一般管理費等	21.2			
	消費税及び地方消費税	—	17.5			
計		192.9	計		38.3	

I								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ブライトビジョン	2011001110826	再エネ電力活用設計の検討	3	随意契約(その他)	-	-	-

J								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本エヌ・ユー・エス株式会社	8011101057185	飛騨市の既設水力発電を利用した低コスト水素供給事業FS調査	13	随意契約(公募)	-	-	-
2	北酸株式会社	5230001002819	飛騨市の既設水力発電を利用した低コスト水素供給事業FS調査	5	随意契約(その他)	-	-	-
3	神岡鉱業株式会社	7200001025515	飛騨市の既設水力発電を利用した低コスト水素供給事業FS調査	2	随意契約(その他)	-	-	-

K								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大日本コンサルタント株式会社	8013301006938	風力発電由来の水素製造及び水素混焼エンジンを活用した秋田港水素化構想	20	随意契約(公募)	-	-	-

L								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	北酸株式会社	5230001002819	水素製造設備及び貯蔵設備に関する各種調査、検討支援	5	随意契約(その他)	-	-	-
2	三国商事株式会社	2410001006481	秋田港内水素利用ポテンシャル調査支援	2	随意契約(その他)	-	-	-
3	株式会社ウエンティ・ジャパン	1410001009857	余剰電力発生量調査支援及び余剰電力供給設備検討支援	2	随意契約(その他)	-	-	-

M								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	エア・ウォーター株式会社	1430001009475	水素製造プロセス統括業務等	481	随意契約(公募)	-	-	-
2	鹿島建設株式会社	8010401006744	水素利用プロセス統括業務、FCV、FCフォークリフトの運用実証	106	随意契約(その他)	-	-	-
3	日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社	6120101003660	水素ステーション関連業務	24	随意契約(その他)	-	-	-
4	日本エアプロダクツ株式会社	3020001114026	バイオガス精製関連業務	0.2	随意契約(その他)	-	-	-

N								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社大林組	7010401088742	最適運用管理システムを活用した低コスト再エネ水素サプライチェーン構築・実証	721	随意契約(公募)	-	-	-

O								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	デロイトトーマツコンサルティング合同会社	7010001088960	水素サプライチェーン最適化システムの実用化に向けた検討	32	随意契約(その他)	-	-	-

P

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人北海道環境財団	8430005010860	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	1,042	補助金等交付	-	-	

Q

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ダイコー株式会社	1010401016378	水素利活用機器導入促進支援	46	補助金等交付	-	-	
2	株式会社東急ホテルズ	9011001035901	水素利活用機器導入促進支援	23	補助金等交付	-	-	
3	明治電機工業株式会社	6180001033042	水素利活用機器導入促進支援	2	補助金等交付	-	-	
4	大塚ホールディングス株式会社	4010001118786	水素利活用機器導入促進支援	1	補助金等交付	-	-	
5	進工業株式会社	9130001010935	水素を活用した目立・分散型エネルギーシステム構築事業	1	補助金等交付	-	-	
6	株式会社巴商会	4010801008518	水素利活用機器導入促進支援	0.6	補助金等交付	-	-	

R

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	160	補助金等交付	-	-	
2	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	107	補助金等交付	-	-	
3	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	107	補助金等交付	-	-	
4	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	107	補助金等交付	-	-	
5	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	71	補助金等交付	-	-	
6	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバス等(Moving e)の導入	58	補助金等交付	-	-	
7	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	53	補助金等交付	-	-	
8	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	53	補助金等交付	-	-	
9	MOBILOTS株式会社	6011101086731	FCバスの導入	53	補助金等交付	-	-	
10	トヨタファイナンス株式会社	8010601027383	FCバス等(テレビ中継車)の導入	28	補助金等交付	-	-	

S

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	京都市	2000020261009	再エネ水素ステーションの保守点検・改修事業	3	補助金等交付	-	-	
2	鳥取瓦斯株式会社	6270001000875	再エネ水素ステーションの保守点検・改修事業	3	補助金等交付	-	-	
3	長野県企業局	1000020200000	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	
4	株式会社鈴木商館	3011401003348	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	
5	一般社団法人富山水素エネルギー促進協議会	7230005008892	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	
6	大陽日酸株式会社	2010701038856	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	
7	京都市	2000020261009	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	
8	倉敷市	6000020332020	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	
9	茨城県境町	3000020085464	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	
10	宮城県	8000020040002	再エネ水素ステーションの保守点検事業	2	補助金等交付	-	-	

T

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	鹿追町	8000020016349	既存サプライチェーン活用による設備運用事業	33	補助金等交付	-	-	
2	富谷市	1000020042161	既存サプライチェーン活用による設備運用事業	7	補助金等交付	-	-	

U

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社フラットフィールド	3021001024140	水素エンジン開発水素内燃機関を活用した重量車の開発・実証	87.7	随意契約(公募)	-	-	
2	学校法人五島育英会	7011005000358	水素エンジン開発	55	随意契約(その他)	-	-	
3	株式会社早稲田大学アカデミックソ	1011101037739	環境性・経済性評価	13.2	随意契約(その他)	-	-	
4	トナミ運輸株式会社	7230001012147	実証試験	2.2	随意契約(その他)	-	-	
5	北酸株式会社	5230001002819	実証試験	1.4	随意契約(その他)	-	-	

V

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社フラットフィールド	3021001024140	水素エンジン開発水素内燃機関を活用した重量車の開発・実証	3.5	随意契約(公募)	1	100%	
2	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	4011001005165	事業性調査	1.1	随意契約(その他)	-	-	

W

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	iLabo株式会社	4010001205122	水素エンジン開発水素内燃機関を活用した重量車の開発・実証	238	随意契約(公募)	-	-	

X

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	iLabo株式会社	4010001205122	水素エンジン開発水素内燃機関を活用した重量車の開発・実証	3	補助金等交付	-	-	

Y

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	iLabo株式会社	4010001205122	水素エンジン開発水素内燃機関を活用した重量車の開発・実証	193	随意契約(公募)	-	-	

Z

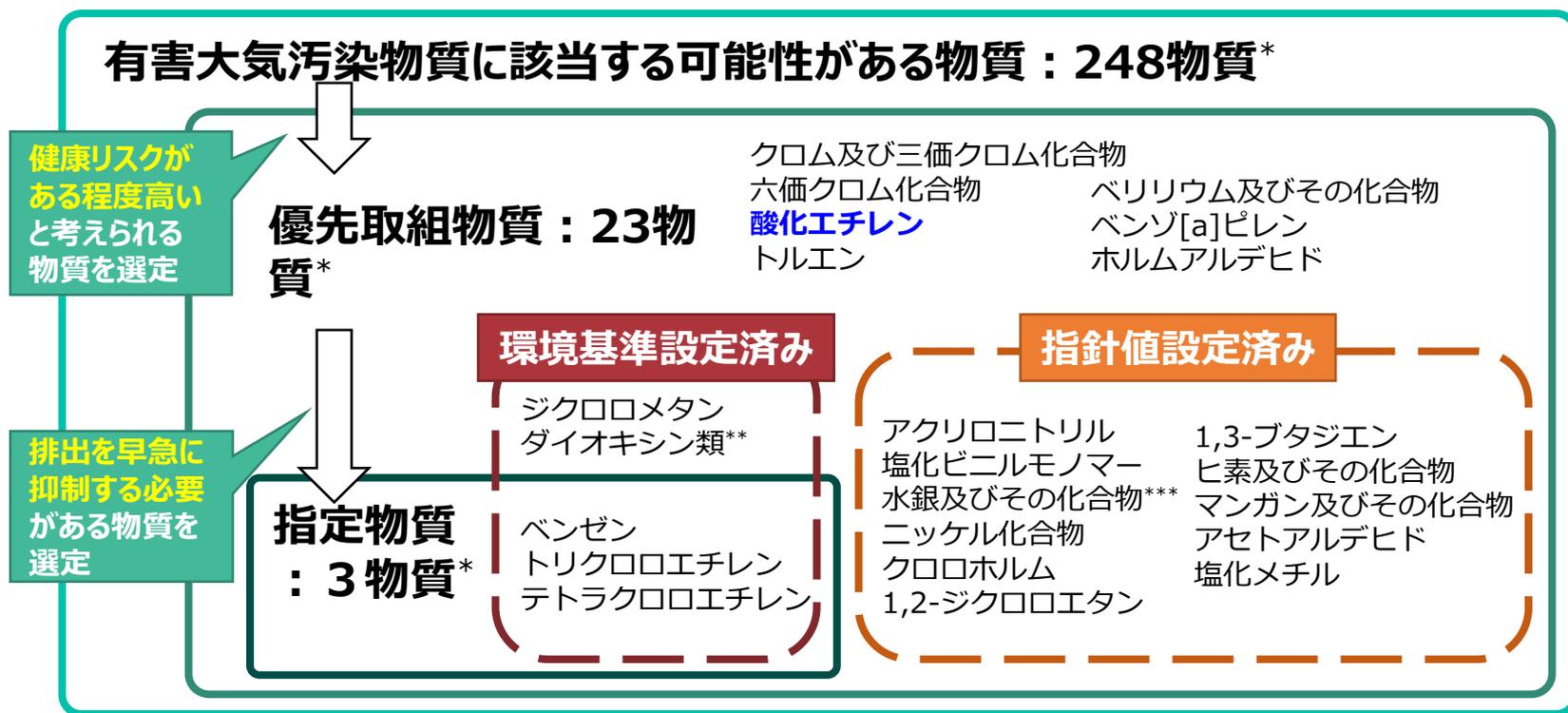
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	iLabo株式会社	4010001205122	水素エンジン開発水素内燃機関を活用した重量車の開発・実証	38	補助金等交付	-	-	

- 1. 有害大気汚染物質対策**
- 2. 非意図的生成POPs対策**
- 3. 酸化エチレン対策**
- 4. 本事業の継続の必要性**
- 5. 本事業の選定理由・想定される論点**

1. 有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質は平成9年4月施行の改正大気汚染防止法において「**継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの**」と規定されており、**中央環境審議会**の答申において**物質が選定**されている。



* 物質数は令和4年度末時点。

** ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排出抑制対策を実施している。

***平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約を踏まえ、現在は規制措置がなされている。

有害大気汚染物質対策

○各主体による役割

A分類物質
有害大気汚染物質に
該当する可能性がある物質
：248物質

健康リスクが
ある程度高い
と考えられる
物質を選定

B分類物質
優先取組物質
：23物質

排出を早急に
抑制する必要
がある物質を
選定

**C分類物
質**
指定物質
：3物質

【国・地方自治体】
物質の有害性等の基礎的情報の収集
健康リスクの優先順位が高いもの等の大気中濃度を把握
【事業者】
排出抑制対策に取り組むことが期待されている

【国】
環境目標値（環境基準又は指針値）を設定
【地方自治体】
常時監視の実施
（環境目標値の超過地点については、発生源の調査、排出抑制の指導等を実施）
【事業者】
排出抑制対策を実施

【国】
法附則に基づき、施設種類ごとに指定物質抑制基準
（排出口における許容限度）を設定
【地方自治体】
必要に応じ施設設置者に対し排出抑制を勧告
【事業者】
指定物質抑制基準を踏まえつつ排出抑制対策を実施

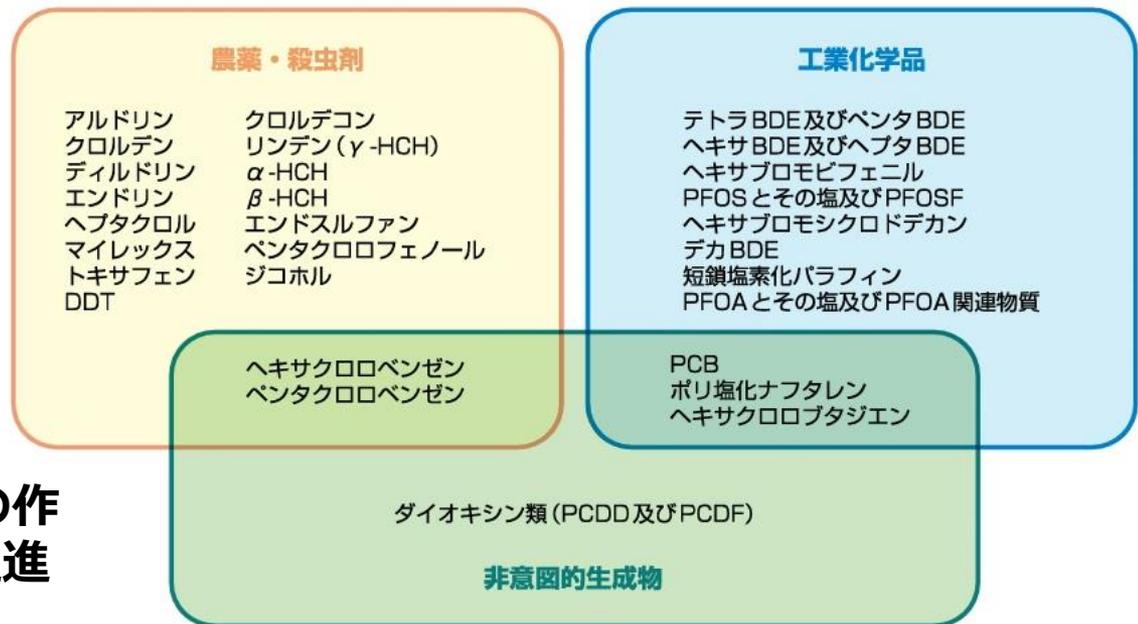
(参考) 指定物質抑制基準

指定物質排出施設（政令で指定）	指定物質抑制基準（告示で設定）の概要
一 ベンゼン（濃度が体積百分率60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200 mg/m ³ N(排ガス量 1,000 m ³ /h以上 3,000 m ³ /h未満) 100 mg/m ³ N(排ガス量 3,000 m ³ /h以上) 新設：100 mg/m ³ N(排ガス量 1,000 m ³ /h以上 3,000 m ³ /h未満) 50 mg/m ³ N(排ガス量 3,000 m ³ /h以上)
二 原料の処理能力が1日当たり20トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100 mg/m ³ N(特殊構造炉の適用除外あり) 新設：100 mg/m ³ N
三 ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200 mg/m ³ N(排ガス量 1,000 m ³ /h以上) 新設：100 mg/m ³ N(排ガス量 1,000 m ³ /h以上)
四 ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：100 mg/m ³ N 新設：50 mg/m ³ N
五 ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500キロリットル以上のもの	浮屋根式ものを除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500 mg/m ³ N(容量 1,000 kl 以上) 新設：600 mg/m ³ N
六 ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：200 mg/m ³ N(排ガス量 1,000 m ³ /h以上 3,000 m ³ /h未満) 100 mg/m ³ N(排ガス量 3,000 m ³ /h以上) 新設：100 mg/m ³ N(排ガス量 1,000 m ³ /h以上 3,000 m ³ /h未満) 50 mg/m ³ N(排ガス量 3,000 m ³ /h以上)
七 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N
八 トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が5キロリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N
九 トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300 mg/m ³ N 新設：150 mg/m ³ N
十 トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3平方メートル以上のもの	既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N
十一 テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの	密閉式のもの除外。 既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N

2. 非意图的生成 POPs对策

非意図的生成POPs類とは

- 非意図的に生成・排出される残留性有機汚染物質（POPs）は、POPs条約附属書Cの対象物質である**ヘキサクロロベンゼン(HCB)**、**ポリ塩化ビフェニル(PCB)**、**ペンタクロロベンゼン(PeCB)**及び**ポリ塩化ナフタレン(PCN)**及び平成29年に対象物質に追加された**ヘキサクロロブタジエン(HCBD)**が対象
- 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「POPs条約」という。）」第5条では、条約発効後2年以内に「非意図的生成物質に関する行動計画」（以下、「行動計画」という。）を作成し、国内実施計画の一部として実施することとされている。
- 最新版の国内実施計画は、2020年11月に作成・公表されているが、4年に1回改定する必要があるため、**令和6年が改定の年**となる。



▶ 条約締結国は、インベントリーの作成・維持、排出削減の取組の促進に取り組むこととされている。

POPs対象物質

非意図的生成POPs類対策

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

<目的>

締約国に対して、附属書Cに掲げられた残留性有機汚染物質（POPs）の人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減する。

<具体的な措置>

- ・発生源の目録、放出量の見積り、法令及び政策の有効性の評価等を含めた行動計画の策定
- ・利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進

<近年追加されたPOPs対策>

平成28年度

- ・非意図的生成POPs対策の中長期ロードマップ及び測定計画の作成
- ・排出ガス中の塩素化ナフタレン(PCN)

の測定方法の開発

平成29、30年度

- ・PCNの排出実態調査
- ・ヘキサクロロブタジエン(HCBD)の測定方法を開発

令和3年度～

- ・化学物質製造工程のHCBD排出実態調査

<今後の予定（取扱注意）>

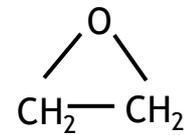
POPs条約に基づく国内実施計画について今年度より改訂作業が開始される見込み

	時期	内容
R05 (2023)	9月頃	● 国内実施計画改定に係る予告・担当者確認を含む
	1月上旬	● 関係省庁連絡会議幹事会
	1～3月	● 関係省庁による点検の実施 →環境安全課で結果の整理 ● 改定国内実施計画(素案)への作成・反映
R06 (2024)	4～5月	● 改定国内実施計画(素案)への作成・反映
	6～7月頃	● 関係省庁連絡会議幹事会
	8月頃	● 改定国内実施計画(案)のパブリックコメント ● 同時並行で英訳作業
	9月頃	● パブコメ結果を踏まえ、改定国内実施計画(案)の修正
	10月頃	● 関係省庁連絡会議
	11月頃	● 条約事務局へ提出

3. 酸化エチレン対策

酸化エチレン（エチレンオキシド、EO）

- 界面活性剤等の原料のほか、医療機器等の滅菌ガスとして使用される。
- 国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類において、**「ヒトに対する発がん性がある」**とされるグループ1に分類されている。
- 平成30年3月開催の化審法※3省合同審議会において、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱの進捗報告がなされ、**有害性評価値（0.092 μg/m³）**が示された。
- 全国^{※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律}の地方自治体及び環境省において実施しているモニタリング結果を有害性評価値と比較すると、過去5年では**26～45地点で有害性評価値を上回っている**。
- 水に溶解するとエチレングリコールになり無害化されると言われているが、**下水道等に排出しても大気中に再揮散する可能性**が示唆されている。

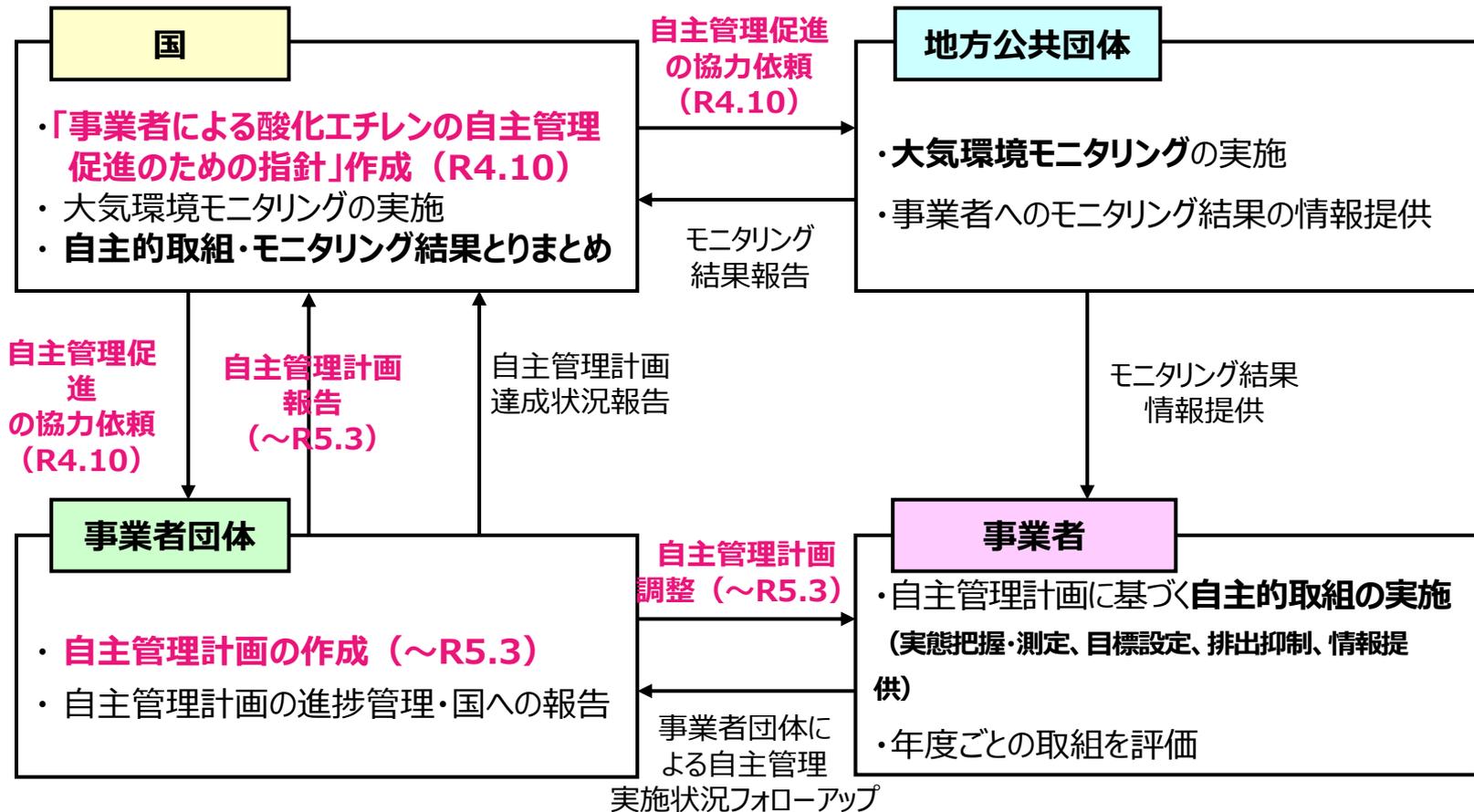


表：大気中酸化エチレン濃度測定結果

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
有害性評価値超過地点数	35	45	40	26	31
全測定地点数	242	236	234	237	277

酸化エチレンの大気排出抑制対策を早急に進めるべく、令和4年10月18日に「酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を発出
 ⇒ **令和5年4月より自主管理計画に基づく事業者による排出削減の取組開始**
 （酸化エチレン対策の検討状況はこちら https://www.env.go.jp/page_00237.html）

酸化エチレン（エチレンオキシド、EO）



(参考) 図中の赤字は令和4年度取組み、黒字は事業者が自主的取組を行う3年間（令和5年度～令和8年度）の取組を表す

4. 本事業の継続の必要性

有害大気汚染物質有害性評価・排出抑制対策

- 依然として、環境基準を超過している物質・地点がある。
 - 有害大気汚染物質に関する科学的知見の充実が求められる。
 - 優先取組物質のうち環境目標値が設定されていない物質がある。
- **リストの見直し**及び新たに優先取組物質に追加される物質の情報の収集と測定方法について検討するとともに、**環境目標値の設定**に向け、詳細な排出実態の把握と具体的な排出抑制対策の検討に早急に取り組む

- 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質および優先取組物質の有害性情報や排出ガス処理技術に関する情報等の継続的な収集・整理

非意図的生成POPs類対策

- 今年度の国内実施計画改定も見据え、近年追加された物質を含め、非意図的生成POPsの大気排出量の推計及び排出抑制対策の検討が必要。
- 排出インベントリーの更新を進めるとともに、令和6年12月に予定されている **条約に基づく国内実施計画の改定作業**に反映

- 調査計画に基づく実態調査等により発生源及び生成過程等を把握
- 排出抑制対策の効果等を踏まえた総合的な解析を行い、得られた有用な知見を事業者向けに周知

酸化エチレン（エチレンオキシド、EO）

- 酸化エチレンの有害性評価値について、未達成地点が多数あり、特定の工場・事業場周辺等では高濃度が検出されている。

（277地点中31点が未達成）

- 水・大気環境局では令和4年10月、「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を策定

事業者による排出削減対策の促進に重点的に取り組む

- 継続的な排出実態調査と排出抑制対策の検討を実施

令和6年度の事業概要

【令和6年度予算額 116百万円（119百万円）】

有害大気汚染物質による人への健康影響を未然に防止します。

1. 事業目的

- ① 有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握。
- ② 物質の有害性等の科学的知見等を国内外から収集し、物質の健康リスクを把握。
- ③ 排出抑制技術等の情報を取りまとめ、物質の健康リスクに応じた排出抑制対策を推進。
- ④ 非意図的生成物質（POPs）対策を推進。

2. 事業内容

有害大気汚染物質による人への健康影響を未然に防止するため、対象物質に応じて標準的な測定方法のマニュアルを作成しつつ、地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握する。また、令和6年度に見直しを検討する有害大気汚染物質の一覧に基づき、それぞれの物質について排出実態の把握や排出抑制技術等の情報収集を行い、物質の健康リスクに応じた排出抑制対策を検討する。さらに、ストックホルム条約に基づき、非意図的生成物質（POPs）対策を推進し、その成果を世界に発信する。

- ・ 有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握
有害大気汚染物質等モニタリング事業（バックグラウンド調査等）
ダイオキシン類モニタリング事業
- ・ 有害大気汚染物質有害性評価・排出抑制対策推進事業
- ・ 非意図的生成物質（POPs）対策推進事業
- ・ 酸化エチレン排出抑制対策推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①請負事業 ②委託事業
①請負先：民間事業者・団体 ②委託事業：都道府県、市
- 実施期間 平成5年度～

4. 事業イメージ

- 有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握
 - 物質の有害性等の科学的知見を国内外から収集
- ↓
- 各物質の健康リスクの程度に応じた排出抑制対策の調査検討、推進



モニタリング実施状況

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(248物質)

優先取組物質(23物質) 酸化エチレン等

指定物質(3物質)

それ以外の物質(225物質)

POPs(ダイオキシン類以外)等

※物質数は令和4年度末時点

5. 本事業の選定理由・想定される論点

・選定理由

平成5年度から継続実施している事業であり、事業成果等について検証する必要があるため。

・想定される論点

- 事業内容として、得られた知見が有効に活用され、有害大気汚染物質等の排出削減の取組が推進されているか。
- EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。

活動内容① (アクティビティ)		有害大気汚染物質のうち優先取組物質(23物質)について、大気汚染防止法で国の施策として規定される大気環境中濃度の実測調査や排出抑制対策等に関する文献調査を着実に実施し、その情報を地方公共団体へ提供する。								
↓										
活動目標及び活動実績① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		優先取組物質(23物質)について大気汚染防止法で国の施策として規定される大気環境中濃度の実測調査や排出抑制対策等に関する文献調査を着実に実施し、その情報を地方公共団体へ提供する	国が実測調査結果や排出抑制対策等の情報提供を行った地方公共団体数※	活動実績	件	14	28	30	-	-
				当初見込み	件	24	28	30	33	-
↓										
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		<p>効果発現の初期段階として、まずは国が実測調査結果や排出抑制対策等の情報提供を行うことによって地方公共団体ごとの排出状況等の現状が把握され、環境目標値を超過した地点において地方公共団体による発生原因事業者の特定と対策の検討が行われることから、これを短期アウトカムとして設定した。</p> <p>※国が実測調査を実施した結果、環境目標値(環境基準・指針値)の超過が確認され、排出抑制対策等の情報提供を行った地方公共団体数を指標としている。 なお、国が行った実測調査結果等については、ホームページ等で広く公表している。 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない</p>								
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
		地方公共団体による発生原因事業者の特定と対策の検討	前年度に環境目標値を超過した地点を有する地方公共団体のうち、発生原因事業者の特定と対策の検討が行われた地方公共団体の数	成果実績	件	5	6	6	-	
				目標値	件	8	6	7	-	
				達成度	%	62.5	100	85.7	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		有害大気汚染物質の高濃度等地点についての調査票 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない。								

↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	効果発現の中期段階として、環境目標値の超過が確認された地点において、地方公共団体が特定した発生原因事業者に対して、具体的な排出抑制対策の実施を促進することにより大気中への排出削減対策が促進されることから、優先取組物質の排出量削減を中期アウトカムとして設定した。						
成果目標及び成果実績 ①-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度
	優先取組物質の大気排出量の削減	前年度に比べてPRTR届出大気排出量が減少した優先取組物質数 [※]	成果実績	物質	15	6	-	-
			目標値	物質	20	20	20	20
			達成度	%	75	30	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	PRTRインフォメーション広場 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/ [※] 優先取組物質23物質のうち、他事業でインベントリを作成し、排出抑制対策を講じているダイオキシン類並びに水銀及びその化合物と、PRTR制度において排出量等の届出対象物質となっていないベンゾ[a]ピレンの3物質を除く。 [※] 前年度比で継続的に削減するものであり、目標年度の設定にはなじまない。							
↓	成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	優先取組物質の大気排出量が削減されることにより大気環境中濃度が低減することから、優先取組物質の大気環境中濃度の低減を長期アウトカムとして設定した。						
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度
	優先取組物質の大気環境中濃度の低減	優先取組物質のうち、10年間継続して調査を行っている測定局の大気環境中濃度の平均値が過去10年間で低下している物質数 [※]	成果実績	物質	16	16	-	-
			目標値	物質	19	19	19	19
			達成度	%	84.2	84.2	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	【令和3年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index_00001.html 【令和2年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index.html [※] 令和4年度については集計中 [※] 優先取組物質のうち「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」については「クロム及びその化合物」として1つにまとめてモニタリングを実施しているため、目標値及び成果実績については合わせて1物質としてカウントする。また、他事業でインベントリを作成し、排出抑制対策を講じているダイオキシン類並びに水銀及びその化合物と、PRTR制度において排出量等の届出対象物質となっていないベンゾ[a]ピレンの3物質は除く。 [※] 継続的に大気中濃度の低減を図るものであり、目標年度の設定にはなじまない。							

活動内容③ (アクティビティ)	POPs条約及び大気汚染防止法に基づき国が業界ごとにPOPの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者に周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する。									
↓										
活動目標及び活動実績③ (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込	
	国が実施した排出実態把握や排出削減対策の検討結果を踏まえた業界団体や事業者によるPOP排出削減対策の実施	具体的な排出削減対策について検討対象とした業界団体数	活動実績	団体	1	2	2	-	-	
			当初見込み	団体	1	2	2	2	2	
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり) 効果発現の短期段階として、業界団体や事業者によるPOP排出抑制対策が実施されることにより、我が国におけるPOPの大気排出量が削減されることが考えられることから、短期アウトカムとして我が国のPOP大気排出量の削減を設定した。									
成果目標及び成果実績③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度		
	我が国におけるPOP大気排出量の削減	令和2年度と比べて排出量が削減された物質数	成果実績	物質	-	1	-	-		
			目標値	物質	-	4	4	4		
			達成度	%	-	25	-	-		
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	令和4年度非意図的生成のPOP大気排出抑制対策調査業務 報告書 ※「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の改定が令和2年11月であることから、基準年を令和2年度とした。なお、本事業の対象としている5物質のうち、HCBDIについては令和2年度の排出量推計の対象とした発生源が限定的であり、算出に用いたデータ数も少ないことから、目標の物質数としてカウントしていない。 ※令和3年度実績は暫定値、令和4年度実績は集計中。 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない。									

↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	効果発現の長期段階として、我が国における大気排出量が削減されることで、大気環境中のPOPsの濃度が低減すると考えられることから、長期アウトカムとして我が国における大気環境中のPOPsの濃度の低減を設定した。						
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	/	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度
	我が国における大気環境中のPOPsの濃度の低減	経年分析の結果、濃度の経年的な減少傾向が有意と判定された又は示唆された物質数	成果実績	物質	1	1	-	-
			目標値	物質	3	3	3	3
			達成度	%	33.3	33.3	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	令和3年度化学物質と環境 (2020年度(令和2年度)化学物質環境実態調査 調査結果報告書) 調査結果報告書詳細版 2020年度モニタリング調査結果 6.調査結果の概要 https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2021/shosai/3.6.pdf 令和4年度化学物質と環境 (2021年度(令和3年度)化学物質環境実態調査 調査結果報告書) 調査結果報告書詳細版 2021年度モニタリング調査結果 6.調査結果の概要 https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2022/shosai/3.6.pdf ※令和4年度の成果実績は集計中。 ※取組対象物質のうち、経年分析が行われているのがHCB、PCB、PeCBの3種類のみであるため、目標値は3物質とした。 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度の設定にはなじまない。							

活動内容② (アクティビティ)	大気汚染防止法に基づき国が業界ごとに非常に複雑である酸化エチレンの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者に周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する。								
↓									
活動目標及び活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標	/	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	業界ごとに非常に複雑である酸化エチレンの排出実態や排出削減対策等を把握	アンケートやヒアリング調査等を実施した業界団体数	活動実績	団体	20	14	14	-	-
			当初見込み	団体	10	12	12	12	-
↓	成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	効果発現の初期段階として、上記の実態把握結果をもとに環境省にて令和4年10月に策定した「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」(※)に基づき、大気環境中の酸化エチレン濃度を削減するために対策が必要な事業者に排出削減対策を推進するための「酸化エチレン自主管理計画」が業界団体により策定されることが期待されるため、これを短期アウトカムとして設定した。 (※)当該指針では、業界団体は令和5年4月～令和8年3月を計画期間とする「酸化エチレン自主管理計画」を策定し、これに基づき事業者は排出抑制対策を実施することとしている。また、当該計画の進捗については有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会にて毎年度評価することとしており、最終的な評価は令和8年度に実施することとしている。							
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	/	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
	業界団体等による「酸化エチレン自主管理計画」の策定	業界団体等が策定した「酸化エチレン自主管理計画」の数	成果実績	団体	-	-	19	-	
			目標値	団体	-	-	22	22	
			達成度	%	-	-	86.4	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	【報道発表】 中央環境審議会大気・騒音振動部会 有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会(第1回)の開催について https://www.env.go.jp/press/press_00604.html								

↓	成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	効果発現の中期段階として、業界団体の策定した「酸化エチレン自主管理計画」どおりに事業者の自主的取組が実施されることが期待されるため、事業者による自主管理計画の適切な実施を中期アウトカムとして設定した。						
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 8年度
	事業者による「酸化エチレン自主管理計画」の適切な実施	中央環境審議会において、「酸化エチレン自主管理計画」どおりに進捗していることが確認された業界団体数	成果実績	団体	-	-	-	-
			目標値	団体	-	-	-	22
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	中央環境審議会大気・騒音振動部会 有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会にて公表予定。							
↓	成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	「酸化エチレン自主管理計画」に基づき事業者による排出削減対策が実施されることにより、大気環境中の酸化エチレン濃度の低減が進むと考えられるため、大気環境中の酸化エチレン濃度の低減を長期アウトカムとして設定した。						
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 -年度
	大気環境中の酸化エチレン濃度の低減	平成30年度に比べて酸化エチレン濃度の大気中濃度が低下した地点の割合	成果実績	%	56.9	65.6	-	-
			目標値	%	100	100	100	100
			達成度	%	56.9	65.6	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	【令和3年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index_00001.html 【令和2年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index.html ※令和4年度については集計中 ※前年度比で継続的に削減するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない。							

ロジックモデル

課題/目的

- 有害大気汚染物質に関する科学的知見の充実が求められる。
- 優先取組物質のうち環境目標値が設定されていない物質がある。
- 非意図的生成POPsの大気排出量の推計及び排出抑制対策の検討が必要
- 酸化エチレンの有害性評価値未達成地点が多数あり、特定の工場・事業場周辺等では高濃度が検出。

インパクト

- 正確な検証と将来予測に基づいた施策の立案により PDCA が効果的に回る状態を確立

有害大気汚染物質の環境濃度低減

インプット

1	2	3
有害大気汚染物質モニタリング調査計画の立案	POPs調査対象施設の選定等	業界団体へのヒアリングの実施等

アクティビティ

実測調査、文献調査の実施	業界ごとの排出実態や排出削減対策等の把握	排出実態や排出抑制対策等の把握及び情報提供
--------------	----------------------	-----------------------

アウトプット

地方公共団体等への情報提供	業界団体における排出削減対策の検討の実施	業界団体等による自主管理計画の策定
---------------	----------------------	-------------------

アウトカム

PRTR届出大気排出量・POPs大気排出量の低減、酸化エチレン自主管理計画の適切な進捗

令和5年度行政事業レビューシート (環境省)

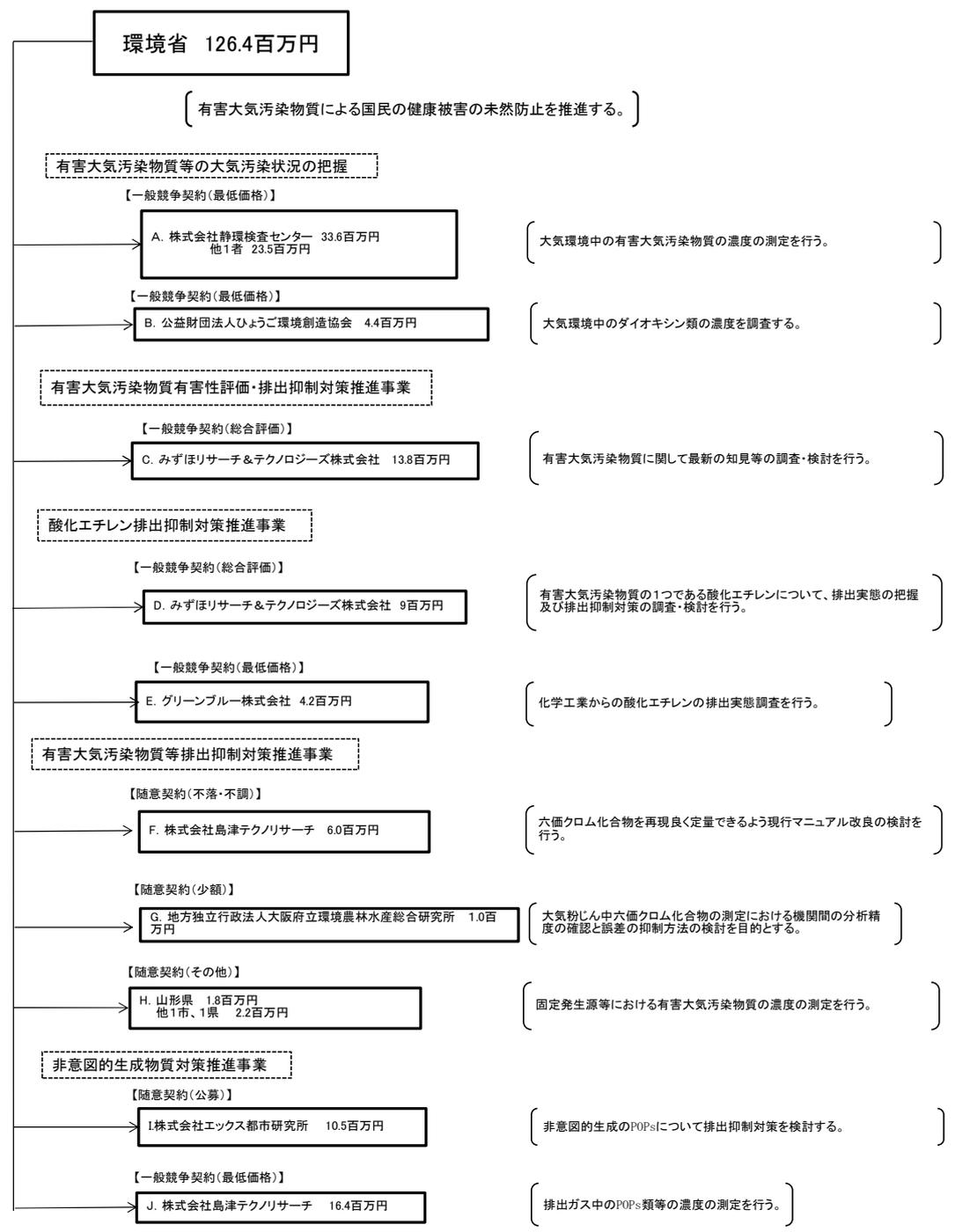
事業名	有害大気汚染物質等対策推進費			担当部局	水・大気環境局	作成責任者	
事業開始年度	平成5年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境汚染対策室	環境汚染対策室長 鈴木 清彦	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	大気汚染防止法第18条の43 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)第5条、第7条			関係する計画、通知等	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画		
政策				主要経費	その他の事項経費		
施策	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
政策体系・評価書URL	https://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html						
事業の目的 (5行程度以内)	<p>本事業は、有害大気汚染物質対策の実施を推進することで国民の健康を保護することを目的としている。具体的には、以下3点を目的としている。</p> <p>①有害大気汚染物質のうち優先取組物質(23物質)を対象に、大気汚染防止法に基づき国が大気環境中濃度の実測調査や排出抑制対策等の文献調査を実施し、その結果を地方公共団体を經由して事業者へ情報提供することを通じ、優先取組物質の大気排出量を削減し、大気環境中の優先取組物質の濃度を低減する。</p> <p>②優先取組物質のうち酸化エチレンを対象に、大気汚染防止法に基づき国が業界ごとに酸化エチレンの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者へ周知することによって、排出削減の自主的取組を推進することを通じ、酸化エチレンの大気排出量を削減し、大気環境中の酸化エチレン濃度を低減する。</p> <p>(※)環境省において策定した「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」(以下、「指針」という。)に基づき、業界団体が策定することになっている。</p> <p>③非意図的に生成・排出される残留性有機汚染物質(以下「POPs」という。)を対象に、POPs条約や大気汚染防止法に基づき国が業界ごとにPOPsの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者へ周知することによって排出削減の自主的取組を推進することを通じ、POPsの大気排出量を削減し、大気環境中のPOPs濃度を低減する。</p> <p>(※)本事業で対象とするPOPsは、HCB、PCB、PeCB、PCN、HCBDの5種類である。</p>						
現状・課題 (5行程度以内)	<p>①優先取組物質の一部では、大気環境濃度が毎年2~3物質について数地点で環境目標値を超過しており、排出源や排出抑制対策技術の特定が課題となっている。そのため、大気環境中濃度の実測調査や排出抑制対策等に関する文献調査を実施し、調査結果を地方公共団体を通じて事業者へ情報提供する必要がある。</p> <p>②酸化エチレンは、大気環境中の酸化エチレン濃度が有害性評価値(9.20×10⁻⁸ mg/m³)(※)より高い値を示す地点が多く確認されており、業種ごとの排出実態を踏まえた排出抑制対策の推進が課題となっている。そのため、業界ごとに酸化エチレンの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者へ周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する必要がある。</p> <p>(※)平成29年度第10回農事・食品衛生審議会農事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成29年度化学物質審議会第5回安全対策部会及び第182回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合において示された。</p> <p>③POPsは、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下、「POPs条約」という。)に基づき大気排出インベントリーの作成や排出量の削減が締約国に対して義務付けられており、この義務の履行のためにPOPsの大気排出実態の把握及び排出削減対策の実施が課題となっている。そのため、業界ごとにPOPsの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者へ周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する必要がある。</p>						
事業概要 (5行程度以内)	<p>上記課題を解決し、上記目的を達成するため、本事業では以下3点を実施する。</p> <p>①優先取組物質について、大気環境中濃度の実測調査や排出抑制対策等に関する文献調査を実施し、実測調査結果や排出抑制対策等の情報を地方公共団体へ提供する。</p> <p>②業界ごとに酸化エチレンの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者へ周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する。</p> <p>③業界ごとにPOPsの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者へ周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する。</p>						
事業概要URL	https://www.env.go.jp/air/osen/law/yugai.html						
実施方法	委託・請負						
補助率等							
予算額・執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の状況	当初予算(A)	130	124	120	119	119
		補正予算(B)	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	130	124	120	119	119
		執行額(G)	123	113	126	-	-
		執行率(%) =(G)/(F)	95%	91%	105%	-	-
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	95%	91%	105%	-	-
		歳出予算項目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
(項)	大気・水・土壌環境等保全費						
(目)	環境保全調査等地方公共団体委託費	6	9				
(項)	大気・水・土壌環境等保全費						
(目)	環境保全調査費	113	110				
	その他	0					
	計(A)	119	119				

活動内容① (アクティビティ)		有害大気汚染物質のうち優先取組物質(23物質)について、大気汚染防止法で国の施策として規定される大気環境中濃度の実測調査や排出抑制対策等に関する文献調査を着実に実施し、その情報を地方公共団体へ提供する。								
↓										
活動目標及び活動実績① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		優先取組物質(23物質)について大気汚染防止法で国の施策として規定される大気環境中濃度の実測調査や排出抑制対策等に関する文献調査を着実に実施し、その情報を地方公共団体へ提供する	国が実測調査結果や排出抑制対策等の情報提供を行った地方公共団体数※	活動実績	件	14	28	30	-	-
				当初見込み	件	24	28	30	33	-
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		<p>効果発現の初期段階として、まずは国が実測調査結果や排出抑制対策等の情報提供を行うことにより地方公共団体ごとの排出状況等の現状が把握され、環境目標値を超過した地点において地方公共団体による発生原因事業者の特定と対策の検討が行われることから、これを短期アウトカムとして設定した。</p> <p>※国が実測調査を実施した結果、環境目標値(環境基準・指針値)の超過が確認され、排出抑制対策等の情報提供を行った地方公共団体数を指標としている。 なお、国が行った実測調査結果等については、ホームページ等で広く公表している。 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない。</p>								
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
		地方公共団体による発生原因事業者の特定と対策の検討	前年度に環境目標値を超過した地点を有する地方公共団体のうち、発生原因事業者の特定と対策の検討が行われた地方公共団体の数	成果実績	件	5	6	6	-	
				目標値	件	8	6	7	-	
				達成度	%	62.5	100	85.7	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		有害大気汚染物質の高濃度等地点についての調査票 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない。								
成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		効果発現の中期段階として、環境目標値の超過が確認された地点において、地方公共団体が特定した発生原因事業者に対して、具体的な排出抑制対策の実施を促進することにより大気中への排出削減対策が促進されることから、優先取組物質の排出量削減を中期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績①-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
		優先取組物質の大気排出量の削減	前年度に比べてPRTR届出大気排出量が減少した優先取組物質数※	成果実績	物質	15	6	-	-	
				目標値	物質	20	20	20	20	
				達成度	%	75	30	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		PRTRインフォメーション広場 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/ ※優先取組物質23物質のうち、他事業でインベントリーを作成し、排出抑制対策を講じているダイオキシン類並びに水銀及びその化合物と、PRTR制度において排出量等の届出対象物質となっていないベンゾ[a]ピレンの3物質を除く。 ※前年度比で継続的に削減するものであり、目標年度の設定にはなじまない。								
成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)		優先取組物質の大気排出量が削減されることにより大気環境中濃度が低減することから、優先取組物質の大気環境中濃度の低減を長期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
		優先取組物質の大気環境中濃度の低減	優先取組物質のうち、10年間継続して調査を行っている測定局の大気環境中濃度の平均値が過去10年間で低下している物質数※	成果実績	物質	16	16	-	-	
				目標値	物質	19	19	19	19	
				達成度	%	84.2	84.2	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		<p>【令和3年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index_00001.html</p> <p>【令和2年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index.html</p> <p>※令和4年度については集計中</p> <p>※優先取組物質のうち「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」については「クロム及びその化合物」として1つにまとめてモニタリングを実施しているため、目標値及び成果実績については合わせて1物質としてカウントする。また、他事業でインベントリーを作成し、排出抑制対策を講じているダイオキシン類並びに水銀及びその化合物と、PRTR制度において排出量等の届出対象物質となっていないベンゾ[a]ピレンの3物質は除く。 ※継続的に大気中濃度の低減を図るものであり、目標年度の設定にはなじまない。</p>								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容② (アクティビティ)	大気汚染防止法に基づき国が業界ごとに非常に複雑である酸化エチレンの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者に周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する。								
↓									
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	業界ごとに非常に複雑である酸化エチレンの排出実態や排出削減対策等を把握	アンケートやヒアリング調査等を実施した業界団体数	活動実績 当初見込み	団体	20	14	14	-	-
				団体	10	12	12	12	-
↓	成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	<p>効果発現の初期段階として、上記の実態把握結果をもとに環境省にて令和4年10月に策定した「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」(※)に基づき、大気環境中の酸化エチレン濃度を削減するために対策が必要な事業者に排出削減対策を推進するための「酸化エチレン自主管理計画」が業界団体により策定されることが期待されるため、これを短期アウトカムとして設定した。</p> <p>(※)当該指針では、業界団体は令和5年4月～令和8年3月を計画期間とする「酸化エチレン自主管理計画」を策定し、これに基づき事業者は排出抑制対策を実施することとしている。また、当該計画の進捗については有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会にて毎年度評価することとしており、最終的な評価は令和8年度に実施することとしている。</p>							
成果目標及び成果実績 ②-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
	業界団体等による「酸化エチレン自主管理計画」の策定	業界団体等が策定した「酸化エチレン自主管理計画」の数	成果実績	団体	-	-	19	-	
			目標値	団体	-	-	22	22	
達成度			%	-	-	86.4	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	【報道発表】中央環境審議会大気・騒音振動部会 有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会(第1回)の開催について https://www.env.go.jp/press/press_00604.html								
↓	成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	<p>効果発現の中期段階として、業界団体の策定した「酸化エチレン自主管理計画」どおり事業者の自主的取組が実施されることが期待されるため、事業者による自主管理計画の適切な実施を中期アウトカムとして設定した。</p>							
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 8年度	
	事業者による「酸化エチレン自主管理計画」の適切な実施	中央環境審議会において、「酸化エチレン自主管理計画」どおりに進捗していることが確認された業界団体数	成果実績	団体	-	-	-	-	
			目標値	団体	-	-	-	22	
達成度			%	-	-	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	中央環境審議会大気・騒音振動部会 有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会にて公表予定。								
↓	成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	<p>「酸化エチレン自主管理計画」に基づき事業者による排出削減対策が実施されることにより、大気環境中の酸化エチレン濃度の低減が進むと考えられるため、大気環境中の酸化エチレン濃度の低減を長期アウトカムとして設定した。</p>							
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 -年度	
	大気環境中の酸化エチレン濃度の低減	平成30年度に比べて酸化エチレン濃度の大气中濃度が低下した地点の割合	成果実績	%	56.9	65.6	-	-	
			目標値	%	100	100	100	100	
達成度			%	56.9	65.6	-	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	<p>【令和3年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index_00001.html</p> <p>【令和2年度 大気汚染状況について】(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告) https://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_r02/index.html</p> <p>※令和4年度については集計中 ※前年度比で継続的に削減するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない。</p>								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容③ (アクティビティ)		POPs条約及び大気汚染防止法に基づき国が業界ごとにPOPsの排出実態や排出削減対策等を把握し、その結果を業界団体を通じて事業者に周知することによって、排出削減の自主的取組を推進する。								
↓										
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		国が実施した排出実態把握や排出削減対策の検討結果を踏まえた業界団体や事業者によるPOPs排出削減対策の実施	具体的な排出削減対策について検討対象とした業界団体数	活動実績 当初見込み	団体	1	2	2	-	-
		効果発現の短期段階として、業界団体や事業者によるPOPs排出抑制対策が実施されることにより、我が国におけるPOPsの大気排出量が削減されることが考えられることから、短期アウトカムとして我が国のPOPs大気排出量の削減を設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
		我が国におけるPOPs大気排出量の削減	令和2年度と比べて排出量が削減された物質数	成果実績	物質	-	1	-	-	
				目標値	物質	-	4	4	4	
				達成度	%	-	25	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		令和4年度非意図的生成のPOPs大気排出抑制対策調査業務 報告書 ※「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の改定が令和2年11月であることから、基準年を令和2年度とした。なお、本事業の対象としている5物質のうち、HCBdについては令和2年度の排出量推計の対象とした発生源が限定的であり、算出に用いたデータ数も少ないことから、目標の物質数としてカウントしていない。 ※令和3年度実績は暫定値、令和4年度実績は集計中。 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度及び目標値の設定にはなじまない。								
↓										
成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		効果発現の長期段階として、我が国における大気排出量が削減されることで、大気環境中のPOPsの濃度が低減すると考えられることから、長期アウトカムとして我が国における大気環境中のPOPsの濃度の低減を設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
		我が国における大気環境中のPOPsの濃度の低減	経年分析の結果、濃度の経年的な減少傾向が有意と判定された又は示唆された物質数	成果実績	物質	1	1	-	-	
				目標値	物質	3	3	3	3	
				達成度	%	33.3	33.3	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		令和3年度化学物質と環境 (2020年度(令和2年度)化学物質環境実態調査 調査結果報告書) 調査結果報告書詳細版 2020年度モニタリング調査結果 6 調査結果の概要 https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2021/shosai/3_6.pdf 令和4年度化学物質と環境 (2021年度(令和3年度)化学物質環境実態調査 調査結果報告書) 調査結果報告書詳細版 2021年度モニタリング調査結果 6 調査結果の概要 https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2022/shosai/3_6.pdf ※令和4年度の成果実績は集計中。 ※取組対象物質のうち、経年分析が行われているのがHCB、PCB、PeCBの3種類のみであるため、目標値は3物質とした。 ※終期なく継続的に維持するものであり、目標年度の設定にはなじまない。								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由								
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等		名称								
		URL								
		該当箇所								

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



A.			B.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
分析費	試料分析	11.6	分析費	ダイオキシン類分析	1.3
人件費	計画準備、試料採取、データ入力、報告書作成等	11.5	人件費	打ち合わせ、試料採取、報告書作成	1.2
旅費	運賃、宿泊、日当、高速料金 他	6.5	旅費	打ち合わせ、試料採取	1.2
その他	一般管理費、消費税等	4	直接費	消耗品費、機材輸送費等	0.2
			その他	諸経費、消費税	0.5
計		33.6	計		4.4
C.			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費等	人件費、諸経費等	13.8	人件費等	人件費、諸経費等	8
			諸経費	委員諸謝金・交通費等	1
計		13.8	計		9
E.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	計画検討、調査等	1.7	人件費	計画検討、打ち合わせ会議、検討会準備	3.7
旅費	業務打合せ、海外現地調査	0.4	分析費	試料採取・六価クロム分析	0.9
分析費	化学物質分析	1.6	謝金	謝金	0.4
その他	一般管理費、消費税等	0.5	報告書作成費	原稿作成、印刷・製本	0.2
			器材損料	機材損料	0.1
			その他	一般管理費、消費税等	0.7
計		4.2	計		6
G.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消耗品費	分析用試薬類、その他調査消耗品	0.8	消耗品費	調査器具	0.6
旅費	環境省担当官との業務報告書にかかる打合せ	0.1	外注費	公益財団法人ひょうご環境創造協会への大気試料採取委託料	1.1
その他	一般管理費	0.1	その他	諸謝金、印刷製本費	0.1
計		1	計		1.8

費目・使途
 (「資金の流れ」において
 ブロックごとに最大の金額
 が支出されている者につ
 いて記載する。費目と
 使途の双方で実情が分
 かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社静環検査センター	3080001016530	令和4年度有害大気汚染物質等モニタリング調査業務【西ブロック】	33.6	一般競争契約 (最低価格)	1	74.6%	-
2	東北緑化環境保全株式会社	6370001011342	令和4年度有害大気汚染物質等モニタリング調査業務【東ブロック】	23.5	一般競争契約 (最低価格)	1	59.9%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人ひょうご環境創造協会	8140005001658	令和4年度ダイオキシン類大気環境モニタリング調査業務	4.4	一般競争契約 (最低価格)	1	75.6%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	9010001027685	令和4年度有害大気汚染物質の選定等に関する検討調査等業務	13.8	一般競争契約 (総合評価)	1	95.3%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	9010001027685	令和4年度酸化エチレン排出抑制対策調査検討業務	8.8	一般競争契約 (総合評価)	2	55.5%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	グリーンブルー株式会社	8020001041835	令和4年度化学工場からの酸化エチレン大気排出実態調査業務	4.2	一般競争契約 (最低価格)	4	93%	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社島津テクノリサーチ	5130001021069	令和4年度大気粉じん中六価クロム化合物測定方法調査業務	6	随意契約(不 落・不調)	1	99.3%	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	5120105007717	令和4年度大気粉じん中のクロムの形態別測定方法の誤差要因調査業務	1	随意契約(少 額)	1	100%	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	山形県	-	令和4年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	1.8	随意契約(その 他)	1	100%	-
2	加古川市	-	令和4年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	1.7	随意契約(その 他)	1	100%	-
3	三重県	-	令和4年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	0.5	随意契約(その 他)	1	100%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

費目・用途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)</small>	I.			J.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	人件費	計画検討、調査等	8	人件費	計画検討、採取、分析等	10.7
	旅費交通費	出張旅費等	0.7	消耗品費	分析用試薬類、分析用消耗器具類	1.6
	諸謝金	委員謝金	0.4	旅費・宿泊費	サンプリング旅費・宿泊費	0.3
	印刷製本費	報告書、会議資料等	0.1	印刷製本費	報告書	0.1
	その他	文献購入、消費税等	1.3	その他	一般管理費、消費税等	3.7
	-			-		
	-			-		
	-			-		
	-			-		
	-			-		
	計		10.5	計		16.4

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エックス都市研究所	4013301013616	令和4年度非意図的生成のPOPs大気排出抑制対策調査業務	10.5	随意契約(公募)	1	90.6%	-

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社島津テクノリサーチ	5130001021069	令和4年度非意図的生成有害大気汚染物質排出実態調査業務	16.4	一般競争契約(最低価格)	2	81.1%	-

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や支障の除去等の徹底を図ります。

1. 事業目的

- ・産業廃棄物の不法投棄・不適正処理（不法投棄等）の新規発生の未然防止、既存事案に関する行政処分及び支障除去等の着実な実施のために、都道府県等と連携の上、不法投棄等の撲滅ための対策を行う。
- ・不法投棄等について、都道府県等が行う支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を確実に推進する。

2. 事業内容

- (1) 不法投棄等未然防止・事案対応事業 【23百万円（17百万円）】
関係法令等に精通した専門家集団を都道府県等へ派遣し、行政処分の手続等を助言・支援することにより、速やかな行政処分及び代執行の実施を図る（廃棄物混じり盛土を含む）。また、補助金等により支援実施した事業のフォローアップを行う。
不法投棄等の実態を調査し、これら事案における支障の状況等を明らかにしたうえで、リスト化して公開する。
- (2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金【72百万円（60百万円）】
- ① 不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがある場合で行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障の除去等を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該支障の除去等に係る費用の一部を支援する基金に拠出する。
- ② 危険が想定される盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県等が実施する詳細調査に係る費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 請負事業
(2) ①直接補助事業（基金）②直接補助事業（1/2）
- 請負先・補助対象 (1) 民間事業者・団体 (2) 都道府県等
- 実施期間 (1) 平成15年度～ (2) 平成10年度～

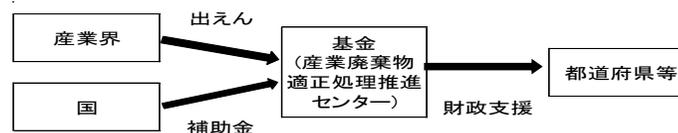
4. 事業イメージ

(1) 支援チーム



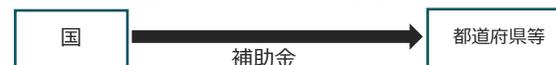
(2) ① 廃掃法第13条の15に基づき設置した基金による支援

- ・不法投棄等の支障の除去等が対象
- ・国と産業界が出えんした基金を通じて支援を実施（7/10補助）



② 廃棄物混じり盛土の詳細調査への補助金による支援

- ・崩落の恐れがある盛土が対象（1/2補助）



不法投棄等未然防止・事案対策費（令和5年度当初予算：95百万円）

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理（以下、「不法投棄等」という。）に対し、主に拡大防止を図る。

○個別事業

1.不法投棄等実態把握等調査業務 予算：2百万円程度

不法投棄等の実態、残存事案の対応状況、不法投棄等の監視体制及び監視・啓発活動等の事業について都道府県等に対し調査を実施。

2.不法投棄等対策に係る優良事例の収集・横展開、基金への出えん協力に係るチラシ作成

予算：1百万円弱

「宅地造成及び特定盛土等規制法の基本方針」に関する廃棄物混じり盛土の発生防止への対応として、令和5年度は、不適正な盛土に対し廃棄物規制部局と警察が密接に連携してきた経験を踏まえ、警察との連携等に関する優良事例を収集し、都道府県等へ横展開。

3.不法投棄等事案に対する技術的支援等業務 予算：20百万円弱

不法投棄等事案に関する技術的助言（措置命令に係る法的整理、原因者等に関する資産状況調査、生活環境保全上の支障除去等に関する効果的な工法等）が必要な都道府県等に対し、関係法令等に精通した専門家を現地に派遣。

4.産業廃棄物適正処理推進基金（産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業） 予算：60百万円

生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案（平成10年6月17日以降の事案のみ）であって、行為者等が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、その費用の一部を支援。

補助率：10分の7、執行団体：（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、根拠法令：廃棄物処理法第13条の13第5号、第13条の15。

5.産業廃棄物緊急対策調査事業（盛土関係） 予算：12百万円

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等の調査及び支障除去等事業を支援する（国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携して実施）。補助率：2分の1、直接補助事業。

1 経緯

- 平成10年6月16日以前に行われた過去の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、国は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対して支援措置を講じてきた。
- 産廃特措法は令和4年度中に失効したため、法に基づく支援措置が終了する予定だったが、都道府県等からの要望※¹も踏まえ、これまで支援を実施してきた事案を対象に、令和9年度まで、都道府県等※²が実施する水処理、水処理の維持管理及びモニタリングに係る費用の一部を補助することとした。

※1 5県（青森、秋田、福井、三重、滋賀）知事等が要望活動で来省

※2 令和6年度 対象自治体（10自治体）：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、横浜市、福井県、三重県、滋賀県、香川県、松山市

2 事業スキーム・イメージ

事業形態：間接補助事業

交付対象：過去、産廃特措法に基づく環境大臣の同意

を得た事業が対象



【観測井戸】



【水処理施設】



コメント・指摘	不法投棄については、新規発生件数が平成10年代前半に比べて大幅に減少しているが、廃棄物の残存件数・量は近年横ばい傾向にある。また、小規模の不法投棄の件数や量について十分に把握できていない。
対応等	産業廃棄物に関する国の役割としては、不法投棄の原状回復制度(基金)など全国的なシステムの構築であることから、当該システムの構築や改正等に必要な情報について、投棄量10トン以上の事案を対象に産業廃棄物不法投棄等実態調査で収集しているところ。10t未満の小規模事案については、ゲリラ的不法投棄事案が想定されるが、原因者等が同一である場合は、広域的・散一的に不法投棄されたものを1事案として捉え、基金等で対応しているところである。
コメント・指摘	不法投棄対策として、予算を増やすなど未然防止対策にもっと力点を置くべきであり、自治体等が実施している未然防止の優良な先進的事例を国が積極的に普及する必要がある。
対応等	未然防止は主に、マニフェスト制度の徹底及び罰則等の法的措置や、パトロールなど都道府県等による現場での取組で対応しているところ。当該事業においては、都道府県等の現場での取組を後押しするため、自治体職員向けセミナー開催等により個々の担当者のスキルアップや優良事例集の横展開を行っている。
コメント・指摘	基金(原状回復費用)の負担については、費用負担スキームが不法投棄を未然に防止するインセンティブを伴う必要があり、その観点から不十分な点がある。
対応等	未然防止の成果次第で出えん協力を減らすといった措置が必要というご指摘だと理解しているが、本基金は、産業界と行政の協調により造成されており、産業界は、あくまでも社会貢献の観点で出えん協力を求められているところ。ご指摘はご意見として承っているところであり、今後の出えん協力に係る方針としては、令和5年6月に公表した「中間とりまとめ(「支障除去等に対する支援のあり方検討会」)(以下「中間とりまとめ」という)にあるとおり、「不法投棄の原因となりうる事業に関わる関係者等に幅広く出えん協力求める」こととしている。
コメント・指摘	基金の負担割合のうち、産業界の負担率を引き上げ、業界内での浄化作用が働くようにすべきではないか。
対応等	直近において、不法投棄・不適正処理の新規判明事案において、産業界に起因する事案が減少するとともに、無許可業者等に起因する事案が増加する傾向がみられる。本基金の具体的な費用負担については、中間とりまとめにあるとおり、「国は、産業界・国・自治体間の適切な負担割合について、同種の国庫補助事業を参考に、引き続き検討」しているところである。
コメント・指摘	産廃特措法に係る予算の計上については、補正予算ではなく当初予算で措置すべき。
対応等	産廃特措法については令和5年3月末に失効しているため、当該予算は計上していない。

1.防止→拡大抑制→処理のシームレスな事業間連携や政策体系が構築されているか

マニフェスト制度の徹底及び罰則等の**法的措置**や、**パトロール**など都道府県等による現場での取組等による「**未然防止**」、廃棄物処理法に基づく**監督・指導**による「**拡大抑制**」を行うとともに、発生した不法投棄等事案のうち生活環境保全上の支障又はおそれがある場合は、措置命令等で排出事業者責任を徹底している。当該**支障等の除去**についてやむを得ず都道府県等が行政代執行を行う場合は、**基金により、当該費用の一部を支援**しているところ。防止→拡大抑制→処理のシームレスな事業間連携や政策体系は構築されていると考えている。

2. EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。

廃棄物処理法に基づく監督・指導による拡大抑制と併せて、当該事業で、**主に「拡大防止」**を図っているところ。専門家派遣等により**技術的助言**を受けた事案について「**支障除去などの対応方針が定まっているか**」など原状回復の進捗具合や、平成10年6月16日以前に発生した大規模事案のうち**特定支障除去等維持事業**により「**生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続できているか**」をみるための成果目標等を適切に設定している。なお、産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金は、基金を造成するための補助金であることから、当該成果目標等は、原状回復制度（セーフティネットの役割）として機能しているかの観点で別途基金シートで設定している。

排出事業者に適正処理責任 都道府県・政令市が監視等

未然防止

① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度（特に電子マニフェストの活用）
最終処分が適切に終了するまでの措置

② 適正な処理を確保するための対策

業許可制度、委託契約書の締結義務
優良産廃処理業者認定制度の運用
（環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等）

③ 不法投棄等の罰則

不法投棄：5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は
併科（法人は3億円以下の罰金）、未遂罪
無確認輸出：5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又
は併科（法人は3億円以下の罰金）、未遂罪、予備罪

④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度、維持管理積立金制度

⑤ 監視の強化

報告徴収（法第18条）・立入検査（法第19条）等、
パトロール事業、不法投棄ホットライン、
地方環境事務所と都道府県等の連携、現場対応マニュアルの作成

支障の除去

⑥ 改善命令（法第19条の3）

処理基準・保管基準に違反した事業者、産業廃棄物処理業
者、国外廃棄物を輸入した者等に対する改善命令

⑦ 措置命令（法第19条の5・6）

処理基準・保管基準に違反した保管、収集、運搬又は処分を
行った者、委託をした者、排出事業者等に対する支障の除去等
の措置

⑧ 代執行・費用請求（法第19条の8）

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、原因者等不明の
場合に都道府県等が代執行（行政代執行法の特例）

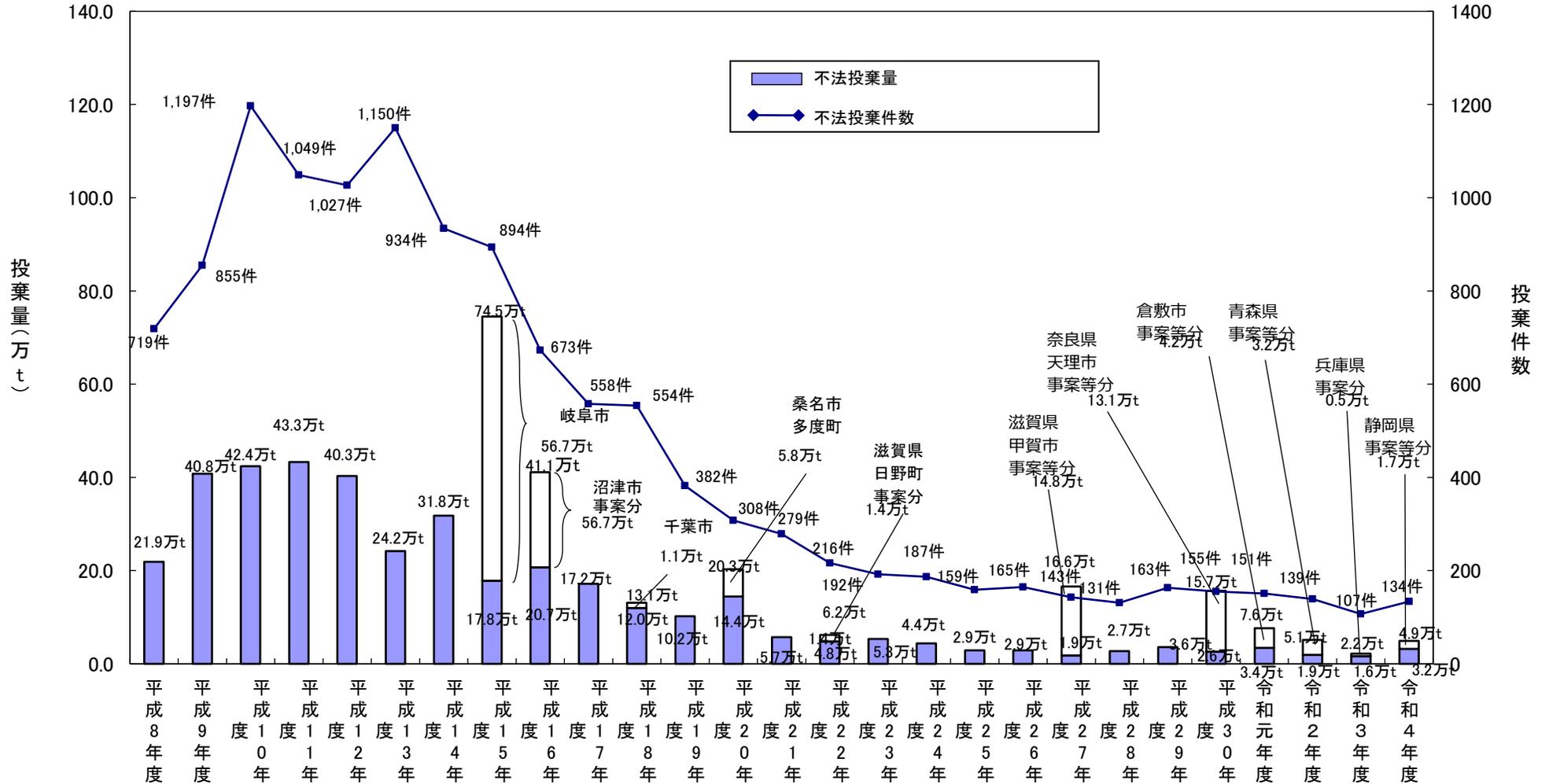
⑨ 適正処理推進センターを通じた支援

代執行を行った都道府県等に対して7/10補助
※残分3/10のうち80%を特別交付税措置

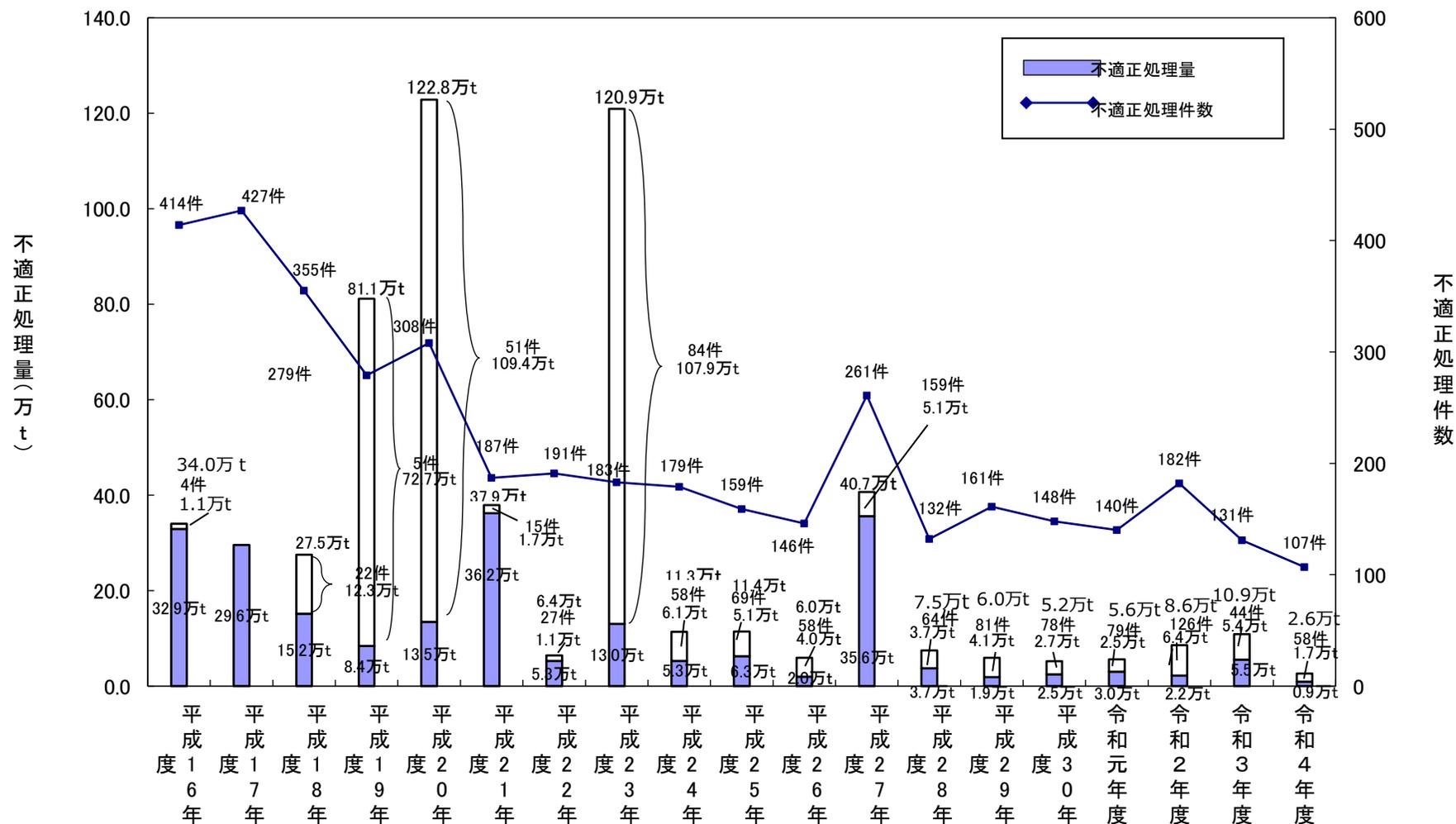
◎ 盛土による災害防止対応

廃棄物混じり盛土の発生防止、早期発見・対処、盛土総点検で
産業廃棄物が確認された危険盛土に対して都道府県等が実施す
る調査及び支障除去等事業への支援

不法投棄件数及び不法投棄量（新規判明事案）



不適正処理件数及び不適正処理量（新規判明事案）



注)

1. 1件あたりの不適正処理量が10 t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
2. 白抜き部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（平成23年度以降は、開始年度が不明な事案も含む。）
3. 硫酸ピッチは本調査の対象から除外している。
4. フェロシルト事案は本調査の対象から除外している。なお、フェロシルトは埋立用資材として、平成13年8月から約72万 tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明したが、既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

R5レビューシートに記載した活動内容等①



活動内容① (アクティビティ)		都道府県等からの要請により専門家チームを現地へ派遣し、助言等を行うことで不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援する。								
↓										
活動目標及び活動実績① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行う。	都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行った件数	活動実績	件	14	15	-	-	
				当初見込み	件	14	15	15	15	15
↓										
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプットからのつながり)		都道府県等が対応に苦慮している不法投棄等事案に対し、専門家派遣等による技術的支援を行うことで、円滑かつ適正な支障除去等に繋がるため。								
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6 年度	
		都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行い、原状回復等が進捗する。	都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行ったことで、原状回復等が進んだ件数	成果実績	件	-	-	-	-	
				目標値	件	-	-	-	10	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		都道府県等へのヒアリング								

R5レビューシートに記載した活動内容等②



成果目標①-3の
設定理由
(長期アウトカム
へのつながり)

専門家派遣等の技術的支援により、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等に係る都道府県等の対応方針策定に寄与するため、成果目標として設定。

成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7 年度
	令和7年度までに支障等がある産業廃棄物の不法投棄等に係る対応方針が定まっていない残存件数を50件まで削減する。		支障等がある産業廃棄物の不法投棄等に係る対応方針が定まっていない残存件数	成果実績	件	92	81	-
目標値				件	50	50	50	50
達成度				%	54%	62%	-	-

成果実績及び目標値の
根拠として用いた
統計・データ名(出典)
/定性的なアウトカムに
関する成果実績

「産業廃棄物不法投棄実態調査(環境省)」に基づく数値



(修正案)

成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7 年度
	対応方針が定まっていない支障等がある産業廃棄物の不法投棄等事案を0にすること。		対応方針が定まっていない支障等がある産業廃棄物の不法投棄等事案数。	成果実績	件	0		-
目標値				件	0	0	0	0
達成度				%	100	100	-	-

R5レビューシートに記載した活動内容等③



活動内容② (アクティビティ)		産廃特措法の規定により策定した実施計画に基づき特定支障除去等事業を実施した都道府県等に対し、事業完了後も支障等が除去された状態を継続させるために必要な水処理、モニタリングに係る維持管理事業費用の一部を補助する。 ※特定支障除去等事業とは、都道府県等の実施する支障除去等事業のうち、環境大臣が同意した実施計画に基づいて行われるものをいう。								
↓										
活動目標及び活動実績② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		特定支障除去等事業後の事業地が生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させる。	特定支障除去等後に必要な事業を実施する支援採択件数	活動実績	件	-	-	-	13	13
				当初見込み	件	-	-	-	13	13
↓										
成果目標②-1の 設定理由 (アウトプットからのつながり)		都道府県等が実施する支障等除去による生活環境保全の維持に必要な事業に係る費用の一部を支援(特定支障除去等維持事業)することにより、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させ、地域住民の安心・安全を確保できるため。								
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6 年度	
		支援を受けた都道府県等が適切に水処理やモニタリング等を実施する。	支援を受けた都道府県等が適切に水処理やモニタリング等を実施した件数。	成果実績	件	-	-	-	-	
				目標値	件	-	-	-	13	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績		都道府県等へのヒアリング								

R5レビューシートに記載した活動内容等④

↓	成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	特定支障除去等維持事業を確実に実施することで、特定支障除去等事業後の事案地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続できるため。						
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 7 年度
	特定支障除去等事業後の事案地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続	特定支障除去等事業後の事案地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態が継続している件数	成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	13
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	都道府県等へのヒアリング							
↓	成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	特定支障除去等維持事業を確実に実施することで、特定支障除去等事業後の事案地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続できるため。						
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 9 年度
	特定支障除去等事業後の事案地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続	年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数	成果実績	件	-	-	-	-
			目標値	件	-	-	-	13
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去等事業の件数のうち、事業完了後も支障の除去の維持のために必要な水処理、モニタリングに係る維持管理を実施している自治体(環境省における調査)							

令和5年度行政事業レビューシート

(環境省)

事業名	不法投棄等未然防止・事業対策費			担当部局庁	環境再生・資源循環局	作成責任者	
事業開始年度	平成10年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境再生事業担当参事官付不法投棄現状回復事業対策室	不法投棄現状回復事業対策室長	松田 尚之
会計区分	一般会計						
根拠法令(具体的な条項も記載)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第3項及び第4項、第16条並びに第24条の5 等			関係する計画、通知等	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を令和4年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針一-3及び三-3		
政策	-			主要経費	その他の事項経費		
施策	4. 資源循環政策の推進						
政策体系・評価書URL	https://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html						
事業の目的(5行程度以内)	各地域の産業廃棄物に係る不法投棄等の実態を把握するとともに、都道府県等職員向け研修会の実施及び専門家派遣等による技術的支援を行うことにより、不法投棄等事案に係る未然防止・拡大防止を図る。さらに、都道府県等が実施する支障除去等事業を支援することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。						
現状・課題(5行程度以内)	基金や都道府県等による各種取組が総合的に進められた結果、不法投棄等の新規判明件数は過去と比較して大きく減少(不法投棄新規判明件数:平成10年度1,197件→令和3年度107件、不適正処理新規判明件数:平成17年度427件→令和3年度131件)しているものの、悪質な不法投棄等はまだまだ後を絶たず、その撲滅には至っていない。不法投棄等の事案においては、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったこと等により大規模事案に発展し(青森・岩手県境不法投棄事案 総事業費約477億円)、支障除去等に係る支援要請額も大規模となるため、未然防止・拡大防止に係る各種取組の継続及び基金の維持は不可欠である。						
事業概要(5行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄等の実態及び対応方策等について都道府県等に対して調査を行い、もって産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成のための基礎資料を作成。 現場対応等における都道府県等担当職員の資質向上を図るための研修会を実施。 不法投棄等事案に関する技術的助言等が必要な都道府県等に対する専門家派遣等を実施。 不法投棄等事案においては、行為者等の資力が乏しい場合等により、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助。 「支障除去等に対する支援に関する検討会」の開催及び運営 						
事業概要URL	https://www.env.go.jp/content/000097265.pdf						
実施方法	委託・請負、補助						
補助率等	7/10、1/2、1/3						
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	1,014	85	84	102	191
		補正予算(B)	695	1,100	190	190	
		令和5年度第1次補正予算				190	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	160	1,185	1,100	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	▲ 1,185	▲ 1,100	▲ 190	-	
		予備費等(E)	-	-	-	-	
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	684	1,270	1,184	292	191
		執行額(G)	500	958	593		
執行率(%) =(G)/(F)	73%	75%	50%				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	29%	81%	216%				
令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算項目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	資源循環政策推進費			複数の都道府県等において低濃度PCB汚染物等の不法投棄事案が判明した。低濃度PCB汚染物は、無害化処理施設で処理を行う必要があるなど、特殊な事案であり、処分単価は普通産廃の40倍程度と見積もられている。このため、今後、大規模な支援要請がなされる見込みとなっている。		
	(目)	環境保全調査費	29	29			
		委員等旅費	0				
		諸謝金	0				
		産業廃棄物適正処理推進費補助金	72	162			
		その他	73	162			
	計(A)	102	191				

活動内容① (アクティビティ)		都道府県等からの要請により専門家チームを現地へ派遣し、助言等を行うことで不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援する。								
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行う。	都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行った件数	活動実績	件	14	15	-	-	
				当初見込み	件	14	15	15	15	15
↓		成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)								
		都道府県等が対応に苦慮している不法投棄等事案に対し、専門家派遣等による技術的支援を行うことで、円滑かつ適正な支障除去等に繋がるため。								
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6 年度	
		都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行い、原状回復等が進捗する。	都道府県等に対して専門家の派遣等により技術的支援を行ったことで、原状回復等が進んだ件数	成果実績	件	-	-	-	-	
				目標値	件	-	-	-	10	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		都道府県等へのヒアリング								
↓		成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)								
成果目標及び成果実績 ①-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 年度	
		-	-	成果実績	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		-								
↓		成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)								
		専門家派遣等の技術的支援により、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等に係る都道府県等の対応方針策定に寄与するため、成果目標として設定。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7 年度	
		令和7年度までに支障等がある産業廃棄物の不法投棄等に係る対応方針が定まっていない残存件数を50件まで削減する。	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等に係る対応方針が定まっていない残存件数	成果実績	件	92	81	-	-	
				目標値	件	50	50	50	50	
				達成度	%	184	162	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		「産業廃棄物不法投棄実態調査(環境省)」に基づく数値								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		-								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
		都道府県等において専門知識が必ずしも十分でないこと等により残存してしまっているケースが多くみられることから、関係法令等に精通した専門家の派遣等による技術的支援は、最終目標である不法投棄等の残存件数の減少に大いに寄与する。								

活動内容② (アクティビティ)		産廃特措法の規定により策定した実施計画に基づき特定支障除去等事業を実施した都道府県等に対し、事業完了後も支障等が除去された状態を継続させるために必要な水処理、モニタリングに係る維持管理事業費用の一部を補助する。 ※特定支障除去等事業とは、都道府県等の実施する支障除去等事業のうち、環境大臣が同意した実施計画に基づいて行われるものをいう。								
↓										
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		特定支障除去等事業後の事業地が生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させる。	特定支障除去等後に必要な事業を実施する支援採択件数	活動実績	件	-	-	-	13	13
				当初見込み	件	-	-	-	13	13
↓										
成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		都道府県等が実施する支障除去による生活環境保全の維持に必要な事業に係る費用の一部を支援(特定支障除去等維持事業)することにより、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させ、地域住民の安心・安全を確保できるため。								
成果目標及び成果実績 ②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6 年度	
		支援を受けた都道府県等が適切に水処理やモニタリング等を実施する。	支援を受けた都道府県等が適切に水処理やモニタリング等を実施した件数。	成果実績	件	-	-	-	-	
				目標値	件	-	-	-	13	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		都道府県等へのヒアリング								
↓										
成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		特定支障除去等維持事業を確実に実施することで、特定支障除去等事業後の事業地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続できるため。								
成果目標及び成果実績 ②-2 (中期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 7 年度	
		特定支障除去等事業後の事業地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続	特定支障除去等事業後の事業地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態が継続している件数	成果実績	件	-	-	-	-	
				目標値	件	-	-	-	13	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		都道府県等へのヒアリング								
↓										
成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)		特定支障除去等維持事業を確実に実施することで、特定支障除去等事業後の事業地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続できるため。								
成果目標及び成果実績 ②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 9 年度	
		特定支障除去等事業後の事業地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続	年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数	成果実績	件	-	-	-	-	
				目標値	件	-	-	-	13	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去等事業の件数のうち、事業完了後も支障の除去の維持のために必要な水処理、モニタリングに係る維持管理を実施している自治体(環境省における調査)								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								
		特定支障除去等維持事業の確実な施行が、事業地における生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態の継続に直接結びつくため。								

事業に関連するKPIが定められている関連決定等	名称	
	URL	
	該当箇所	
事業所管部局による点検・改善		
点検結果	<p>アクティビティ①について、測定指標は順調に推移している。専門家派遣等による支援が有効であることが分かる。 アクティビティ②については、特定支障除去等事業が令和4年度において全て完了(目標達成)したことに伴い、新たに設定したため、点検は来年度から実施する。</p>	目標年度における効果測定に関する評価(令和7年度実施)
	改善の方向性	<p>アクティビティ①について、引き続き、様々な不法投棄等事案に適切に対応できるよう、技術的助言を基本とした支援の充実を図りたい。</p>
外部有識者の所見		
外部有識者点検対象外		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見		
現状通り	<p>執行率が7割程度の水準で推移している状況であり、執行率が低い要因が無い等、十分に検証し、適切な執行管理に努めること。</p>	
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
現状通り	<p>執行率のさらなる向上に向け、不法投棄等の実態及び都道府県等の支援ニーズを、より適確に捉えることにより、増額分を含め、適切な執行に努めてまいりたい。</p>	
過去に受けた指摘事項と対応状況	公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ	
	上記への対応状況	
	その他の指摘事項	
上記への対応状況		
備考		

費目・使途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)</small>	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	産業廃棄物適正処理推進基金への拠出	62	事業費	支障除去等事業費	312
	計		62	計		312
	C.			D.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事業費	支障除去等事業費	31	人件費	支援に係る人件費等	6.4
				謝金等	有識者旅費・謝金	2.1
				旅費	支援に係る旅費	0.8
				雑役務費	議事録作成等	0.3
				通信運搬費	資料郵送等	0.1
				その他	会場借料、一般管理費等	4.3
	計		31	計		14
	E.			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	調査に係る人件費	1.3		(*百万円以下)	0.9
印刷製本費	報告書印刷	0				
旅費	打合せ等	0				
その他	一般管理費、消費税等	0.5				
計		1.9	計		0.9	
G.			H.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
	(*百万円以下)	0.7		(*百万円以下)	0.8	
計		0.7	計		0.8	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						
					チェック <input checked="" type="checkbox"/>	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	基金への拠出	60	補助金等交付	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	岩手県	4000020030007	不法投棄等事案において岩手県が行政代執行で実施する支障除去等事業費の一部を補助	312	補助金等交付	-	-	-
2	青森県	2000020020001	不法投棄等事案において青森県が行政代執行で実施する支障除去等事業費の一部を補助	177	補助金等交付	-	-	-
3	福井県	4000020180009	不法投棄等事案において福井県が行政代執行で実施する支障除去等事業費の一部を補助	16	補助金等交付	-	-	-
4	秋田県	1000020050008	不法投棄等事案において秋田県が行政代執行で実施する支障除去等事業費の一部を補助	3	補助金等交付	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	宇都宮市	7000020092011	不法投棄等事案において宇都宮市が行政代執行で実施する支障除去等事業費の一部を補助	31	補助金等交付	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	専門家の派遣、助言等の実施	14	一般競争契約 (総合評価)	1	97%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社グリーンエコ	2120001115147	不法投棄の残存事案等の実態調査	1.9	一般競争契約 (最低価格)	2	86%	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ディーワークス	4010501024410	検討会の開催及び運営	0.9	随意契約(少額)	-	-	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	不法投棄対策セミナーの開催に関する業務	0.7	随意契約(少額)	-	-	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	不法投棄対策セミナーの開催に関する業務	0.8	随意契約(少額)	-	-	-

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振	2010005018786	不法投棄対策セミナーの開催に関する業務	1	随意契約(その他)	-	-	

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社Comodo LABO	1180001118211	不法投棄対策セミナーの開催に関する業務	0.7	随意契約(少額)	-	-	

K

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ジェイテック株式会社	5122001023905	不法投棄等現地調査に必要な備品の購入	0.3	随意契約(少額)	-	-	

L

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ウチダシステムズ	8010001130341	不法投棄等現地調査に必要な備品の購入	0.3	随意契約(少額)	-	-	

M

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人日本環境衛生センター	2020005010230	不法投棄対策セミナーの開催に関する業務	1.4	随意契約(不 落・不調)	-	-	

N

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社HIRATA	8290002012668	不法投棄等現地調査に必要な備品の購入	0.5	随意契約(少額)	-	-	

世界遺産等保全対策費

環境省 自然環境局 自然環境計画課

令和6年5月14日

世界自然遺産等保全対策費



【令和6年度予算額 515百万円（541百万円）】環境省

うち、本省予算予算額261百万円（272百万円）、地方予算予算額 255百万円（270百万円）

【令和5年度補正予算額 197百万円】

世界自然遺産等の管理水準を向上させ、将来に渡ってその顕著で普遍的な価値を維持します

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産地域等の重要な自然環境において順応的保全管理を推進する
- ② 外来種対策等を進め、核心的な価値である生態系や生物多様性の価値を将来に渡って維持する
- ③ 地域資源として国内外から多くの観光客を呼び込むとともに、適正な利用を推進し、持続的な地域振興に貢献する

2. 事業内容

2021年の奄美・沖縄の登録により、国内の候補地のすべてが世界自然遺産に登録された。今後は、条約でその将来に渡る保護が義務付けられている各地域の管理水準を向上させつつ、外来種等の新たに生じた課題に適切に対処する必要がある。このため、科学委員会等の運営により、長期のモニタリングや最新の科学的知見に基づく順応的保全管理を地域関係者と合意形成を図りながら推進し、世界遺産委員会から勧告・奨励されている外来種対策や観光管理、気候変動への対応等を進める。特に、生態系や生物多様性といった遺産の核心的な価値に横断的に影響を与える外来種対策を強化し、希少種をはじめ地域資源の価値を保全する。また、国内外から多数の観光客を呼び込む一方、密猟対策や希少種の交通事故対策といった適正な利用のコントロールを行い、持続的な地域振興に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間団体
- 実施期間 平成15年度～終了予定なし

4. 事業イメージ

国内5つの世界自然遺産地域



- ・科学的知見に基づく順応的保全管理
- ・外来種対策、希少種保全
- ・普及啓発 / 利用のコントロール 等

管理水準の向上により、世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を将来に渡って維持し、持続的な地域振興に寄与



【令和6年度予算(案) 197百万円(308百万円)】環境省
【令和5年度補正予算額 360百万円】

世界自然遺産や野生生物の生息地等の保全・適正利用を推進し、持続可能な地域振興に貢献します。

1. 事業目的

- ① IUCN(国際自然保護連合)からも指摘された世界自然遺産保全管理拠点の整備により、適切な観光管理を図る。
- ② 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター等の整備・改修等を行い、国際的に重要な野生生物の生息地等の保全や適正利用を推進する。

2. 事業内容

政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた訪日外国人旅行者数2030年6000万人等の目標の確実な達成に向け、「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」を主要な施策として掲げている。

これを踏まえ、世界自然遺産やラムサール条約湿地といった国際的に重要な野生生物のホット・スポットにおいて、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整え、オーバーユースを防止するための保全管理施設等の整備等を実施する。また、訪れるインバウンドを含む多数の観光客が自然の価値を享受し、満足度を向上させ、長期滞在を促進させるような魅力的な展示施設とし、公開・拡充の取組を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 終了予定なし

4. 事業イメージ

○保全管理拠点等の整備



普及啓発、立入手続、
レクチャー、展示、調査
研究等の機能

VRなど魅力的で訴
求力の高い展示

- 価値の享受
- 満足度向上
- 長期滞在促進



世界遺産やラムサール条約湿地等の我が国の傑出した自然環境や野生生物の生息地等を保全するとともに、適正な利用を推進し、地域の持続可能な観光振興に寄与

選定理由

- 世界遺産条約やラムサール条約といった国際条約に基づき、最高水準の保全管理がもとめられる地域等の自然環境の保全を推進する事業であり、政策の優先度が極めて高いため。

想定される論点

- 事業全体を通じて、EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。
- 整備施設について、設置目的に沿った効果を発揮できているか、効率的な運営ができているか。

參考資料



知床 (北海道)

Shiretoko

面積: 約71,100ha 登録年2005年

白神山地 (青森県・秋田県)

Shirakami・Sanchi

面積: 約17,000ha 登録年1993年



奄美大島、徳之島、沖縄島北部 及び西表島 (鹿児島県・沖縄県)

Amami-Oshima Island, Tokunoshima Island,
Northern Part of Okinawa Island,
and Iriomote Island

面積: 約42,700ha 登録年2021年

屋久島 (鹿児島県)

Yakushima

面積: 約10,700ha 登録年1993年



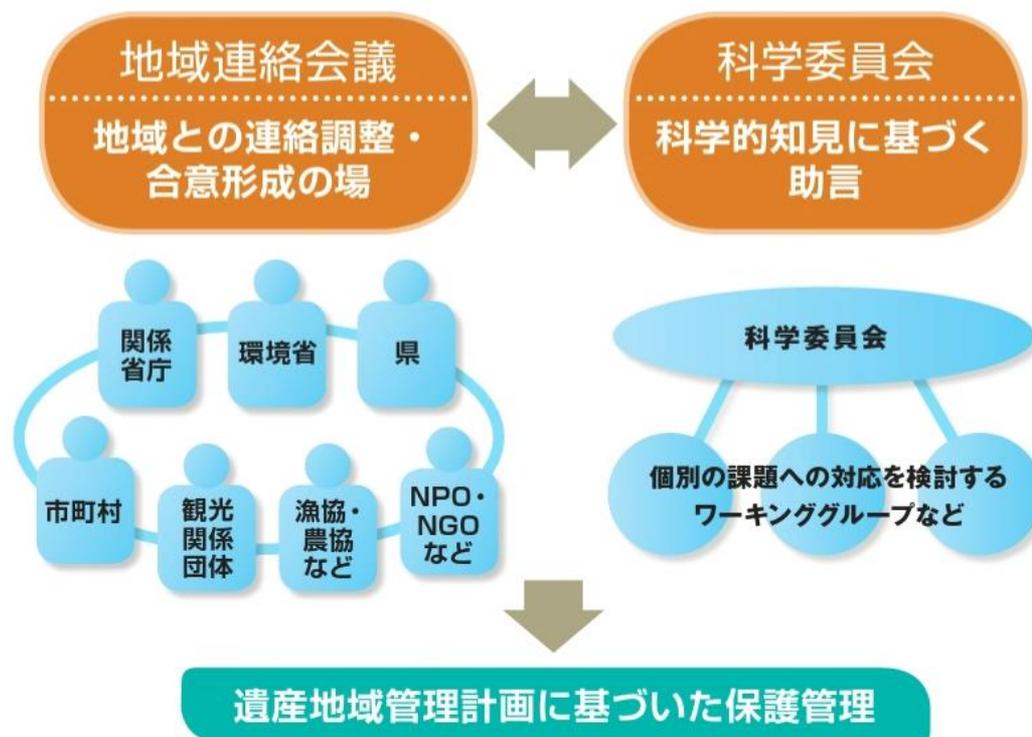
小笠原諸島 (東京都)

Ogasawara Islands

面積: 約7,900ha 登録年2011年



- 複雑で絶えず変化する自然環境が相手であることを踏まえ、状況を絶えずモニタリングしながら、その結果に科学的な評価を加え、事業に反映させる順応的保全管理の仕組みを構築する必要。
- そのため、各遺産地域において、地域連絡会議及び科学委員会を設置し、行政機関、地域団体、学識者が連携しながら管理計画に則って保全の取組を進めている。
- 2005年の知床の登録時に、ほぼこの体制が確立され、EBPMを実践してきた。



知床における長期モニタリングと総合評価の結果（2012～2021年度）の例

総合評価結果

知床世界自然遺産地域 長期モニタリング計画（2012～2021年度）

- 顕著な普遍的価値（生態系、生物多様性）が現在も良好に維持されている
- ユネスコ及びIUCNの勧告に対応した管理施策が進展し、効果も確認されつつある
- 管理計画に基づく管理が進められ、大きな問題は生じていないが、特に気候変動への留意が必要

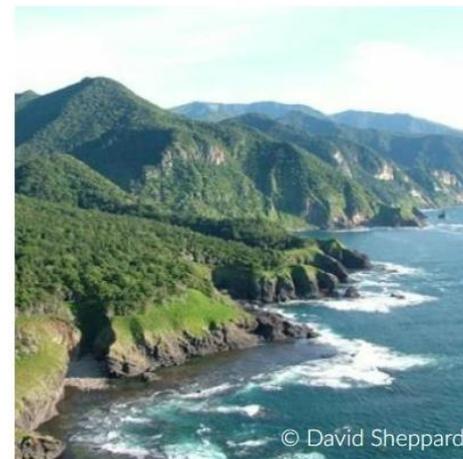


Shiretoko



Country: Japan
Inscribed in: 2005
Criteria: (ix)(x)

The conservation outlook for this site has been assessed as "good with some concerns" in the latest assessment cycle. Explore the Conservation Outlook Assessment for the site below. You have the option to access the summary, or the detailed assessment.



© David Sheppard

Shirakami-Sanchi



Country: Japan
Inscribed in: 1993
Criterion: (ix)

The conservation outlook for this site has been assessed as "good" in the latest assessment cycle. Explore the Conservation Outlook Assessment for the site below. You have the option to access the summary, or the detailed assessment.



C.K. Tse CC BY SA 2.0

Ogasawara Islands



Country: Japan
Inscribed in: 2011
Criterion: (ix)

The conservation outlook for this site has been assessed as "good with some concerns" in the latest assessment cycle. Explore the Conservation Outlook Assessment for the site below. You have the option to access the summary, or the detailed assessment.



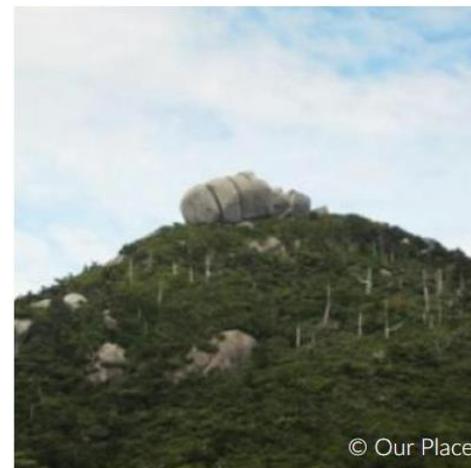
© IUCN/Naomi Doak

Yakushima



Country: Japan
Inscribed in: 1993
Criteria: (vii)(ix)

The conservation outlook for this site has been assessed as "good with some concerns" in the latest assessment cycle. Explore the Conservation Outlook Assessment for the site below. You have the option to access the summary, or the detailed assessment.



© Our Place

R5レビューシートに記載した活動内容・目標・実績（抜粋）①



環境省

活動内容①

活動内容① (アクティビティ)	我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域である世界自然遺産、原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域を対象に、その自然の価値を適切に保全するための事業を行う。								
活動目標及び活動実績① (アウトプット)	活動目標 遺産地域等における順応的保全管理の継続	活動指標 遺産地域等における順応的保全管理の実施地域	活動実績 当初見込み	単位 地域	令和2年度 4	令和3年度 5	令和4年度 5	5年度活動見込 -	6年度活動見込 -
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)	成果目標 モニタリング計画等の実行により、世界自然遺産地域が保全されること	定量的な成果指標 管理機関等によるモニタリング計画等の実行により、保全されている世界自然遺産地域の数	成果実績 目標値 達成度	単位 地域 %	令和2年度 4 4 100	令和3年度 5 5 100	令和4年度 5 5 100	目標年度 -年度 - -	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	<ul style="list-style-type: none"> ・知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画(2012～2021年)、知床世界自然遺産地域第2期・長期モニタリング計画(2022年～) ・白神山地世界遺産地域モニタリング計画(2012年～) ・世界自然遺産小笠原諸島生態系保全アクションプラン(2010年～) ・屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画(2012年～) ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画(2019年～) 								
成果目標及び成果実績①-2 (中期アウトカム)	成果目標 モニタリング結果の総合評価により、遺産地域の保全状況が適正に把握されること	定量的な成果指標 モニタリング計画に基づく保全状況の評価の総合実施	成果実績 目標値 達成度	単位 地域 %	令和2年度 4 4 100	令和3年度 5 5 100	令和4年度 5 5 100	目標年度 5年度 - -	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	<ul style="list-style-type: none"> ・知床世界自然遺産地域・長期モニタリング計画(2012～2021年度)総合評価書 ・モニタリング計画 実施状況及び結果概要(白神山地) https://tohoku.env.go.jp/nature/shirakami-sanchi/research/monitoring.html ・小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集 等 会議資料集 https://ogasawara-info.jp/databank/meeting-materials/ ・管理計画に基づく管理状況評価シート 屋久島世界遺産地域連絡会議 会議資料等 https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/kaigi/whi.html ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画及び評価結果 https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/plans/monitoring/index.html 								

R5レビューシートに記載した活動内容・目標・実績（抜粋）②



成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
								5	年度
	各世界遺産地域の自然の価値が適切に保全されていること	モニタリングの結果、適切に保全されていると評価された地域数	成果実績	地域	4	5	5	-	
			目標値	地域	4	5	5	5	
			達成度	%	100	100	100	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	(再掲) ・知床世界自然遺産地域・長期モニタリング計画(2012～2021年度)総合評価書 ・モニタリング計画 実施状況及び結果概要(白神山地) https://tohoku.env.go.jp/nature/shirakami-sanchi/research/monitoring.html ・小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集 等 会議資料集 https://ogasawara-info.jp/databank/meeting-materials/ ・管理計画に基づく管理状況評価シート 屋久島世界遺産地域連絡会議 会議資料等 https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/kaigi/whi.html ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画及び評価結果 https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/plans/monitoring/index.html								

活動内容②

活動内容② (アクティビティ)	世界自然遺産地域等における保全管理の充実を図る。								
--------------------	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

活動目標及び活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	遺産地域における世界遺産センター等の整備		世界自然遺産の保全管理拠点等の整備数	活動実績	施設数	28	28	29	-
当初見込み				施設数	28	28	29	31	32

成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
								7	年度
	世界遺産センター等を中核とした世界新遺産地域等の適正利用、保全管理	適切な観光管理等により適正利用や保全管理を推進している地域の数	成果実績	地域	28	28	29	-	
			目標値	地域	28	28	33	33	
			達成度	%	100	100	87.9	-	

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	・知床世界遺産センター http://shiretoko-whcc.env.go.jp/ ・ルサフィールドハウス https://policies.env.go.jp/park/shiretoko/rusa-fieldhouse/ ・白神山地ビジターセンター西目屋館 http://www.shirakami-visitor.jp/guide.html ・白神山地ビジターセンター藤里館 http://www.shirakami-fujisatokan.jp/ ・小笠原世界遺産センター https://ogasawara-info.jp/ ・屋久島世界遺産センター https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/index.html ・奄美大島世界遺産センター https://amami-whcc.jp/ ・野生生物保護センター https://www.env.go.jp/nature/kisho/wildlifecenter/index.html ・水鳥・湿地センター https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/waterfowl/index.html								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

R5レビューシートに記載した活動内容・目標・実績（抜粋）③

成果目標及び成果実績②-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度
	利用者の多くが世界遺産センター等を訪れること	保安全管理拠点等の利用者数	成果実績		人	342,856	358,779	517,612
目標値				人	-	-	-	-
達成度				%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	・環境省等による入館者調べ							
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度
	世界自然遺産地域における保安全管理が図られ、遺産価値が維持されること	遺産価値が維持されている自然遺産の数	成果実績		遺産数	4	5	5
目標値				遺産数	4	5	5	5
達成度				%	100	100	100	-
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	・IUCN World Heritage Outlook https://worldheritageoutlook.iucn.org/ ・各遺産地域の定期報告及び保全状況報告 (定期報告) https://whc.unesco.org/en/periodicreporting/ (保全状況報告) https://whc.unesco.org/en/list/ ※各遺産のページから関連文書を閲覧可能							

R5レビューシートに記載した活動内容・目標・実績（抜粋）④



環境省

活動内容③

<p>活動内容③ (アクティビティ)</p>	<p>侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害を低減するため、適切な水際対策の実施や、世界自然遺産地域に登録され国立公園に指定されている沖縄島北部地域において、生物多様性保全や回復を目的として、生態系に被害を及ぼしている特定外来生物マングースの防除を行う。</p>									
<p>活動目標及び活動実績③ (アウトプット)</p>	<p>活動目標</p>	<p>活動指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>5年度 活動見込</p>	<p>6年度 活動見込</p>		
	<p>やんばる地域において、十分なマングース捕獲圧をかける。</p>	<p>やんばる地域におけるマングース捕獲努力量(わな日(わなを設置した日数×わな数)) ※4年度については、集計中</p>	<p>活動実績</p>	<p>わな日</p>	<p>1,249,354</p>	<p>1,107,319</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
			<p>当初見込み</p>	<p>わな日</p>	<p>1,000,000</p>	<p>1,000,000</p>	<p>800,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
<p>成果目標及び成果実績③-1 (短期アウトカム)</p>	<p>成果目標</p>	<p>定量的な成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>目標年度 8年度</p>			
	<p>マングースの防除を実施することで、マングースを低密度化させ分布を縮小させる。</p>	<p>マングースが捕獲された作業区域の数 ※4年度については集計中</p>	<p>成果実績</p>	<p>区域数</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		
			<p>目標値</p>	<p>区域数</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>		
			<p>達成度</p>	<p>%</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		
<p>成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績</p>	<p>設定理由: 本事業において、有識者による検討も踏まえて「第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画」を策定しており、当該計画において目標として設定されているため。 根拠として用いた統計・データ名(出典): 第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画</p>									
<p>成果目標及び成果実績③-3 (長期アウトカム)</p>	<p>成果目標</p>	<p>定量的な成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>目標最終年度 8年度</p>			
	<p>マングースの防除を実施することで、ヤンバルクイナの減少を防止・生息域を拡大させ、すべての調査メッシュで確認されることを目指す。</p>	<p>ヤンバルクイナの確認メッシュ数 ※4年度については集計中</p>	<p>成果実績</p>	<p>メッシュ数</p>	<p>138</p>	<p>147</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		
			<p>目標値</p>	<p>メッシュ数</p>	<p>249</p>	<p>249</p>	<p>249</p>	<p>249</p>		
			<p>達成度</p>	<p>%</p>	<p>55.4</p>	<p>59</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		
<p>成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績</p>	<p>設定理由: 本活動は、沖縄島北部の生態系の回復を目的としており、マングースによる被害を受け分布を縮小させたヤンバルクイナの確認メッシュは、重要地域における生態系の回復度合いを指標すると考えるため。 根拠として用いた統計・データ名(出典): 第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画</p>									

世界遺産とは、世界遺産委員会が、評価基準に照らして**顕著な普遍的価値**があると認められるものとして「世界遺産一覧表」に記載する文化遺産及び自然遺産

根拠条約 **世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）**

顕著な普遍的価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とした条約（1972採択、1992締結）

ユネスコ世界遺産委員会

- 年1回、遺産登録や各資産の保全状況、危機遺産登録等について審議
- 21の代表（委員国）で構成され、日本は2021年11月に委員国に選出
- 次回第46回委員会は、2024年7月21日～31日の日程でインドのニューデリーで開催予定

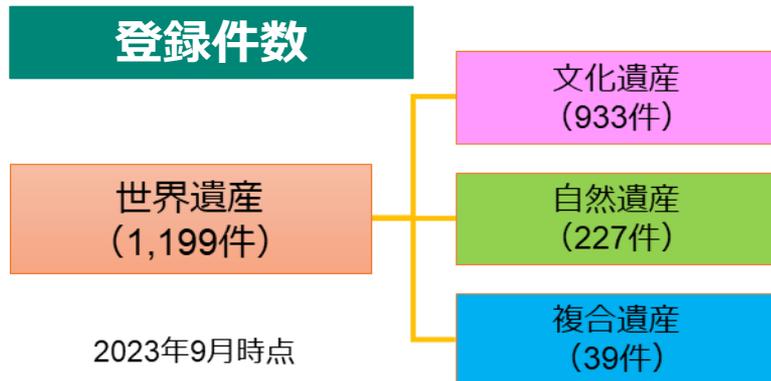
国際自然保護連合（IUCN）

- 政府、非政府機関で構成される世界最大の自然保護ネットワーク
- 世界自然遺産に関するユネスコの諮問機関で、世界遺産の審査や保全状況の現地調査を行う

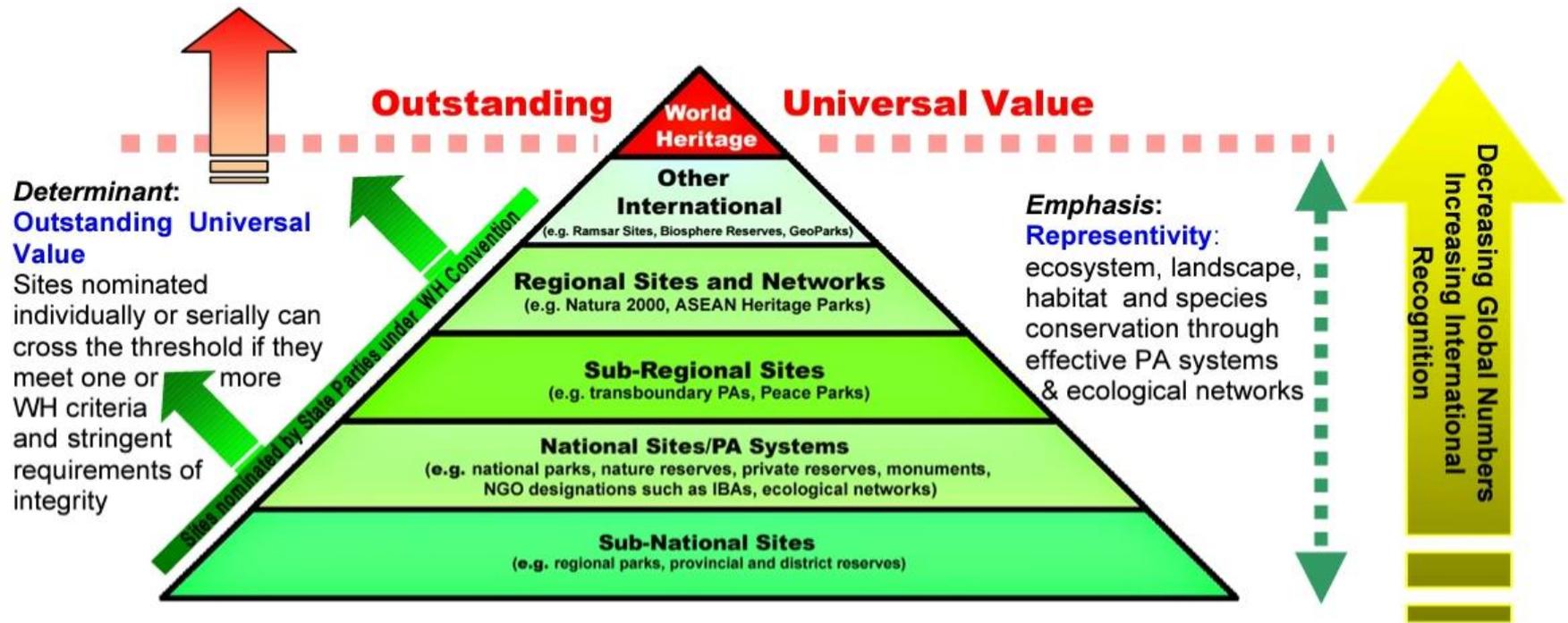
登録基準

- ① 「自然美」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」の4分野で、世界的な価値を有していること（1つ以上）
- ② 自然本来の姿が維持される完全性の条件を満たすこと
- ③ 自然環境が長期的に維持されるよう保護管理が行われていること

登録件数



世界自然遺産は「王冠の宝石」



- IUCNの作成した世界遺産地域とその他の保護地域との関係性 (Review of the World Heritage Network, 2004) より
- 国際的な地位という点では、顕著な普遍的価値 (OUV) を持つ自然遺産と複合遺産が、世界の保護区の「王冠の宝石」に相当
- 条約の締約国は、自国の有するすべての能力を用いてその保全管理に最善を尽くす義務を負う

令和5年度行政事業レビューシート				環境省		
事業名	世界自然遺産等保全対策費		担当部局	自然環境局		作成責任者
事業開始年度	平成4年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	自然環境計画課 国立公園課 野生生物課	課長 則久雅司 課長 番匠克二 課長 中澤幸一
会計区分	一般会計					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	世界遺産条約:4条、5条;自然環境保全法:16条、24条;絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律:4条、36条、45条;鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律:28条、29条;特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律:2条、5条、9条、11条、17条、18条、22条、24条、27条、28条;自然公園法:3条、20条、38条~42条等 ※項は省略			関係する計画、通知等	各自然遺産地域の地域管理計画等(知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島)、保護増殖事業計画、希少野生動物種保存基本方針、絶滅のおそれのある野生動物種の保全戦略、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針、生物多様性国家戦略2023-2030等	
政策	-			主要経費	その他の事項経費	
施策	5 生物多様性の保全と自然との共生の推進					
政策体系・評価書URL	https://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html					
事業の目的 (5程度以内)	世界自然遺産やラムサール条約湿地といった国際的に重要な野生動物のホット・スポットにおいて、下記の通り、自然環境の保護管理及び適正な利用の推進を図ることを目的とする。 ・世界自然遺産地域等の重要な自然環境において順応的保全管理を推進する ・外来種対策等を進め、核心的な価値である生態系や生物多様性の価値を将来に渡って維持する ・地域資源として国内外から多くの観光客を呼び込むとともに、適正な利用を推進し、持続的な地域振興に貢献する ・IUCN(国際自然保護連合)からも指摘された世界自然遺産保全管理拠点の整備により、適切な観光管理を図る。 ・野生動物保護センター、水鳥・湿地センター等の整備・改修等を行い、国際的に重要な野生動物の生息地等の保全や適正利用を推進する					
現状・課題 (5程度以内)	我が国の世界自然遺産地域である「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の各地域においては、遺産地域を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として世界自然遺産地域管理計画を策定し、順応的保全管理に取り組んでいる。世界遺産地域を含め各地域の自然環境及び利用状況を適切にモニタリングし、科学的データに基づく順応的保全管理を推進する必要がある。また、とりわけ世界遺産地域においては、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である国際自然保護連合(IUCN)の勧告等を踏まえた外来種対策等の検討・実施が必要である。 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、IUCNから指摘されている保全管理の推進や普及啓発等を担う施設の整備に向け、拠点施設を核とした保全管理の全体構想や基本計画を検討・作成し、それらをもとに施設の測量・設計・整備等を行うことが急務である。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」を主要な施策として掲げていることを踏まえ、野生動物保護センターにおいて、保全に係る理解を促進するための魅力的な展示改修や情報発信の強化等を通じ、公開・拡充の促進を重点的に進める必要がある。さらに、ラムサール条約湿地として登録された国指定鳥獣保護区において、水鳥や湿地の観察など自然とのふれあい、自然環境学習、保全調査等の拠点施設として、水鳥・湿地センター等を整備することにより、条約の理念である保全及び質的な利用(ワイズユース)の一層の推進を図る必要がある。					
事業概要 (5程度以内)	世界遺産地域においては、世界遺産地域管理計画に基づき、世界遺産地域の科学委員会及び地域連絡会議を継続的に運営するとともに、長期的なモニタリング調査等を実施し、最新の科学的知見に基づく順応的保全管理を地域関係者と合意形成を図りながら推進する。特に世界遺産委員会から勧告・奨励された観光管理や外来種対策(グリーンアノール、マングース等)、インフラ開発への対応等を進めるほか、気候変動への対応を検討する。これらを通じて世界遺産の魅力ある自然環境を保全する。 また、世界遺産地域に加え、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、モニタリングのための機材や自然環境保全のための標識等の整備・更新を行う。 さらに、遺産地域内での利用は少人数を基本とするようにしていき、立入手続、事前のレクチャー等を実施するための拠点施設の整備を行う。当該施設は、遺産地域周辺に訪れるインバウンドを含む多数の観光客が遺産価値を享受し、その満足度を向上させ、長期滞在をも促進させるような魅力的な展示施設(VR等)とし、ゾーンに応じた適切な利用を推進する。このほか、野生動物保護センター等のうち、特に観光ポテンシャルが高い施設について、魅力向上のための展示改修を行うとともに、老朽化等により改修が必要となった施設について修繕等を行う。ラムサール条約湿地に登録された国指定鳥獣保護区において、自然とのふれあい、自然環境学習、保全調査等の拠点施設として、水鳥・湿地センター等を整備し、その活用を図る。特に、令和6年度については、ラムサール条約湿地・溜沼において、溜沼水鳥・湿地センター等の整備を実施する。					
事業概要URL	https://www.env.go.jp/seisaku/list/sekaisan.html					
実施方法	直接実施、委託・請負					
補助率等	-					
予算額・執行額 (単位:百万円) (インプット)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	当初予算(A)	984	781	825	1,015	1,538
	補正予算(B)	640	-	867	557	
	令和5年度第1次補正予算				557	
					-	
					-	
	前年度から繰越し(C)	345	868	50	956	-
	翌年度へ繰越し(D)	▲ 868	▲ 50	▲ 956	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	1,101	1,599	786	2,528	1,538
執行額(G)	1,049	1,540	837			
執行率(%) =(G)/(F)	95%	96%	106%			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	65%	197%	49%			

令5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)				
	(項)	(目)							
	(項)	地方環境対策費			令和5年度に、より効率的な事業執行の実施の観点から、既存事業の統廃合(世界自然遺産等に係る予算の集約整理)を実施した。 なお、過年度(令和3年度以前)については、新しい事業体系に基づいて予算額及び執行額を算定した。過年度の執行額については、過去の公表済み行政事業レビューシートをもとに、統廃合後の各事業予算に統廃合前の各事業予算の全体の執行率を乗じて算出した見なし金額の和とした。 令和6年度は、奄美美群島特に奄美大島における離島希少種保全のための横断的外来種対策、小笠原諸島の外来ネズミ類緊急防除事業のため増額。 【重点政策推進枠】858百万円				
	(目)	環境保全調査費	384	649					
	(目)	各所修繕	33	39					
	(項)	環境保全施設整備費							
	(目)	施設整備費	295	553					
	(目)	施設施工費	16	3					
	(項)	生物多様性保全等推進費							
	(目)	環境保全調査費	269	272					
		その他	18	22					
		計(A)	1,015	1,538					
活動内容① (アクティビティ)	我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域である世界自然遺産、原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域を対象に、その自然の価値を適切に保全するための事業を行う。								
↓									
活動目標及び活動実績① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	遺産地域等における順応的保全管理の継続	遺産地域等における順応的保全管理の実施地域	活動実績	地域	4	5	5	-	-
			当初見込み	地域	4	5	5	5	5
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	遺産地域等におけるモニタリングの実施によって、遺産価値へ及び影響の程度を評価し、科学的データに基づく順応的保全管理を進めて行く必要があるため設定した。							
成果目標及び成果実績①-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 - 年度	
	モニタリング計画等の実行により、世界自然遺産地域が保全されること	管理機関等によるモニタリング計画等の実行により、保全されている世界自然遺産地域の数	成果実績	地域	4	5	5	-	
			目標値	地域	4	5	5	-	
			達成度	%	100	100	100	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	<ul style="list-style-type: none"> ・知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画(2012～2021年)、知床世界自然遺産地域第2期・長期モニタリング計画(2022年～) ・白神山地世界遺産地域モニタリング計画(2012年～) ・世界自然遺産小笠原諸島生態系保全アクションプラン(2010年～) ・屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画(2012年～) ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画(2019年～) 								
↓	成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	計画に基づきモニタリングを実行したうえで、その結果を評価することが、順応的保全管理上、重要であるため。							
成果目標及び成果実績①-2 (中期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度	
	モニタリング結果の総合評価により、遺産地域の保全状況が適正に把握されること	モニタリング計画に基づく保全状況の評価の総合実施	成果実績	地域	4	5	5	-	
			目標値	地域	4	5	5	-	
			達成度	%	100	100	100	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	<ul style="list-style-type: none"> ・知床世界自然遺産地域・長期モニタリング計画(2012～2021年度) 総合評価書 ・モニタリング計画 実施状況及び結果概要(白神山地) https://tohoku.env.go.jp/nature/shirakami-sanchi/research/monitoring.html ・小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集 等 会議資料集 https://ogasawara-info.jp/databank/meeting-materials/ ・管理計画に基づく管理状況評価シート 屋久島世界遺産地域連絡会議 会議資料等 https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/kaigi/whi.html ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画及び評価結果 https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/plans/monitoring/index.html 								
↓	成果目標①-3の 設定理由 (長期アウトカム へのつながり)	計画の策定、モニタリングの実施、評価の結果、世界自然遺産地域の価値が維持される必要があるため。							
成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5 年度	
	各世界遺産地域の自然の価値が適切に保全されていること	モニタリングの結果、適切に保全されていると評価された地域数	成果実績	地域	4	5	5	-	
			目標値	地域	4	5	5	5	
			達成度	%	100	100	100	-	

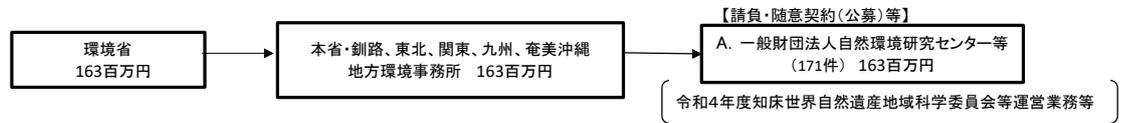
<p>成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績</p>	<p>(再掲) ・知床世界自然遺産地域・長期モニタリング計画(2012～2021年度)総合評価書 ・モニタリング計画 実施状況及び結果概要(白神山地) https://tohoku.env.go.jp/nature/shirakami-sanchi/research/monitoring.html ・小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集 等 会議資料集 https://ogasawara-info.jp/databank/meeting-materials/ ・管理計画に基づく管理状況評価シート 屋久島世界遺産地域連絡会議 会議資料等 https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/kaigi/whi.html ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画及び評価結果 https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/plans/monitoring/index.html</p>									
<p>アウトカム設定についての説明</p>	<p>アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由</p>									
<p>活動内容②(アクティビティ)</p>	<p>世界自然遺産地域等における保全管理の充実を図る。</p>									
<p>活動目標及び活動実績②(アウトプット)</p>	<p>活動目標</p>	<p>活動指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>5年度活動見込</p>	<p>6年度活動見込</p>		
<p>↓</p>	<p>遺産地域における世界遺産センター等の整備</p>	<p>世界自然遺産の保全管理拠点等の整備数</p>	<p>活動実績 施設数</p>	<p>28</p>	<p>28</p>	<p>29</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		
<p>↓</p>	<p>成果目標②-1の 設定理由 (アウトプットからのつながり)</p>	<p>特に世界遺産地域においては、国内外から多くの観光客が訪れると予想され、適切な観光管理による適正利用の推進が課題となっている。自然環境への負荷を最小限とするため、遺産地域内での利用は少人数を基本とするようにしていくにあたり、必ずしも遺産地域の中に立ち入ることなく、遺産の価値を体感・理解できるとともに、利用マナーの普及啓発、立入手続、事前のレクチャー等を実施するための拠点施設の整備が地域ごとに必要である。また、野生生物の保全の観点からも、こうした解説・普及啓発や環境学習、調査研究等の拠点施設を整備し、当該地域の保全管理の充実を図ることが必要である。現状、知床2地域、白神山地2地域、小笠原諸島、屋久島、奄美大島にこれらの拠点施設が整備されているものの、徳之島、やんばる、西表島には未整備であり、ラムサール条約湿地に登録された洞沼についても未整備であるため、当該目標を設定した。</p>								
<p>成果目標及び成果実績②-1(短期アウトカム)</p>	<p>成果目標</p>	<p>定量的な成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>目標年度 7年度</p>			
<p>↓</p>	<p>世界遺産センター等を中核とした世界新遺産地域等の適正利用、保全管理</p>	<p>適切な観光管理等により適正利用や保全管理を推進している地域の数</p>	<p>成果実績 地域</p>	<p>28</p>	<p>28</p>	<p>29</p>	<p>-</p>	<p>33</p>	<p>-</p>	
<p>↓</p>	<p>成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカムからのつながり)</p>	<p>保全管理拠点等を訪れることにより、遺産価値や利用ルール、野生生物の保全の必要性等に関する理解を深め、適正利用が促進されることが期待される。このため、保全管理拠点の利用者数を成果指標として設定した。</p>								
<p>成果目標及び成果実績②-2(中期アウトカム)</p>	<p>成果目標</p>	<p>定量的な成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>目標年度 -年度</p>			
<p>↓</p>	<p>利用者の多くが世界遺産センター等を訪れること</p>	<p>保全管理拠点等の利用者数</p>	<p>成果実績 人</p>	<p>342,856</p>	<p>358,779</p>	<p>517,612</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
<p>成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績</p>	<p>・環境省等による入館者調べ</p>									
<p>↓</p>	<p>成果目標②-3の 設定理由 (長期アウトカムへのつながり)</p>	<p>世界自然遺産については、全ての候補地の世界遺産登録という従前の目標を達成しており、今後は遺産価値を維持して行くことが世界遺産条約の締約国である我が国の義務である。このため、最終目標として、世界自然遺産地域における保全管理が図られ、遺産価値が維持されることを長期目標に設定した。</p>								

成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度					
	世界自然遺産地域における保全管理が図られ、遺産価値が維持されること						遺産価値が維持されている自然遺産の数	-	年度			
			成果実績	遺産数	4	5	5	-				
			目標値	遺産数	4	5	5	5				
			達成度	%	100	100	100	-				
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	・IUCN World Heritage Outlook https://worldheritageoutlook.iucn.org/ ・各遺産地域の定期報告及び保全状況報告 (定期報告) https://whc.unesco.org/en/periodicreporting/ (保全状況報告) https://whc.unesco.org/en/list/ ※各遺産のページから関連文書を閲覧可能											
アウトカム設定についての説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由											
	アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由											
活動内容③ (アクティビティ)	侵略的な外来生物による我が国の生態系に係る被害を低減するため、適切な水際対策の実施や、世界自然遺産地域に登録され国立公園に指定されている沖縄島北部地域において、生物多様性保全や回復を目的として、生態系に被害を及ぼしている特定外来生物マングースの防除を行う。											
↓												
活動目標及び活動実績③ (アウトプット)	活動目標	活動指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込				
	やんばる地域において、十分なマングース捕獲圧をかける。	やんばる地域におけるマングース捕獲努力量(わな日(わなを設置した日数×わな数)) ※4年度については、集計中							活動実績	わな日	1,249,354	1,107,319
			当初見込み	わな日	1,000,000	1,000,000	800,000	-				
↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプットからのつながり)	効果発現の初期段階として、防除事業により沖縄島北部地域におけるマングースの分布域が縮小することが期待されることから、マングースの捕獲区域数を初期アウトカムとして設定した。										
成果目標及び成果実績③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度					
	マングースの防除を実施することで、マングースを低密度化させ分布を縮小させる。	マングースが捕獲された作業区域の数 ※4年度については集計中					成果実績	区域数	3	3	-	-
							目標値	区域数				
達成度			%	-	-	-	-					
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	設定理由： 本事業において、有識者による検討も踏まえて「第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画」を策定しており、当該計画において目標として設定されているため。 根拠として用いた統計・データ名(出典)： 第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画											
↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカムからのつながり)	マングースはヤンバルクイナ、オキナワトゲネズミ等を捕食することで、これらの沖縄島北部(やんばる)地域固有の希少野生動物の生存を脅かしていることから、マングース防除事業が成果を上げてマングースの分布域が縮小することにより、希少野生動物の分布域及び生息個体数など生息状況の回復することが期待される。このことから、沖縄島北部(やんばる)地域におけるマングース対策の効果を図る上でヤンバルクイナの確認メッシュ数を指標とすることが適切であり、長期アウトカムとして設定した。										
成果目標及び成果実績③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度					
	マングースの防除を実施することで、ヤンバルクイナの減少を防止・生息域を拡大させ、すべての調査メッシュで確認されることを目指す。	ヤンバルクイナの確認メッシュ数 ※4年度については集計中					成果実績	メッシュ数	138	147	-	-
							目標値	メッシュ数	249	249	249	249
達成度			%	55.4	59	-	-					
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績	設定理由： 本活動は、沖縄島北部の生態系の回復を目的としており、マングースによる被害を受け分布を縮小させたヤンバルクイナの確認メッシュ数は、重要地域における生態系の回復度合いを指標すると考えるため。 根拠として用いた統計・データ名(出典)： 第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画											

関連する過去のレビューシートの事業番号																								
平成23年度	-					186					新24-031	198												
平成24年度	-					196					新24-009	206												
平成25年度	-					219					223	236												
平成26年度	216					210					214	233												
平成27年度	219					210					213	232												
平成28年度	206					199					202	219												
平成29年度	217					214					217	236												
平成30年度	0208					221					222	239												
令和元年度	環境省	-			0208		環境省	-			0212		環境省	-			0213		環境省	-			0230	
令和2年度	環境省				0213		環境省	-			0217		環境省	-			0218		環境省	-			0234	
令和3年度	2021	環境	20		0219		2021	環境	20		0223		2021	環境	20		0224		2021	環境	20		0240	
令和4年度	2022	環境	21		0205		2022	環境	21		0209		2022	環境	21		0210		2022	環境	21		0226	

A 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

- 1) 遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業
- 2) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録推進



B 特定地域自然林保全整備



C 世界遺産保全管理拠点施設等整備



D. 離島希少種保全対策事業費



E. 国立公園内生物多様性保全対策費



F. 特定外来生物防除等推進事業



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

G. 野生生物保護管理施設等整備費、野生生物保護センター等維持費



費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.			B.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	委員会対応、打合せ、とりまとめ	9.6		百万円未満のため記載なし	
諸謝金	委員会出席謝金	0.3			
旅費	委員、職員旅費	2.7			
会議費	委員会会議室借料等	0.4			
雑役務費	翻訳料、速記料	1.1			
印刷製本費	報告書印刷	0.1			
その他	一般管理費、消費税	3.8			
計		18	計		
C.			D.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	現地調査、諸条件の整理、基本設計の作成、打合せの出席等	13	人件費	主任研究員人件費	9
旅費	現地および環境省事務所等への旅費、現地常駐費	3	旅費	小笠原視察、検討委員旅費	2
消耗品費等	雑費、報告書用消耗品等	4	謝金	検討委員謝金	0
消費税		2	借料及び損料	作業用車両リース	4
			消耗品費	作業服、餌代、ガソリン代等	5
			賃金	囃託職員賃金	28
			その他	一般管理費、消費税等	12
計		21.2	計		60.2
E.			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
消耗品費	捕獲器80,000台、交換用シート190,000枚	13.5	人件費	検討会・WG開催、現地調査、解析、とりまとめ等	9.8
通信運搬費	送料	0.1	旅費	職員旅費、委員旅費、現地作業員旅費等	3.6
消費税		1.4	諸謝金	検討委員謝金	0.1
			借料及び損料	作業車両リース代	8.7
			消耗品費	作業服、装備品、ガソリン代等	11.8
			賃金	現地作業員	75.2
			印刷製本費	報告書印刷費	0.4
			その他	一般管理費、消費税	29.0
計		14.9	計		138.6
G.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
業務費		12.5			
消費税		1.3			
計		13.8	計		

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人自然環境研究センター	6010505001148	令和4年度奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域科学委員会開催支援等業務	18	随意契約(公募)	-	-	-
2	一般財団法人自然環境研究センター	6010505001148	令和4年度白神山地自然環境保全地域植生調査業務	2.7	一般競争契約(最低価格)	2	67.9%	-
3	株式会社ブレック研究所	5010001081785	小笠原諸島世界自然遺産地域順応的管理検討業務	16.9	随意契約(公募)	-	-	-
4	株式会社ブレック研究所	5010001081785	令和4年度奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産における順応的管理推進業務	10.6	一般競争契約(総合評価)	2	72.7%	-
5	株式会社ブレック研究所	5010001081785	小笠原諸島世界自然遺産地域母島外未種対策指針作成等業務	2.8	随意契約(公募)	1	96%	-
6	公益財団法人知床財団	5460305001741	令和4年度 知床世界自然遺産地域科学委員会等運営業務	16.6	一般競争契約(最低価格)	1	97.7%	-
7	一般社団法人日本森林技術協会	2010005017342	令和4年度屋久島世界自然遺産地域における順応的管理保全方策等検討業務	10.9	一般競争契約(総合評価)	1	99%	-
8	日本工営株式会社	2010001016851	令和4年度奄美沖縄世界自然遺産地域における森林の面的評価に関する業務	5.2	一般競争契約(総合評価)	1	96.1%	-
9	日本エヌ・ユー・エス株式会社	8011101057185	令和4年度知床世界自然遺産地域気候変動適応戦略検討業務	3.4	一般競争契約(総合評価)	1	97.1%	-
10	特定非営利活動法人つがる野自然学校	2420005004919	令和4年度白神山地自然環境保全地域自然環境調査及び巡視等業務	3.3	一般競争契約(最低価格)	1	97.8%	-
11	リトルスタジオインク株式会社	5011001036960	令和4年度屋久島国立公園における適正利用の推進を目的とした情報発信サイト構築フォローアップ業務	2.6	一般競争契約(最低価格)	1	88%	-
12	株式会社水圏科学コンサルタント	9010801005824	小笠原諸島世界自然遺産地域陸産品類保全検討業務	1.9	一般競争契約(最低価格)	1	77%	-
13	株式会社エーフォース	2010001155749	令和4年度白神山地世界遺産地域科学委員会運営業務	1.7	一般競争契約(最低価格)	6	99.1%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	羅臼山岳会	-	令和4年度 知床世界自然遺産地域における羅臼岳歩道保全管理業務	0.9	随意契約(少額)	-	-	-
2	株式会社ときわ	9010001062716	小笠原世界遺産センター非常用発電機制御基板修繕業務	0.9	随意契約(少額)	-	-	-
3	知床山考舎	-	令和4年度 知床世界自然遺産地域における知床連山登山道管理業務	0.9	随意契約(少額)	-	-	-
4	株式会社コトブキ	4010001016602	令和4年度白神山地世界遺産地域標識設計業務	0.6	随意契約(少額)	-	-	-
5	株式会社コトブキ	4010001016602	令和4年度白神山地世界遺産地域大型案内標識撤去工事	0.5	随意契約(少額)	-	-	-
6	有限会社フローラ	7010002027488	消耗品の購入	0.4	随意契約(少額)	-	-	-
7	株式会社エフテック	7420001014099	令和4年度白神山地における環境モニタリング施設修繕等業務	0.3	随意契約(少額)	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	合同会社わくわくデザイン	4010603005572	令和2年度(繰越)奄美大島世界自然遺産管理拠点施設工事(展示等)監理業務	21	指名競争契約(総合評価)	1	91.8%	-
2	合同会社わくわくデザイン	4010603005572	令和3年度(繰越)徳之島世界遺産センター実施設計業務	13	指名競争契約(総合評価)	2	90.7%	-
3	株式会社日本ジオテック	1340001003396	令和4年度徳之島世界遺産センター建設予定地地質調査業務	4	指名競争契約(最低価格)	7	52.4%	-
4	石塚特許商標事務所	-	令和4年度奄美大島世界遺産センターロゴマークにかかる商標登録業務	0	随意契約(少額)	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社奄美自然環境研究センター	3340001019820	令和4年度奄美大島生態系維持・回復等業務	60.2	随意契約(公募)	1	-	-
2	株式会社奄美自然環境研究センター	3340001019820	令和4年度徳之島の生態系回復に向けたノコ対策に係る過年度の情報整理業務	0.1	随意契約(少額)	-	-	-
3	一般財団法人自然環境研究センター	6010505001148	小笠原希少陸産目類生息域外保全業務	22.8	一般競争契約(最低価格)	1	90%	-
4	特定非営利活動法人徳之島虹の会	2340005006246	令和4年度 徳之島の生態系回復に向けたノコ対策業務	6.6	一般競争契約(最低価格)	1	80.4%	-
5	株式会社プロテクトJ	6090003000768	令和4年度奄美地域自動撮影カメラ納入業務	1.8	一般競争契約(最低価格)	2	74.4%	-
6	株式会社地域環境計画	6010901007401	令和4年度沖縄・奄美地域におけるアニマルトラップ及び自動撮影カメラ業務	1.2	指名競争契約(最低価格)	1	65.4%	-
7	株式会社ヤマダデンキ	2070001036729	通話録音装置購入	0.2	随意契約(少額)	-	-	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社シー・アイ・シー	2010501008308	グリーンアノール捕獲器及び交換用シートの購入	14.9	随意契約(その他)	-	-	-
2	一般財団法人自然環境研究センター	6010505001148	小笠原国立公園グリーンアノール防除技術開発業務	7.9	随意契約(企画競争)	1	-	-
3	株式会社島嶼生物研究所	9360001022148	令和4年度沖縄県八重山地域における外来カエル類拡散防止対策検討業務	7.9	一般競争契約(総合評価)	1	99.1%	-
4	有限会社フローラ	7010002027488	小笠原国立公園ネズミ対策資材調達	4.6	一般競争契約(最低価格)	1	100%	-
5	有限会社フローラ	7010002027488	消耗品の購入	0.3	随意契約(少額)	-	-	-
6	有限会社フローラ	7010002027488	消耗品の購入	0.2	随意契約(少額)	-	-	-
7	有限会社フローラ	7010002027488	消耗品の購入	0	随意契約(少額)	-	-	-
8	特定非営利活動法人小笠原海洋島研究会	2010005012574	小笠原国立公園グリーンアノール対策に係る固有昆虫類保全業務	3.2	一般競争契約(最低価格)	1	100%	-
9	一般社団法人小笠原環境計画研究所	2010005016253	小笠原国立公園母島固有トンボ類生息状況調査業務	0.9	随意契約(少額)	-	-	-
10	丸正印刷株式会社	3360001005109	令和4年度八重山地域における外来カエル類普及啓発用下敷き印刷業務	0.1	随意契約(少額)	-	-	-
11	株式会社GISupply	3450001005280	小笠原国立公園センサーカメラ修理業務	0	随意契約(少額)	-	-	-
12	有限会社フリーショップまるひ	6010002027472	消耗品の購入	0	随意契約(少額)	-	-	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人自然環境研究センター	6010505001148	令和4年度奄美大島におけるフイリマングース防除事業業務	138.6	随意契約(公募)	1	-	-
2	株式会社南西環境研究所	4360001004365	令和4年度沖縄島北部地域マングース防除事業業務	132.6	随意契約(公募)	1	-	-
3	岩崎産業株式会社	5340001000497	令和4年度奄美大島におけるフイリマングース防除事業 特定地域捕獲作業等業務	20	随意契約(その他)	-	-	-
4	株式会社地域環境計画	6010901007401	令和4年度沖縄・奄美地域におけるアニマルトラップ及び自動撮影カメラ業務	2.2	一般競争契約(最低価格)	3	65.4%	-
5	株式会社プロテクトJ	6090003000768	令和4年度奄美地域自動撮影カメラ納入業務	2.1	一般競争契約(最低価格)	2	74.4%	-
6	株式会社寿商会	6220001002793	令和4年度沖縄島北部地域における外来へび類情報収集業務	2.1	一般競争契約(最低価格)	2	49.8%	-
7	株式会社イーエーシー	4360001008424	令和4年度那覇港におけるヒアリ等侵入状況確認調査業務	2.1	一般競争契約(最低価格)	3	59%	-
8	大一鋼業株式会社	5120001024106	筒わな等購入	1.6	随意契約(少額)	-	-	-
9	株式会社沖縄環境科学研究所	1360001008600	令和4年度沖縄島北部世界自然遺産地域等における外来植物種分布把握業務	1	随意契約(少額)	-	-	-
10	奄美海洋生物研究会	-	令和4年度奄美大島及び徳之島における未侵入外来種(両生類)の侵入監視等業務	1	随意契約(少額)	-	-	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	特定非営利活動法人藤前干潟を守る会	2180005005875	令和4年度ラムサール条約湿地藤前干潟運営等業務	14	随意契約(その他)	-	-	-
2	株式会社秀建工業	7360001006466	令和3年度(緑越)やんばる野生生物保護センター研究棟改修工事	10	一般競争契約(最低価格)	1	98.6%	-
3	一般財団法人自然公園財団知床支部	5010005017959	令和4年度知床世界遺産センター運営管理業務	9	随意契約(その他)	-	-	-
4	合同会社対馬自然写真研究所	8310003002723	令和4年度ツシマヤマネコ救護等業務	6	一般競争契約(最低価格)	1	99%	-
5	石垣市	1000020472077	石垣市土地借料	4	随意契約(その他)	-	-	-
6	沖縄ビル・メンテナンス株式会社	6360001000461	国際サンゴ礁研究モニタリングセンター清掃点検業務	4	一般競争契約(最低価格)	2	98%	-
7	個人A	-	給与・賞与	3	その他	-	-	-
8	株式会社afterFIT	6260001030733	鳥獣保護施設で使用する電気料	3	随意契約(少額)	-	-	-
9	東北電力株式会社	4370001011311	野生復帰ステーション電気料金	3	随意契約(その他)	-	-	-
10	株式会社千代田テクノ	7010001004851	X線ガラスバッジFX型測定外	2	随意契約(少額)	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

汚染原因者負担の原則を前提として民事責任を踏まえた公害健康被害の保護を図る。

1. 事業目的

激甚な大気汚染等の公害によって健康被害を受けた者に対して、補償の給付及び健康を回復し保持増進するための事業等を実施することにより、その迅速かつ公正な保護を図るとともに、大気汚染による地域住民の健康への影響や増悪を予防することを目的とする。

2. 事業内容

公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）に基づき公害健康被害を受けた被認定者に対する迅速かつ公正な保護を実施するため、被認定者の認定状況等に関する調査を行い現況を把握したうえで補償給付及びこれに要する事務を実施するための財源を適切に確保する。

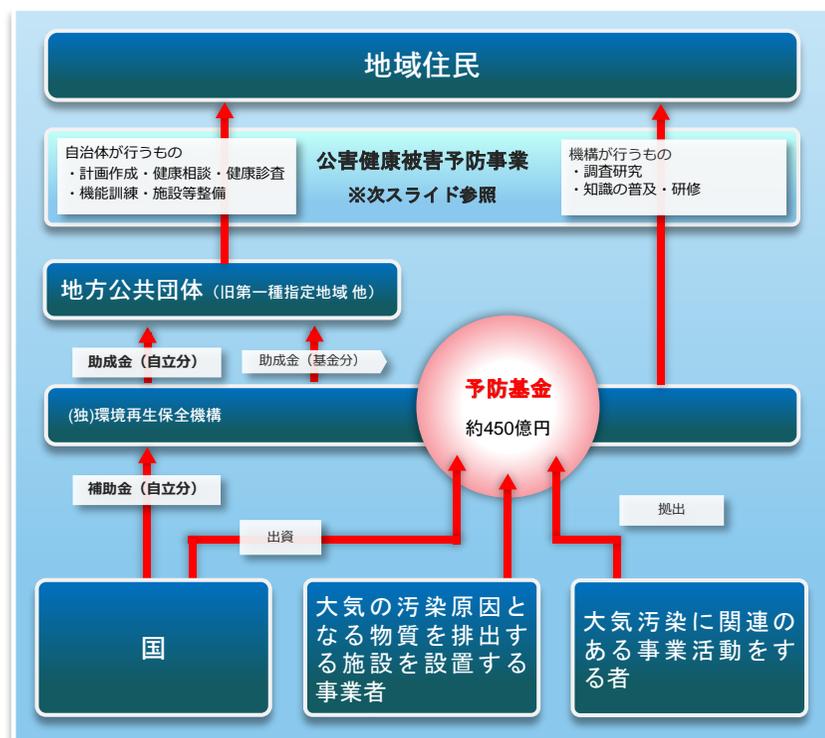
また、公害健康被害予防事業の一部については**自立支援型公害健康被害予防事業費**として国から(独)環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）を通じて地方公共団体に対して国庫補助を実施する。

同事業は、公害健康被害予防事業の充実を図ることを目的として、日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防や健康回復を行うためにERCAが実施する知識の普及、地方公共団体が行う事業への助成等を支援するものであるが、近年は対象者の高齢化・固定化や事業実施主体である地方公共団体における担当組織及び予算の縮小等の課題が顕在化しつつあり、普及啓発や事業実施に係る効率化等を図ることが求められている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、直接補助事業・間接補助事業、請負事業等
- 実施主体 ERCA、地方公共団体他
- 実施期間 昭和49年度～

4. 事業イメージ（自立支援型公害健康被害予防事業）



公害健康被害予防事業の概要

公健法に基づき、旧第一種地域※を中心とする46地域を対象に、**大気汚染の影響による健康被害を予防するため**、以下のような事業等を実施

※昭和63年まで公健法に基づいて呼吸器系疾病の被害者の認定が行われていた地域

● ERCAが行う事業

○知識の普及（呼吸筋リハビリ動画）



○知識の普及（保育所講習会）



○呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修会



● ERCAが地方公共団体に助成して行う事業（○ソフト3事業）

○健康相談（個別相談）



○健康診査



○機能訓練（水泳訓練教室・呼吸リハビリ教室）



当事業の選定理由・想定される論点

○選定理由

公害健康被害対策（補償・予防）事業のうち、公害健康被害予防事業（自立支援型公害健康被害予防事業）は、大気汚染による健康への影響や増悪を予防することを目的として、地方公共団体やERCAによる健康相談や情報発信等の事業により地域住民の方々の疾病や療養等に関する知識の取得や行動変容等を促すものである。近年は参加者層の高齢化・固定化や事業実施主体である地方公共団体における担当組織及び予算の縮小等の課題が顕在化しつつあり、より広範な層への働きかけや地方公共団体における事業実施の効率化等が求められていることから候補事業として選定した。

○想定される論点

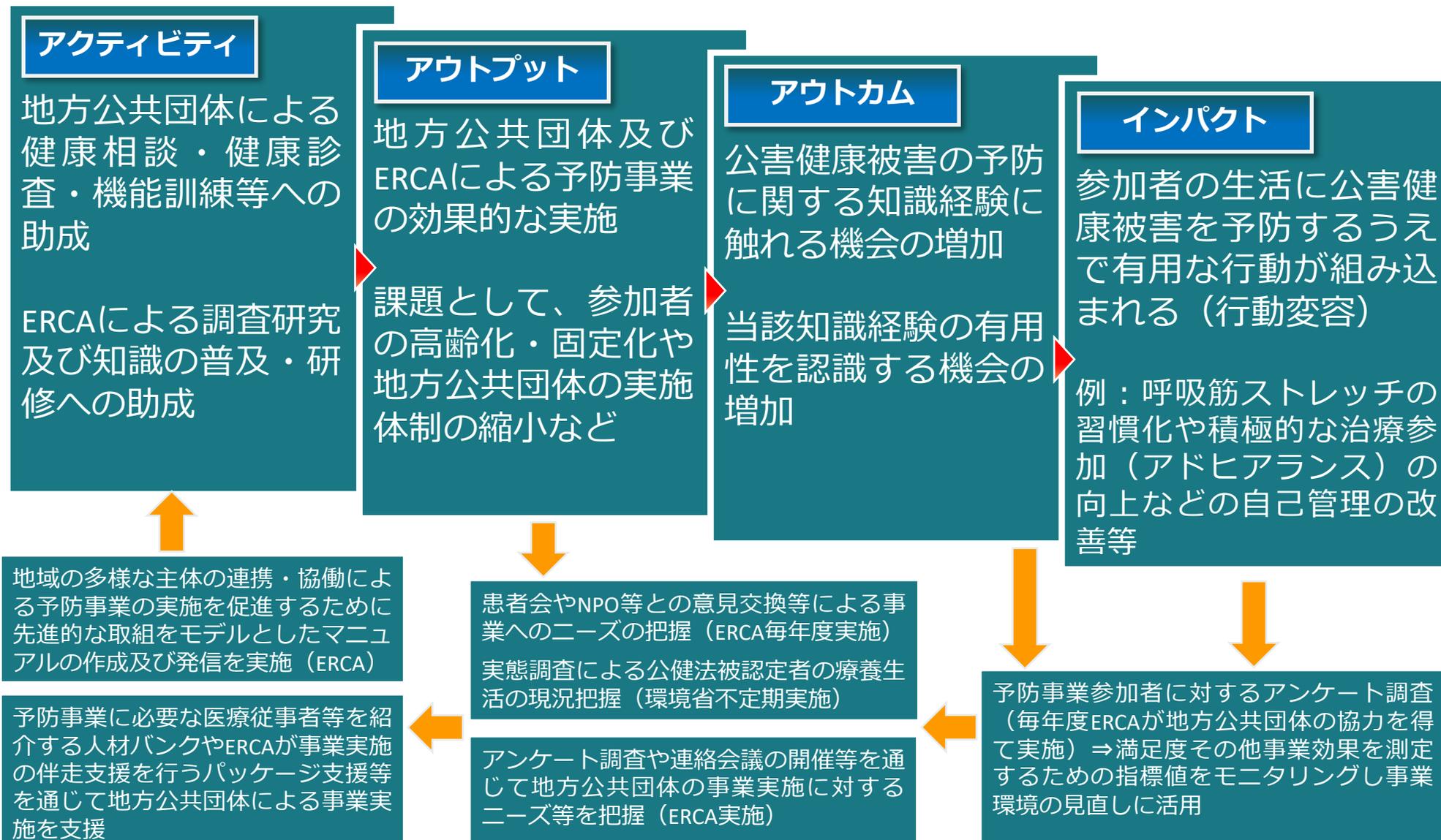
- ・ 現況を的確に把握したうえでそのデータを活用した事業内容の改善が図られているか。

ERCAにおいて、アンケート調査や関係団体へのヒアリング等により需要や課題を把握したうえで事業環境の改善等を実施するとともに、地方公共団体に対しても連絡会議等の開催による現況把握を行いつつ、研修の実施や伴走支援等を実施。

環境省ではこのような取組を支援するために公健法統計調査や被認定者実態調査により得られたデータの提供や担当者会議等における自治体への働きかけ等を実施。

- ・ EBPMの観点から成果目標等の指標が適切に設定されているか。

当該事業におけるロジックモデルのイメージ



(参考) 行政事業レビューシートにおける指標の設定 (1)

活動内容② (アクティビティ)	ぜん息患者等による自立的なぜん息予防や健康回復等を支援するために、地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（ソフト3事業）等への助成及びそれに附帯する事業並びに知識の普及事業を実施する。									
活動目標及び活動実績② (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	R2年度	R3年度	R4年度	5年度活動見込		6年度活動見込
	事業対象地域の地方公共団体に対し、ソフト3事業への助成を行う。	ソフト3事業の事業実施件数	活動実績	件	-	-	4,107	-	-	
		当初見込み	件	-	-	-	4,083		4,083	
成果目標②-1 の設定理由	予防事業対象地域のぜん息患者等のソフト3事業を実施し、参加してもらうことで自立的にぜん息等の発症予防や健康回復を行うことができると考えられる。そのため、ソフト3事業における参加人数を短期アウトカムとして設定した。									
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	R2年度	R3年度	R4年度	目標年度		
	予防事業対象地域のぜん息患者等のソフト3事業への参加	各地方公共団体が行うソフト3事業における参加人数	成果実績	人	18,135	20,856	22,539	-		
			目標値	人	28,120	23,424	25,465	54,422		
達成度	%	64.5%	89.0%	88.5%	-					
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名 (出典) / 定性的なアウトカムに関する成果実績										
自立支援型公害健康被害予防事業補助金の実績報告書 (出典: (独) 環境再生保全機構)										

(参考) 行政事業レビューシートにおける指標の設定 (2)

成果目標②-2の設定理由 (短期アウトカムからのつながり)

本事業は、予防事業対象地域のぜん息患者等が事業への参加を通じて得られた知識や経験を活用して自立的にぜん息等の発症予防や健康回復にむけた取組を促していくことを目的とするものであり、そのためには参加者に事業への参加が有意義であったと感じてもらうことが肝要である。このため、参加者によるソフト3事業の内容に対する満足度を長期アウトカムとして設定した。

成果目標及び 成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	目標最終年度	
								-	年度
	予防事業の中核をなすソフト3事業の事業の実施効果を高める(研修受講者の受講満足80%以上)。	ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握における調査の事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	成果実績	%	90	88	90	-	
			目標値	%	80	80	80	-	
			達成度	%	112.3%	110.1%	112.5%	-	

成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名 (出典) / 定性的なアウトカムに関する成果実績

アンケート調査 (出典: (独) 環境再生保全機構)

アウトカム設定についての説明	アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由
	当該事業は補償給付とともに公害健康被害補償予防制度の両輪をなすものであり、事業終了時期を見通すことは困難であることから、目標最終年度は設定していない。

(参考) 平成22年の行政刷新会議の評価結果と措置状況 (1/2)

行政刷新会議による「独立行政法人が行う事業についての事業仕分け」において、公害健康被害予防事業（「環境再生保全機構が実施する調査研究、知識普及、研修事業」及び「地方公共団体が行う事業に対する助成事業」等）が対象とされ、平成22年4月26日及び9月1日に行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けが実施された。

事業仕分けの評価結果については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として取りまとめられ、同年12月7日に閣議決定。評価結果を踏まえて次項のとおり見直し、実施期限までに実施済みとして、措置状況の公表を行っている。

以降もPDCAを踏まえた事業の効率的かつ効果的な実施に努めている。

(参考) 平成22年の行政刷新会議の評価結果と措置状況 (2/2)

【公害健康被害予防事業】事業の抜本的な見直し

講ずべき措置 (具体的内容)	措置内容
『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。	<p>○「そらプロジェクト」の調査結果では、幼児及び成人調査において幹線道路における自動車排出ガスへの曝露によるぜん息発症やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）との関連性があるとの一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査の主要解析、副次解析の一部で関連性が認められることが指摘され、併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難性についても指摘された。当該調査結果や環境保健サーベイランス調査結果、患者団体や地方公共団体からのニーズの把握、各種事業の実施効果の評価結果を踏まえ、以下の見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童期を対象とした事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施等）の重点化 ・大気汚染によりぜん息を発症した高齢者に対する事業を、患者からニーズの高い事業（成人ぜん息・COPDに関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等）に重点化
○本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。	○エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止（H22年度）
○地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。	<p>○最新規制適合車代替促進事業を廃止（H23年度）</p> <p>○健康相談、健康診査及び機能訓練事業は、アンケート調査結果により参加前後で薬の使い方や治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されたため引き続き実施。</p>
○地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。	○事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定（H23年度）
○患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。	○H22年度に患者団体（5団体）、関連学会（3団体）及び地方公共団体8団体へのヒアリングを行い、以降も患者団体や地方公共団体との連絡会を継続して実施し、ニーズの把握を行っている。

【公害健康被害予防事業】事業実施効果の的確な把握

事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。	<p>○医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施。</p> <p>○アンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、薬の使い方や治療への取り組みの改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の効果を確認。</p>
-----------------------------------	--

令和5年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	公害健康被害対策(補償・予防)事業			担当部局庁	大臣官房環境保健部	作成責任者	
事業開始年度	昭和49年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境保健企画管理課 環境保健企画管理課保健業務室	課長 東條 純士 室長 黒羽 真吾	
会計区分	一般会計						
根拠法令(具体的な条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律第19条、第50条、第51条、第68条			関係する計画、通知等	昭和61年10月30日付け中央公害対策審議会答申 環境保健部長通知 昭和49年10月1日環保企第117号		
政策	7.環境保健対策の推進			主要経費	その他の事項経費		
施策	7-1.公害健康被害対策(補償・予防)						
政策体系・評価書URL	https://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html						
事業の目的(5行程度以内)	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。)に基づき、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁(水底の底質が悪化することを含む。)によって健康被害を受けた者であって公健法に定める要件を満たすことの認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対して、健康被害に係る補償の給付及び健康を回復し保持増進するための福祉事業等を実施することにより、被認定者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的とする。 また、大気汚染の状況の変化を踏まえて昭和62年に公健法が改正された際に新設された公害健康被害予防事業は、大気汚染による地域住民の健康への影響や増悪を予防することを目的として実施するものである。						
現状・課題(5行程度以内)	公健法の施行から50年近くが経過し、医療技術の進歩や社会経済の状況の変化など被認定者を取り巻く環境が大きく変化しつつある。昭和63年には、大気汚染状況の改善を受けて相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域として指定された公健法第一種指定地域が解除され、以降は被認定者の新規認定が行われなくなり、被認定者の総数は指定解除当時の約11万人から令和5年度末現在において約2万8千人に減少し、同時に高齢化が進みつつある。これらのことにより、(1)被認定者においては必要とされる医療等のサービスの質の多様化、(2)医療機関等においては公健法制度に対する理解の低下、(3)地方公共団体においては公健法担当組織及び予算の縮小等の課題が顕在化しつつある。						
事業概要(5行程度以内)	補償給付及び公害健康保健福祉事業等を迅速かつ公正に実施するため、①公害健康被害補償基本統計調査により得られた被認定者の認定状況や補償給付支給実績等の基礎データを用いて補償給付等の必要額を算定し、これに相当する額をばい煙発生施設設置者等の汚染負重量賦課金及び国からの②自動車重量税財源納付金並びに③公害保健福祉事業助成費により確保した上で独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)及び地方公共団体を通じて被認定者に対して補償の給付等を実施する。 公害健康被害認定審査会の運営等の認定事務や補償給付の実務を担う地方公共団体に対しては、④公害健康被害補償給付支給事務費により交付金事務の処理に要する費用の一部を国から交付するとともに、⑤公害健康被害補償基礎調査費により適正な認定及び審査が行われるよう必要な調査及び支援等を実施する。 また、公害健康被害予防事業のうち、ぜん息等の患者が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防や健康回復を行うことを支援するための事業については⑥自立支援型公害健康被害予防事業推進費として国から機構を通じて地方公共団体に対して国庫補助を実施している。						
事業概要URL	https://www.erca.go.jp/fukakin/seido/						
実施方法	直接実施、委託・請負、補助、交付						
補助率等	③公害保健福祉事業助成費:国から機構に対して、都道府県知事等に納付する納付金の1/3に相当する金額を補助 ④公害健康被害補償給付支給事務費:国から地方公共団体に対して、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付 ⑥自立支援型公害健康被害予防事業推進費:国から機構を通じて地方公共団体に対して定額を補助						
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)	予算の状況	当初予算(A)	8,538	8,335	8,063	7,778	7,504
		修正予算(B)	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	8,538	8,335	8,063	7,778	7,504
		執行額(G)	8,509	8,311	8,045	-	-
		執行率(%) =(G)/(F)	99.7%	99.7%	99.8%	-	-
		当初予算+修正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	99.7%	99.7%	99.8%	-	-
		歳出予算項目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
(項)	自動車重量税財源公害健康被害補償費		被認定者の減少に伴う自然減				
(目)	公害健康被害補償納付金交付金	6,497	6,241				
(項)	環境保健対策推進費						
(目)	公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,022	1,004				
(目)	自立支援型公害健康被害予防事業補助金	204	204				
(目)	公害保健福祉事業費補助金	40	39				
(目)	環境保全調査等委託費	16	16				
	その他	▲ 1					
	計(A)	7,778	7,504				

活動内容① (アクティビティ)	被認定者に対する補償給付及びこれに関連する事業を確実に実施し、被認定者の迅速かつ公正な保護を図る。								
↓									
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	納付金交付金を機構に対し交付し、機構から自治体に対し補償給付等の納付を行う	各年度の機構から自治体に対する納付金交付件数	活動実績 当初見込み	件	39	39	39	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	補償給付等事業の目的は被認定者の迅速かつ公正な保護とされているところであり、補償給付の適切かつ確実な実施が成果としてなによりも求められる。その補償給付等の実施状況を評価するためには、各年度の補償給付の見通しに対する補償給付実績の構成比を指標として見るのが有効であると考えられることから、これを長期アウトカムとして設定した。							
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
	自治体から被認定者に対する補償給付が当初見通しに照らして適切な規模で実施されること。	各年度の補償給付支給件数(過年度発生当該年度支給を含む)	成果実績	件	851,211	821,536	789,048	-	
			目標値	件	897,340	851,211	821,536	-	
達成度	%	94.9	96.5	96	-				
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	公害健康被害補償納付金交付金の補償給付費等支給実績額報告書(出典:(独)環境再生保全機構)								
アウトカム設定について の説明	アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
	民事責任を踏まえて公害健康被害により生じた損害を填補するという当該事業の性格から、事業終了時期を見通すことは困難であるため、目標最終年度は設定できない。								
	アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
	被認定者に対する補償給付等を適切にかつ安定的に実施していくことを目的とした事業であり、段階的に成果が発現するものではないため。								

活動内容② (アクティビティ)		ぜん息患者等による自立的なぜん息予防や健康回復等を支援するために、地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業(ソフト3事業)等への助成及びそれに附帯する事業並びに知識の普及事業を実施する。								
↓										
活動目標及び活動実績② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		事業対象地域の地方公共団体に対し、ソフト3事業への助成を行う。	ソフト3事業の事業実施件数	活動実績 当初見込み	件	-	-	4,107	-	-
					件	-	-	-	4,083	4,083
↓										
成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		予防事業対象地域のぜん息患者等のソフト3事業を実施し、参加してもらうことで自立的にぜん息等の発症予防や健康回復を行うことができると考えられる。そのため、ソフト3事業における参加人数を短期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
		予防事業対象地域のぜん息患者等のソフト3事業への参加	各地方公共団体が行うソフト3事業における参加人数	成果実績	人	18,135	20,856	22,539	-	
				目標値	人	28,120	23,424	25,465	54,422	
				達成度	%	64.5	89	88.5	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		自立支援型公害健康被害予防事業補助金の実績報告書(出典:(独)環境再生保全機構)								
↓										
成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		本事業は、予防事業対象地域のぜん息患者等が事業への参加を通じて得られた知識や経験を活用して自立的にぜん息等の発症予防や健康回復にむけた取組を促していくことを目的とするものであり、そのためには参加者に事業への参加が有意義であったと感じてもらうことが肝要である。このため、参加者によるソフト3事業の内容に対する満足度を長期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 -年度	
		予防事業の中核をなすソフト3事業の事業の実施効果を高める(研修受講者の受講満足80%以上)。	ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握における調査の事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	成果実績	%	90	88	-	-	
				目標値	%	80.	80.	80.	-	
				達成度	%	112.3	110.1	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		アンケート調査(出典:(独)環境再生保全機構)								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		当該事業は補償給付とともに公害健康被害補償予防制度の両輪をなすものであり、事業終了時期を見通すことは困難であることから、目標最終年度は設定していない。								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定 等	名称									
	URL									
	該当箇所									

事業所管部局による点検・改善

点検結果	①公害健康被害補償制度を適正に運営し、認定患者の補償を行うための基礎資料としてとりまとめることにより成果を出している。 ②公害による健康被害者に対する補償給付等を適切に行っている。 ③事業内容の改善とともに執行実績に見合った予算要求を行うことにより、一定の執行率は確保している。 ④交付金の交付にあたっては申請書類を確認し、適正と認められる経費を交付の対象としている。 ⑤目的に沿って予算を適切に執行し、毎年基礎資料をとりまとめ成果を出している。 ⑥ぜん息患者等のニーズを聴取し、また、事業参加者に対して継続的に実施している事業効果の測定・把握に係る調査の結果も踏まえ、事業の見直しを行った。	目標年度における効果測定に関する評価(令和6年度実施)
-------------	---	------------------------------------

改善の方向性	予算の適切な執行、効率的かつ確実な事業実施に努めるとともに、実績等を踏まえた予算規模の見直し及び事業の質の向上に向けた取組を引き続き実施する。
---------------	---

外部有識者の所見

・本事業は公害病被認定者の方々の健康被害に係る補償給付及び健康を回復し保持増進するためには大変重要な事業である。引き続き適切に執行されたい。
 ・一般競争入札において1者応札の事業があるため、より多くの業者が入札に参加できるよう公告期間を延長するなどの効果的な措置に努めること。

行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見

現状通り	外部有識者の所見を踏まえ、引き続き公害病被認定者の方々の健康被害に係る補償給付及び健康回復・保持増進が適切に行われるよう努めること。 また、一者応札の改善に向けた取り組みを検討すること。
------	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り	公害により健康被害を受けた方々の迅速かつ公正な保護が行われるよう適切な事業の執行に務めるとともに、仕様書記載内容の点検・見直し等により、一者応札の改善に向けて適切な措置を講じる。
------	---

公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ

過去に受けた指摘事項と対応状況	
------------------------	--

上記への対応状況

--	--

その他の指摘事項

--	--

上記への対応状況

--	--

備考

--	--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	214(①)	224(②)	217,218,219(③④⑤)	220(⑥)
平成24年度	223	233	226,227,228	229
平成25年度	264	270	266,267,268	269
平成26年度	261	267	263,264,265	266
平成27年度	255	261	257,258,259	260
平成28年度	240	246	242,243,244	245
平成29年度	256	262	258,259,260	261
平成30年度	0258	0264	0260,0261,0262	0263
令和元年度	環境省 - 0250	環境省 - 0256	環境省 - 0252 - 0254	環境省 - 0255
令和2年度	環境省 0253	環境省 - 0259	環境省 - 0255 - 0257	環境省 - 0258
令和3年度	2021 環境 20 0266	2021 環境 20 0272	2021 環境 20 0268 - 0270	2021 環境 20 0271
令和4年度	2022 環境 21 0255	2022 環境 21 0261	2022 環境 21 0257 - 0259	2022 環境 21 0260

環境省

6,767百万円

②自動車重量税財源
納付金
補償給付費及び公害
保健福祉事業に要す
る費用に充てるための
機構の交付金のうち
大気の汚染の原因で
ある物質を排出する
自動車に係る分として
必要であると見込まれ

300百万円

③公害保健福祉事業
助成費
公害健康被害福祉事
業を行う自治体に対
して公健法に基づき機
構が納付する納付金
の1/3に相当する金
額を補助。

204百万円

⑥自立支援型公害健
康被害予防事業推進
費
ぜん息等患者が自立
的に発症予防や健康
回復を行うことを支
援するための事業を
実施す地方公共団
体に助成する機構に
対して補助を実施。

1,032百万円

④公害健康被害補償
給付支給事務費
都道府県知事等が行
う事務の処理に要す
る費用の1/2を交付。

1.8百万円
(2.9)

①公害健康被害補償
基本統計調査認定・補
償給付等の基礎デー
タの統計処理等に用
いるシステムのハード
ウェアの賃貸借、保守
運用及びデータ入力
等にかかる業務を請
負契約等により発注。

11百万円

⑤公害健康被害補償
基礎調査費
被認定者の受療実態
の解析、認定審査及
び診療報酬審査にお
ける判断困難事例に
ついて研究班で評価し
審査及び診療報酬審
査での判断の参考根
拠となる知見を得るた
めの調査業務を発注。

【補助金】

A. (独)環境再生保全機構

公健法附則第9条に
基づく交付金

【事業内容】
(助成事業)
地方公共団体が行う事
業に対する助成
(附帯事業)
助成事業実施に附帯す
る事業
(知識の普及事業)
日常生活における健康
の回復、保持、増進を
支援するための知識の

B
地方公共団体
旧第一種
指定地域

【事業内容】
・補償給付の支給
・福祉事業

C
地方公共団体
(43県市区)

【事業内容】
○リハビリテーション
○転地療養
○療養に係る用具支給
○家庭療養指導
○インフルエンザ予防接種

助成事業
【助成金】
D
地方公共団体
(40県市区)

【事業内容】
・健康相談事業(個別)
・健康診査事業
・機能訓練事業(自己管)

E
地方公共団体
(46県市区)

【事業内容】
補償給付の支給、認定
の更新等の事務費

附帯事業

知識の普及事業

【一般競争契約(最低価格、総合評価)、
随意契約(少額)】

F. 民間企業等(23者)
72百万円

【事業内容】
・ぜん息の自己管理に関するパンフレッ
ト等の制作、発送
・ぜん息・COPD電話相談事業
・公害健康被害予防事業研修 等

【随意契約(少額)】

G. 民間企業等(2者)
1百万円

【事業内容】
・専門職向け研修会の
開催

【請負:一般競争契
約(最低価格)】
【請負:国庫債務負
担行為等】
【請負:随意契約(少
額)】

H. 民間企業等(2者)

【事業内容】
○更新データのエンター業務
○システムの運用・保守業務
○システムサポート業務
○サーバー、プリンター等ハー

【一般競争契約(最
低価格)・委託】

I. 民間企業等(1者)

【事業内容】
公害認定患者社会医療
調査委託業務

資金の流れ
(資金の受け取り先が
何を行っているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金額が 支出されている者について 記載する。費目と使途の 双方で実情が分かるように 記載)	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補償給付費	補償給付費に係る納付金	6,751	補償給付費	補償給付費に係る納付金	6,751
	補助金	自立支援型公害健康被害予防事業に要する費用	204	福祉事業費	公害保健福祉事業費に係る納付金	16
	助成金	都道府県が公害保健福祉事業に要する費用	30			
	福祉事業費	公害保健福祉事業費に係る納付金	16			
	計		7,001	計		6,767
	C.			D.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	その他	保健師給料、旅費、消耗品、通信費等	3	助成金	健康相談事業(個別)、健康診査事業	24.3
業務費	インフルエンザ予防接種費用	1				
計		4	計		24.3	
E.			F.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
総合調整事務費	公害システム変更費等	85	需用費	知識普及パンフレット等の印刷業務(令和4年6月契約分)	9.8	
その他	旅費、使用料及び賃借料	24	需用費	知識普及パンフレット等の印刷業務(令和4年12月契約分)	5.5	
報酬	公害健康被害認定審査委員報酬等	5	需用費	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和5年2月契約分)	0.7	
委託料	検診委託及び審査委託等	3	需用費	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年5月契約分)	0.6	
役務費	審査会開催通知及び処分通知等	2	需用費	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年8月契約分)	0.6	
			需用費	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年11月契約分)	0.5	
			需用費	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年4月契約分)	0.2	
計		119	計		17.9	
G.			H.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
委託費	専門職向け研修会の実施に係る事務局業務	1.1	人件費	データエントリー、システム運用保守、障害管理、サポート	1.6	
			その他	旅費、消費税	0.2	
計		1.1	計		1.8	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	自動車重量税財源納付金交付金	6,767	補助金等交付	-	-	-
2	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	自立支援型公害健康被害予防事業補助金	204	補助金等交付	-	-	-
3	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	公害保健福祉事業に係る業務	30	補助金等交付	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪市	6000020271004	認定患者への補償給付費等	1,269	その他	-	-	-
2	尼崎市	1000020282022	認定患者への補償給付費等	459	その他	-	-	-
3	名古屋市長	3000020231002	認定患者への補償給付費等	345	その他	-	-	-
4	倉敷市長	6000020332020	認定患者への補償給付費等	324	その他	-	-	-
5	板橋区	6000020131199	認定患者への補償給付費等	270	その他	-	-	-
6	川崎市	7000020141305	認定患者への補償給付費等	268	その他	-	-	-
7	堺市長	3000020271403	認定患者への補償給付費等	258	その他	-	-	-
8	江東区	6000020131083	認定患者への補償給付費等	219	その他	-	-	-
9	東大阪市	8000020272272	認定患者への補償給付費等	213	その他	-	-	-
10	北九州市	8000020401005	認定患者への補償給付費等	179	その他	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	名古屋市長	3000020231002	公害保健福祉事業に係る業務	4	補助金等交付	-	-	-
2	大阪市	6000020271004	公害保健福祉事業に係る業務	3	補助金等交付	-	-	-
3	尼崎市	1000020282022	公害保健福祉事業に係る業務	3	補助金等交付	-	-	-
4	川崎市	7000020141305	公害保健福祉事業に係る業務	2	補助金等交付	-	-	-
5	堺市長	3000020271403	公害保健福祉事業に係る業務	2	補助金等交付	-	-	-
6	板橋区	6000020131199	公害保健福祉事業に係る業務	2	補助金等交付	-	-	-
7	東大阪市	8000020272272	公害保健福祉事業に係る業務	1	補助金等交付	-	-	-
8	熊本県	7000020430005	公害保健福祉事業に係る業務	1	補助金等交付	-	-	-
9	北九州市	8000020401005	公害保健福祉事業に係る業務	1	補助金等交付	-	-	-
10	守口市	4000020272094	公害保健福祉事業に係る業務	1	補助金等交付	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	神戸市長	9000020281000	健康相談事業(個別)、健康診査事業	24.3	補助金等交付	-	-	-
2	名古屋市長	3000020231002	健康相談事業(個別)、機能訓練事業(自己管理支援事業)	19.2	補助金等交付	-	-	-
3	川崎市	7000020141305	健康相談事業(個別)、健康診査事業、機能訓練事業(自己管理支援事業)	17.7	補助金等交付	-	-	-
4	豊中市	6000020272035	健康相談事業(個別)、健康診査事業	11.6	補助金等交付	-	-	-
5	玉野市長	5000020332046	健康相談事業(個別)、健康診査事業	5.7	補助金等交付	-	-	-
6	西宮市長	8000020282049	健康相談事業(個別)、健康診査事業	5.1	補助金等交付	-	-	-
7	足立区	2000020131211	健康相談事業(個別)、健康診査事業、機能訓練事業(自己管理支援事業)	4.9	補助金等交付	-	-	-
8	倉敷市長	6000020332020	健康相談事業(個別)、健康診査事業	3.9	補助金等交付	-	-	-
9	東海市長	6000020232220	健康相談事業(個別)、健康診査事業	3.4	補助金等交付	-	-	-
10	吹田市長	6000020272051	健康相談事業(個別)、健康診査事業	3.2	補助金等交付	-	-	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	熊本県	7000020430005	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	119	補助金等交付	-	-	-
2	名古屋市	3000020231002	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	106	補助金等交付	-	-	-
3	大阪市	6000020271004	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	89	補助金等交付	-	-	-
4	尼崎市	1000020282022	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	47	補助金等交付	-	-	-
5	川崎市	7000020141305	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	43	補助金等交付	-	-	-
6	鹿児島県	8000020460001	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	33	補助金等交付	-	-	-
7	大田区	1000020131113	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	31	補助金等交付	-	-	-
8	板橋区	6000020131199	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	29	補助金等交付	-	-	-
9	堺市	3000020271403	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	27	補助金等交付	-	-	-
10	東大阪市	8000020272272	健康被害の認定及び補償給付に関する事務	22	補助金等交付	-	-	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社毎日広告社	2010001029960	ぜん息等にかかる普及啓発誌の企画・制作等業務	15.5	一般競争契約 (総合評価)	2	94%	-
2	八光社梱包運輸株式会社	8010001054111	普及啓発資料等の保管、梱包及び発送事業	12.3	一般競争契約 (最低価格)	2	91.1%	-
3	株式会社キタジマ	5010601023501	知識普及パンフレット等の印刷業務(令和4年6月契約分)	9.8	一般競争契約 (最低価格)	4	76%	-
4	フクダ電子神奈川販売株式会社	4020001010505	FeNO測定器の取得	8.5	一般競争契約 (最低価格)	1	95.5%	-
5	株式会社ステージ	3013301015869	助成事業の事務向業務並びに講義動画制作及び配信業務	6.9	一般競争契約 (最低価格)	3	63.1%	-
6	株式会社読売エージェンシー	1010001031728	COPD普及啓発に係る新聞広告の掲載業務	6.1	一般競争契約 (最低価格)	7	53.4%	-
7	株式会社アールエムサポート	3180001059164	ぜん息・COPD電話相談室の運営業務	5.9	一般競争契約 (最低価格)	3	54%	-
8	株式会社キタジマ	5010601023501	知識普及パンフレット等の印刷業務(令和4年12月契約分)	5.5	一般競争契約 (最低価格)	4	72.3%	-
9	株式会社アイネット	5010001067883	ぜん息等にかかる普及啓発誌の印刷、製本及び発送業務	3.3	一般競争契約 (最低価格)	1	78.6%	-
10	株式会社ライテック	7011101057995	助成金システムの改修及び運用保守業務	3.3	一般競争契約 (最低価格)	4	74.2%	-
11	株式会社日本経済広告社	7010001033082	ぜん息・COPD電話相談室周知のための広報業務(令和5年2月契約分)	1	随意契約(少額)	-	-	-
12	株式会社日本経済広告社	7010001033082	ぜん息・COPD電話相談室周知のための広報業務(令和4年12月契約分)	0.9	随意契約(少額)	-	-	-
13	株式会社日本経済広告社	7010001033082	ぜん息・COPD電話相談室周知のための広報業務(令和4年6月契約分)	0.8	随意契約(少額)	-	-	-
14	株式会社キタジマ	5010601023501	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和5年1月契約分)	0.7	随意契約(少額)	-	-	-
15	株式会社日本経済広告社	7010001033082	ぜん息・COPD電話相談室周知のための広報業務(令和5年2月契約分)	0.7	随意契約(少額)	-	-	-
16	株式会社キタジマ	5010601023501	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年5月契約分)	0.6	随意契約(少額)	-	-	-
17	株式会社キタジマ	5010601023501	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年8月契約分)	0.6	随意契約(少額)	-	-	-
18	株式会社キタジマ	5010601023501	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年11月契約分)	0.5	随意契約(少額)	-	-	-
19	株式会社キタジマ	5010601023501	助成事業にかかる広報資料のデザイン及び印刷業務(令和4年4月契約分)	0.2	随意契約(少額)	-	-	-
20	株式会社ライテック	7011101057995	助成金システムの運用保守業務	0.1	随意契約(少額)	-	-	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ヒップ	7011001055661	専門職向け研修会の実施に係る事務局業務	1.1	随意契約(少額)	-	-	-
2	個人A	-	研修会講師謝金及び旅費	0.1	その他	-	-	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一省心札・一省心券又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社テイルウィンドシステム	8012801006761	データエントリー、システム運用保守、障害管理、サポート	1.8	一般競争契約 (最低価格)	2	61%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

費目・用途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)</small>	I.			J.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	人件費	公害診療報酬等における各種データベース作成等にかかる人件費	5			
	業務費	印刷製本費、データ入力費、郵送費	4			
	その他	一般管理費、消費税	2			
	計		11	計		0

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社数理計画	9010001020285	公害認定患者社会医療調 査委託業務	11	一般競争契約 (最低価格)	1	96%	



【令和6年度予算額 328百万円（331百万円）】

持続可能で脱炭素な社会の構築に向け、環境教育・ESDの実践活動及び国連大学の取組を推進します。

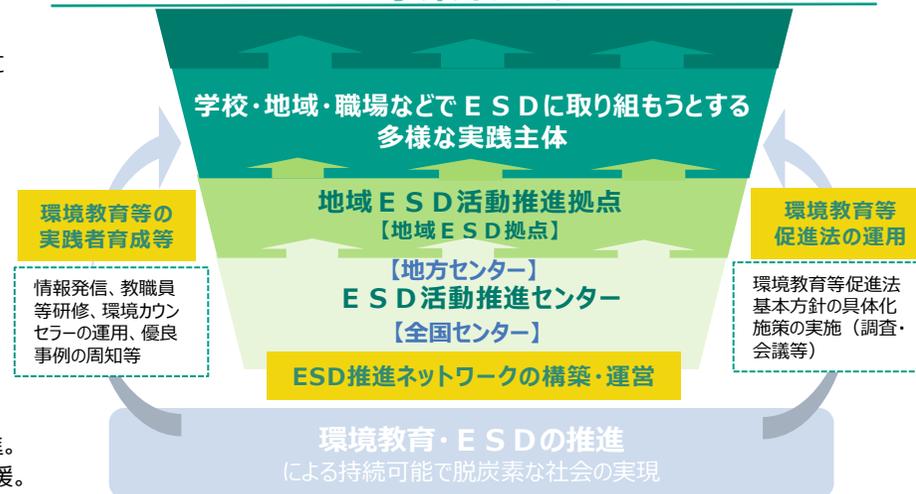
1. 事業目的

- ① 環境教育等促進法の着実な運用及び学校、地域等における環境教育の充実のための実践者育成等の基盤形成。
- ② 地域脱炭素に資するESD推進のための全国的なネットワークの整備・活用により環境教育・ESDの取組強化。
- ③ 国連大学によるESD及びSDGs推進支援に対する協力による、SDGs達成に向けた国際協力の推進。

2. 事業内容

- ① 環境教育等促進法の着実な運用、環境教育等の実践者育成等
 - ・WEBサイト運用や環境教育・ESDの実践に資する優良事例（短編動画）を含むコンテンツ発信等により、環境教育等の推進に資する情報を発信。
 - ・教職員等研修、環境カウンセラー制度の運用等により環境教育の実践者を育成。
 - ・改定後の環境教育等促進法基本方針の具体的な推進のために必要となる調査・会議等の実施。
- ② ESD推進ネットワークによる、ESD活動の連携支援
 - ・地域の取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制整備・運営。
 - ・地域のハブとなる地方ESD活動支援センターを整備（全国8箇所）し、上記センターとの協働・連携を通じたESD推進ネットワーク構築による環境教育・ESD活動の推進。
 - ・上記センターと連携した、地域脱炭素実現に向けた意識・行動変容につながる基盤強化の推進。
- ③ 国連大学によるESD、SDGs推進支援に対する協力
 - ・ESDに関する地域拠点（RCE）活動の促進による各国の脱炭素化等の推進。
 - ・環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）の強化を通じた、アジア太平洋地域におけるESDの推進。
 - ・SDGsの統合的取組による脱炭素化に向けた、施策動向の調査やガイドライン作成等の政策形成支援。
 - ・「パリ協定専攻」における専門家人材の育成に寄与する教育・能力開発カリキュラムの開発・実施。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②請負事業、③拠出金
- 請負先・拠出先 ①②民間事業者・団体、③国連大学
- 実施期間 平成15年度～令和12年度（予定）



お問合せ先： 環境省大臣官房 総合政策課環境教育推進室 電話：03-5521-8231

- ・ **選定理由**

効果的な事業実施方法等について検証する必要があるため。

- ・ **想定される論点**

- 令和3年度公開プロセス指摘事項に対するフォローアップについて。

- ESD教育に関して関係省庁との連携は十分か。

- 環境省の強みを活かした効果的な取組ができているか。

地域脱炭素に資するESD推進事業（うち全国・地方ESDセンター運営等）

本事業の背景

ESD活動支援センター設立と現在及び今後の活動

2002 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット） 「ESDの10年」（2005～2014年）を我が国が提案
（※第57回国連総会において、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の決議を日本が提案し、全会一致で採択）

国際

2014 ESDに関するユネスコ世界会議（名古屋市・岡山市）
「国連ESDの10年」の後継プログラムとしての「**GAP(Global Action Program)**」（ユネスコ総会、国連総会採択）の開始
・「あいち・なごや宣言」の採択

2019 第40回ユネスコ総会及び第74回国連総会
新たなESD 推進の国際枠組みである「**ESD for 2030**」が採択

2021 ESDに関するユネスコ世界会議
ベルリン宣言により「ESD for 2030」が本格始動（2030年までのESDの推進）

・2022年～ユネスコによる**グリーン教育**（気候変動教育）**パートナーシップ**の立ち上げ（※2023年に日本も賛同を表明）

国内

2016 持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議
ESD (GAP) 国内実施計画を策定
(GAP期間2014～2019)

2019 ESD (GAP) 国内実施計画の総括的なレビューを実施

2021 持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議
「第2期ESD国内実施計画」策定

2025 第2期ESD 国内実施計画の中間的なレビュー

2029 第2期ESD国内実施計画の総括的なレビュー
2030年以降のESDの更なる効果的な推進につながるよう、評価を実施

全国的なESD支援のためのネットワーク
地域活動拠点の形成、地域の取組支援
→**全国センター、地方センターの開設**

- ESD活動支援センターの活用等により、**
- ESD実践のための支援体制の整備
 - ESDネットワークにおける**学び合いの強化**
 - ①情報共有 ②ESD活動の相談対応等の支援
③ネットワークの形成、学び合いの促進
④人材育成機能 の追求

気候変動を切り口とした
「ESD for 2030 学び合いプロジェクト」

2024 環境教育促進法の基本方針改定
により、中間支援組織を活用した環境教育・協働取組の充実を図るため、**ESD活動支援センターにおいて、学校、地域等からの相談対応件数（令和4年度：438件）を令和10年度に倍増を目指すことにより、認知度の向上と、学校と地域等を繋ぐ中間支援機能をより一層充実させることを目標に位置づけ。**

地域脱炭素に資するESD推進事業（うち全国・地方ESDセンター運営等）

背景：日本では、環境意識は国際的に高くなく、気候変動対策が生活の質を脅かすものと認識。

- 概要：
- ◆ 日本では自分の行動が気候変動に影響を与えるか気にする人が少ない。
 - ◆ 気候変動対策が生活の質を脅かすものであると認識している人が多い。
 - ◆ 気候変動が自身に与える影響を懸念する人が少ない。
 - ◆ 日本ではGDP比における教育費の公的負担は少ない。

図表1: 日本では、自分の行動が気候変動に与える影響を気にする人が少ない

日常生活における自分の行動が気候変動に与える影響について、あなたは気にしていますか (%)



注：日本 n = 1,000, 日本以外の合計 n = 10,466 (各国1,000人以上)
 出所：ポストン コンサルティング グループ サステナブルな社会の実現に関する消費者意識調査 (2022年4月実施);
 ポストン コンサルティング グループ グローバル調査 "Empowering consumers in the sustainability shift" (2021年9月実施)
 © Boston Consulting Group 2022 - All Rights Reserved.

● 国別比較：「気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している」と回答した割合の推移

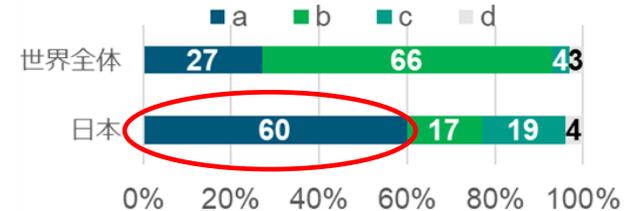
	2015年 (%)	2021年 (%)	変化
ドイツ	18	37	(+19)
英国	19	37	(+18)
オーストラリア	18	34	(+16)
韓国	32	45	(+13)
スペイン	36	46	(+10)
カナダ	27	34	(+7)
フランス	35	41	(+6)
イタリア	37	42	(+5)
米国	30	27	(-3)
日本	34	26	(-8)
(中央値)	31	37	

【出典】PEW Research Center 「IN RESPONSE TO CLIMATE CHANGE, CITIZENS IN ADVANCED ECONOMIES ARE WILLING TO ALTER HOW THEY LIVE AND WORK」 (2021年9月14日)

● 世界市民会議「気候変動とエネルギー」における投票結果（抜粋）

【設問1-2】あなたにとって、気候変動対策は、どのようなものですか？

- a 多くの場合、生活の質を脅かすものである
- b 多くの場合、生活の質を高めるものである
- c 生活の質に影響を与えないものである
- d わからない／答えたくない



【出典】科学技術振興機構「World Wide Views on Climate and Energy 世界市民会議「気候変動とエネルギー」開催報告書」(平成27年7月)

主要国における公的負担の教育費の対GDP比の割合



地域脱炭素に資するESD推進事業（うち全国・地方ESDセンター運営等）

背景：環境基本計画の策定に向けた中環審総政部会において、国による環境教育の進展を求める声は高い

- 主な意見：
- 国民の意識は後退。
 - 環境省がリードして、探究的な学びになるように持っていくべき。
 - 学習指導要領ではまだ概念的で、現場ごとに温度差がある。

ESGをきっかけに産業界は変わったが、国民の意識は後退している。原因を考えて対策を練るべき。マスコミ以外のネットでの報道は温暖化に関してはネガティブな意見（懐疑論など）が飛び交っている。国民が温暖化対策を自分ごと化していくべき。また、色々な形での若者の参加を認めていくことが重要。

A
委員

環境教育について、当社でも省エネ・ナッジ教育を実施してきた。環境に配慮した教育が体系的になされることが重要。学習指導要領ではまだ概念的で、現場ごとに温度差がある。海外ではひとつの教科にすることを検討している国もあるので、文科省とも連携して、CO2を多方面から削減するような実効性のある教育をお願いしたい。

B
委員

小中学校で環境教育をやっているのは10%くらい。教科書には乗っているので授業ではやっているが、探究的にESDをやっている学校は少ない。文科省と相談して、すべての学校でESDをやるか、探究的に深くESDをやってくれと話す必要がある。

C
委員

環境教育は充実していない。小中高校の中で8割はやっていない。やっている中でも座学になっていることが多い。現場を見に行くような実質的で探求的な学びになっていない。現場の感覚はかなり危機的。国民全体でなんとかしようと持っていくのが環境省の仕事。

事業目的：

令和3年5月に策定された「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」に基づき、ESD（全国・地方）活動支援センターの運営や、ESDの全国的な展開、支援体制の充実等の推進、ネットワークの強化と情報発信の強化に積極的に取り組み、地域脱炭素に資する環境教育・ESDの取組を強化する。

事業内容：

1. ESD活動支援センターの運営（全国センター）

- ①ESD活動支援センター維持費
- ②事務局活動運営費

環境教育・ESD等相談・支援窓口の運営、国内外のESD活動に関する情報の収集・発信、ESDに取り組む地域のネットワークの連携のため、地方センターとの連絡会等の開催、ESD活動支援企画運営委員会を運営。また、**地域間のネットワークの構築を支援するほか、環境保全に関する各種ネットワークと連携し**、地域におけるESDの取組を促進するため、「ESD推進ネットワーク全国フォーラム」を開催し、各地域で実践されているESDに関する取組の事例発表、**地域間の交流の場の提供等**を行う。

2. 地方ESD活動支援センターの運営（8か所）

・地域のハブとなる地方ESD活動支援センターを整備し、**各地域において、地域の実践者や、地方公共団体、教育委員会等とのネットワークを構築し**、これを活かして、地域の脱炭素実現に資する**ESD推進事業を実施**する。
また、**地域のESD取組情報等を収集・発信し、地域のESD交流のハブ機能を果たす。**



地域脱炭素に資するESD推進事業（うち全国・地方ESDセンター運営等）

具体的な執行内容 執行額：101百万円

ESD活動支援センター運営等業務（全国センター業務）

金額：25百万円 支出先：日本環境協会（R5まで）

- 全国センターの設置や運営等に必要な事務を実施。
- ESD活動支援企画運営委員会（有識者会議）の開催・事務局運営。（2回）
- ESD活動に関する環境省、文科省、ユネスコ、国連大学等の**国内外の情報収集及びウェブサイト運用等**による一元的な発信。
- 全国を対象としたESD活動実践者・国・地方等公的機関や地域の実践者・団体等からのESD活動実践に関する相談や支援要請を受け、**地方センターと連携して、現場のニーズに応じた支援（専門家や団体の紹介、講師派遣等）を実施。**
- 地域でのESDに関連するイベントの後援、**ESD拠点登録やアンケート実施による、地域ESD活動推進拠点の強化・形成支援。**
- 全国協力団体意見交換会の開催（2回）により、各地のESD活動と**全国規模の環境保全に係る団体との複層的なネットワーク**を促進。
- 随時地方センターの活動状況把握及びノウハウ含め優良事例の横展開実施やESD活動支援センター（全国・地方）連絡会（2回）を開催する等、**地方センターとの連携**を実施
- ESD実践団体へのヒアリングなどによる情報収集を実施。
- ESD推進ネットワークが**気候変動教育を実施することにより目指すべき目標、方向性、内容について有識者と一緒に議論し、とりまとめ**、各地方センターと共有。作業部会（2回）開催、主たるステークホルダーが一堂に集い地域のESD活動の状況を共有する**ESD推進ネットワーク全国フォーラムの開催**（1回）を通じて、SDGs実現に貢献するESDの深化を実施。
- 令和5年度の取組の内容をまとめた年次報告書を作成し、8地方センターや主たるステークホルダー（250箇所程度）に送付し、Web掲載する。

地域脱炭素に資するESD推進事業（うち全国・地方ESDセンター運営等）

具体的な執行内容 執行額：101百万円

地方ESD活動支援センター運営等業務
（8地方センター業務）

金額：76百万円（950万円程度×8センター）
支出先：公益財団法人北海道環境財団、
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク等、
一般社団法人環境パートナーシップ会議
一般社団法人環境創造研究センター、
一般社団法人コミュニケーションデザイン機構(R4まで)、
特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク、
特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター、
一般社団法人九州環境地域づくり

【各事業の活動費：人件費（担当1.5人程度）、その他、各登壇者の謝金、会場借料、旅費等】

- 地域の自治体・企業・学校・NPO等、地域の多様なESD活動に取り組む実践者・団体からの電話・メールや来訪による**相談対応及び支援の実施**（情報、人材、教材、ノウハウ等の提供）（相談件数：393件）
 - 地域のESD活動に関する情報についてWebサイト更新、パンフレットの作成・配布、学校等の訪問による**情報発信等を実施**
 - 地域の状況やニーズに応じて、地域の学校や他の教育機関、ESDの実践団体と連携し、「**2030学び合いプロジェクト**」の**企画・実施**（各センターで年4回程度の活動を実践）。同プロジェクトについては、**全国センター主催の作業部会（年2回）で計画及び実施内容について報告し、有識者からの助言を受け、他のセンターとの情報共有を実施。**
 - 地域でのESD実践の知見・ノウハウ共有等のための**ESD推進ネットワーク地域フォーラム開催**（各センター年1回）
 - 地域ESD拠点（全国187カ所）等のESD活動支援**（共催、後援等）
 - 「SDGs 学生サミット」の開催等
 - その他、ESDセンター（全国・地方）連絡会、全国協力団体意見交換会・ESD推進ネットワーク全国フォーラム、企画運営委員会へ参加し、事例紹介や課題の共有、情報収集等を実施
 - 取組の内容をまとめた年次報告書を作成し、ESD推進関係団体へ送付
- ※ なお、運営にあたり、各地方ESD活動支援企画運営委員会（各センター：2回）を開催して、指導・助言を受けている。

【主催・共催の対話の場：199回、主催行事等参加者数：4,918人、地域協議会等への出席：145回】

地域脱炭素に資するESD推進事業（うち全国・地方ESDセンター運営等）

本事業による成果

ESDを全国的に推進するためのネットワークを形成し、連携したESD支援を実施。

地域ESD 拠点と連携した学校の授業づくり支援やユネスコスクール・地域のESDコンソーシアムと連携したESD推進事業の展開、ESD 推進団体や大学、自治体、マスコミとの連携・共同事業の実現など、地域の実践主体からなる187の地域拠点への支援体制を整備し、連携した取組が進展。

例として、2021年5月に策定された第2期ESD国内実施計画に位置付けられたテーマ別の学び合いの仕組みである「**ESD for 2030学び合いプロジェクト**」を実施。**気候変動を切り口として、各センターが地域拠点とともに地域の課題やニーズに応じて設定したテーマを設定。学校やNPO、企業、行政など様々な主体が連携したプロジェクトの実施を支援することで、継続してESDが実践される地域を拡大。**また、テーマや課題に関心を有する様々な主体が地域を越えて参加し、相互の学び合いや実践活動を通して各主体の活動の向上を図るとともに、得られた知見を活かし同様の取り組みを全国に広めていくことが目的。

学び合いプロジェクトの例

●東北モデルプログラム ワールド・気候スタディズESD/SDGs（東北地方ESD活動支援センター）

NPOと連携し、秋田県大曲南中学校において、生徒たちがキリバス共和国の子供たちとオンラインで交流する授業を企画し、実施。

気候変動に直面している同世代の子供たちとの対話の場を創出することにより、環境問題への当事者意識や行動変容を促し、気候変動問題を自分ごと化する学びの機会を提供。（令和4年度）

東北ESDセンターが、学校と、地域拠点の日本キリバス協会、あきた地球環境会議との調整・連携を図り、キリバスの中学生とのオンライン交流によるESD学習を実現

講演&ワークショップ（7/4）

大曲南中学校（秋田県大仙市）
全校生徒

聞く + 話し合う



プログラムの振り返りと
意見交換（8/1）

整理 + 評価



オンライン交流授業（10/26）

大曲南中学校 3年生29名
セントルイス中学校（キリバス共和国） 2年生

知る + 話す + 考える



【成果】

- 生徒の行動変容
- 「気候変動教育」の視点の整理

- ネットワークの強みを生かした「東北」の連携
学校、地域ESD拠点、ESD実践者、東北センター企画運営委員

地域脱炭素に資するESD推進事業（うち全国・地方ESDセンター運営等）

本事業による成果

● 気候変動じぶんごと化プロジェクト（関東地方ESD活動支援センター）

・千葉県流山市立東部中学校において、外部講師による**気候変動や防災をテーマとした講義**のほか、中学校が避難所となることを想定した「**避難所開設訓練**」を自治会と協力して実施。「**気候変動**」と「**防災**」を体験や探究活動を掛け合わせることで、**気候変動の自分ごと化を促す機会を創出**した。（令和4年度）

・さらに、気候変動の緩和策の自分ごと化を促すため、地域の課題や身近な題材等と気候変動問題を掛け合わせながら行動変容に結びつけるための**モデルプログラムの開発・実践**を、地域ESD拠点及び専門家等のアドバイザーとともに実施。（令和5年度）

関東ESDセンターが、学校と、地域拠点の流山防災まちづくりプロジェクト、国環研気候変動適応センター、地域の博物館、自治会との調整・連携を図り、気候変動による影響、防災に係る総合的な学習を実現

○ 関東地方ESD活動支援センター

実施場所：千葉県流山市立東部中学校

気候変動による影響と対策に関する、学びと実践



気候変動による水害リスクについて学習



「誰一人取り残さない避難所開設」実践訓練

地球規模課題：気候変動
6/30（木）
講師：国立環境研究所 気候変動適応センター(CCCA) 吉川副センター長

地球温暖化の進行で雨の降り方が極端化すると…

洪水 **渇水**
土砂災害

↑↓ 吉川副センター長講演資料 出典）A-PLATイラスト素材集

緩和とは？ 2つの **適応**とは？
原因を少なく 気候変動対策 影響に備える

気候変動による、水害リスクの増大について理解する。

地域課題：防災 7/8（金）
地域固有の具体的な防災上の危険箇所と、その理由を理解する
地域の地形の成り立ちを知る
(講師：流山市立博物館 学芸係長)

約6,000年前は年平均で、今より1~2℃気温が高く、関東地方では海面が今より2~4m高かった

縄文の遺跡は、水害を受けにくい高台にある

ハザードマップについて
(講師：流山市役所 防災危機管理課)
洪水ハザードマップの見方、危険箇所の解説をしていただき、市内で水害リスクが高い場所、災害時の対応、避難所について理解する。

身近な地域に潜む、水害リスクのある場所と、その理由を理解し、防災リテラシーの必要性を理解する。

夏季課題
探究：自分の興味のあるテーマで深掘りする
関心を持ったテーマについて探究することで、気候変動、防災リスクを「自分ごと化」する。

避難所開設訓練 流山の災害リスクを理解し、その上で、発災時にできることを、リアリティを持って体験する
11/11（金）
自治会の方と合同で、簡易ベッド、トイレの設営、誘導などの訓練を実施。

フォーラム
自分が一連の学習を通じて学んだことを発表することで、学習内容が腑に落ちる。

これらの外部講師による講座や、体験、探究を通じて、気候変動の影響、地域の地形と危険な場所、避難所の運営などについて理解し、自ら考え行動できる人材を育成したい。

【成果】中学生にとって、気候変動問題は、自分ごと化しづらい面もあるが、自分たちの住む地域の土地の成り立ち（縄文時代の気候変動）という、身近な話題によって関心を持たせ、その上で、ハザードマップを用いて具体的な水没危険箇所の把握、さらには実際に中学校が避難所となることを想定した「避難所開設訓練」を自治会の方も参加して実施できた。

本事業による成果

○令和3年度公開プロセス：【オンライン化やネットワークのあり方など事業の実施方法をもう一度考えるべき】

●会議のオンライン化

- ・主催・共催の会議やイベントについて会議の内容に応じてオンラインを活用することにより、旅費等の節減（全国で約750万円の予算を縮減）をしながら、会議などの回数は増加させる等、新たな参加・交流機会の拡大を実施。（オンライン化率 令和元年度5%→令和5年度47%）

	会議数	オンラインを活用	オンライン化率(%)
令和元年度	88	4	5
令和5年度	161	76	47

●ネットワークのあり方

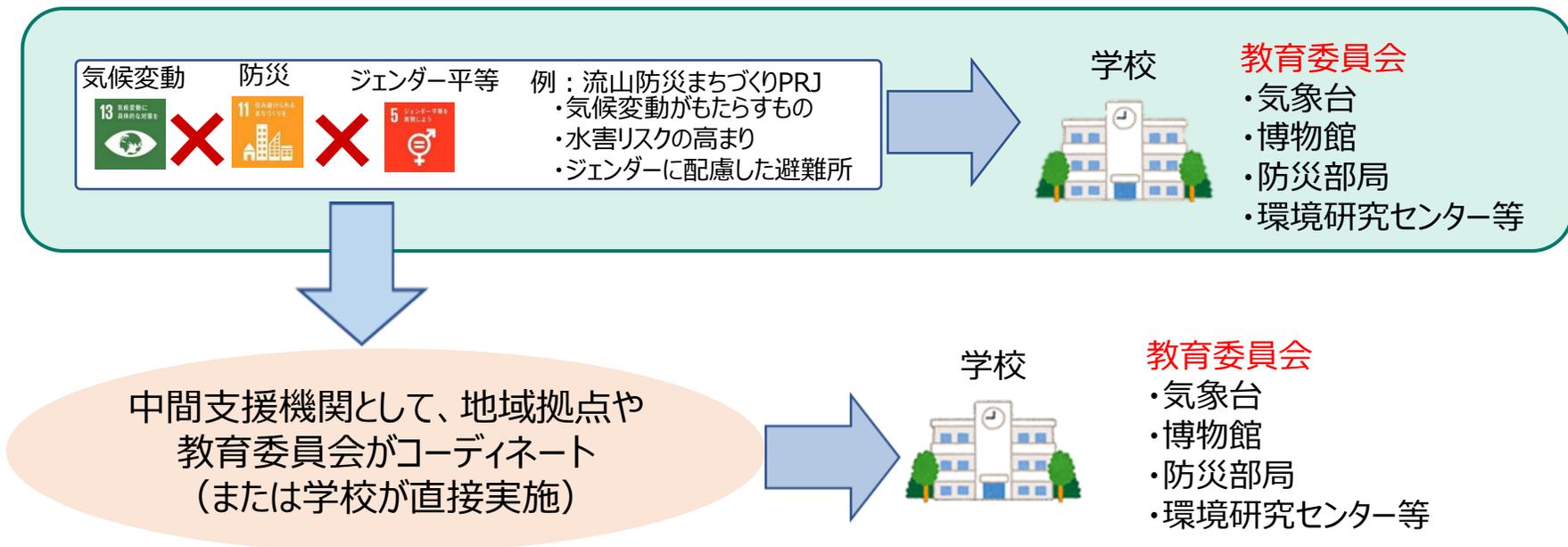
- ・気候変動等の危機的状況を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現が求められる切迫した現状において、気候変動等の様々な課題を統合的に捉え、**その解決に向けて主体的かつ自発的に行動する人づくり**である**環境教育・ESDを推進**することが重要。そのため、**地域の課題解決×気候変動をテーマとしたESDを推進**。学校等の教育機関や環境教育の団体に加え、気候変動に関係するネットワークと連携して、重層的なネットワーキングを促進している。
また、**地方ESDセンターが支援を提供**することで、各地域で**ESDが継続して実施される体制を構築して、ESDが実践される地域を拡大**させることが必要。

本事業による成果

【関東地方ESD活動支援センターの学び合いプロジェクトの波及効果】

- 令和4年度に学び合いプロジェクトを実施した千葉県流山市の成果が、近隣の佐倉市にも伝わることにより、**令和5年度には、佐倉市内の小中学校で気候変動教育のモデル授業を開催**。佐倉市は、令和元年に市内各所で浸水被害が発生し、市としても気候変動対策に本腰を入れていたことから、佐倉市幹部職員はじめ、多くの関係者が授業参観する等、**佐倉市におけるESDとしての気候変動教育の推進で貢献することができ、学び合いプロジェクトの成果が他地域にも波及効果**をもたらした。
- 令和6年度は、令和5年度の方法を参考に、**佐倉市の教育委員会が市内の小・中学校の授業において気候変動について県の環境研究センター、気象台等と連携し、市の独自事業として学習する機会を取り入れる予定**。

モデルプログラム：ESDセンターによるコーディネート



本事業による成果

【中部地方ESD活動支援センターのイベントでのアンケート結果】

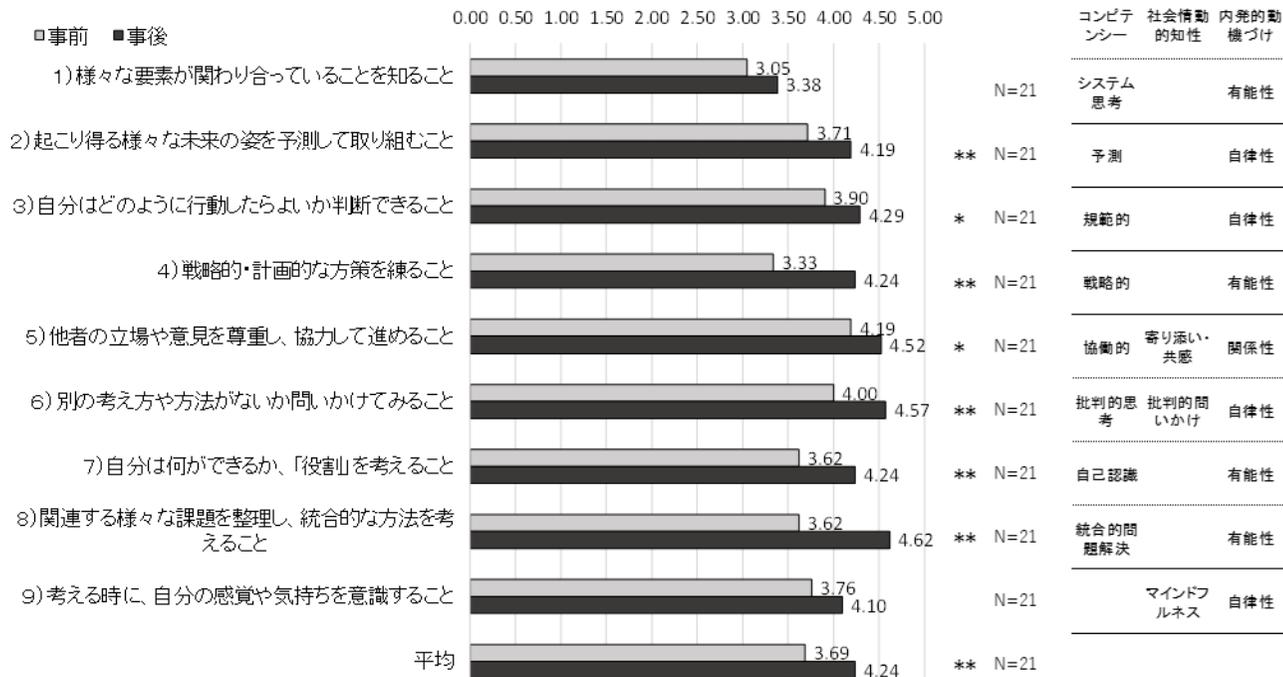
・令和4年度及び5年度にSDG s 学生サミットを開催し、SDG s の取組を実施している学生・ユースのグループで発表を行った。協力してもらっている中部大学の研究の一環として、事前打ち合わせ参加時と、サミット参加後のアンケート結果を比較したところ、**事前（これまでの態度）よりも、事後（今後の意向）においてすべての指標で効果が認められた。**

指標の例：「関連する様々な課題を整理し、統合的な方法を考えること」3.62→4.62
 「戦略的・計画的な方策を練ること」3.33→4.24（※5段階評価で回答）

●アンケートによる意識変容の定量的測定

令和5年度学生サミット（測定協力：中部大学中部高等学術研究所）

5件法平均値：事前（これまでの態度）、事後（今後の意向）



対応のあるt検定両側P値：**<0.01、*<0.05、.<0.1

レビューシートにおける活動目標等

活動内容② (アクティビティ)		地方ESD活動支援センターにおいて、ESDフォーラムや地域の学びあい等の事業を開催し、地域のESD活動実践者等が活動の参考となる最新の域内の動向、実践事例等を情報共有する。								
↓										
活動目標及び活動実績② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		地方ESD関連フォーラム等によるESD活動の促進	地方ESD関連フォーラム等開催回数	活動実績	件	113	192	199	-	-
				当初見込み	件	-	-	-	200	200
↓										
成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		各地方ESD活動支援センターが実施する地方ESD関連フォーラム等の開催により、地域のESD活動が促進され、地方ESD活動支援センターの発信する情報の収集や活用への意欲につながることから、地方センターのウェブサイトアクセス数を短期アウトカムに設定した。								
成果目標及び成果実績②-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		ESD活動実践者等がウェブサイトからESDに関する情報を収集	地方センターのウェブサイトアクセス数	成果実績	人	68,813	96,148	68,151	-	
				目標値	人	-	-	75,000	77,000	
				達成度	%	-	-	90.9	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
↓										
成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		地域でESDの取組が進み、普及が進んでいる場合、地域ESD活動推進拠点に対するアンケートにおいて、「各拠点の近隣地域で、地域課題への取組や、教育・学びにESDを取り入れる例が増えている」との認識を示した団体の割合も多いと考えられることから、各拠点の近隣地域で、地域課題への取組や、教育・学びにESDを取り入れる例が増えているとの認識を示した団体の割合を長期アウトカムに設定した。								
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 12年度	
		ESDの普及	各拠点の近隣地域で、地域課題への取組や、教育・学びにESDを取り入れる例が増えているとの認識を示した団体の割合 (増えている認識の回答数÷アンケート総回答数)	成果実績	%	73	72	71	-	
				目標値	%	55	70	75	80	
				達成度	%	132.7	102.9	94.7	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		地域ESD拠点年次アンケート結果(環境省)								

事業目的・概要

令和6年度予算額：160百万円



国際連合大学は、国連システムの学術機関として、研究・教育を行っている組織（UNU 通称：国連大学）。日本に本部を置く唯一の国連機関。400人以上の学者・研究者が集まり、世界が直面している課題に対して公平な立場から研究を行う国連のシンクタンク。

1973年、東京の本部施設および国連大学基金設立に向けて寄付金1億ドルが日本政府より提供され、国連総会において大学憲章と決議案が採択された。1975年9月より、研究活動をスタート。

本部施設に加え、**国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）**が東京に拠点を置き、政策対応型の研究を通じて社会的・経済的・環境的に持続可能な未来の構築に貢献。大学院プログラムを通じて、次世代のグローバルリーダーの育成にも力を入れている。

活動はすべて各国政府、公的機関等からの任意拠出金によって支えられている。

ESD for 2030

持続可能な開発目標
(SDGs)

国連大学サステナビリティ高等研究所

ESD国際地域拠点支援

国際的にESDを推進する地域拠点(RCE)とその国際的ネットワークの形成・活動支援を実施。

- ・グローバル会合、アジア太平洋地域会合、アメリカ地域会合、ヨーロッパ地域会合、アフリカ地域会合、RCEユース会合等を開催。
- ・各地域の取組事例集の作成

アジア太平洋環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net) 支援

持続可能な開発に関するアジア・太平洋地域の主要な高等教育機関のネットワーク(55大学)

- ・ESD等に係る国際ワークショップ、国際フォーラムの開催
- ・共同研究事業
- ・若手研究者スクール
- ・リーダーシップ・プログラム

SDGsの統合的政策を推進

脱炭素化等、各国のSDGs達成に向けた統合的な取組を進めるため、動向調査及びガイドライン作成

- ・各国政府のSDGsを組み込んだプロジェクト評価に関する動向調査、グッド・プラクティスの収集、普及啓発、開発途上国向けのガイドライン策定

パリ協定実現に資する人材育成

パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムを開発・実施(2023秋開設)

- ・大学院プログラム「サステナビリティ学」(修士課程・博士課程)の下に「パリ協定特修コース」を設置し、指定された科目を終了すればディプロマを付与。国内外の履修が可能。

本事業の成果

2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて、**日本は「ESDの10年」を提唱**して、国連総会で決議された。日本におけるESDの国際協力については、**2003年から日本の拠出により国連大学において「ESDプログラム」を開始し、日本の政策や実践**（国際会議でのSDGsのシナジーに関する決議等）**を世界にアピール**するとともに、世界の潮流や知見を日本に還元し、国際的なESD・SDGs推進国としての地位を確立している。

RCEプログラム

190拠点（国内8拠点）に拡大し、多様な主体のパートナーシップを通じた、地域コミュニティの具体的な実践促進を通して、**ESDやSDGに関する国際的な枠組みに貢献**。また、その知見を国内のESDの推進に活用している。

ProSPER.Netプログラム

55大学（国内18大学）が加盟し、研究や人材育成、政策提言等を通して、**高等教育機関によるSDGsの促進に寄与**。また、その知見を国内の環境教育・ESDのプログラムに活用。

SDGの統合的達成に向けた政策形成支援 大学院気候行動パリ協定専攻事業

SDGsのシナジーは、G7札幌 環境・気候・エネルギー大臣会合、G7広島サミット、第6回国連環境総会（UNEA6）においても、日本政府が積極的にリードするアジェンダであり、**日本提案によりシナジーに関する決議文書が合意**されている。

パリ協定専攻のプログラムには、**日本が推進するJCM（2か国間クレジット制度）や水素技術の普及施策**に関する科目をカリキュラムに入れ、**受講生が帰国後、間接的に日本の技術・脱炭素施策の海外展開に貢献**。

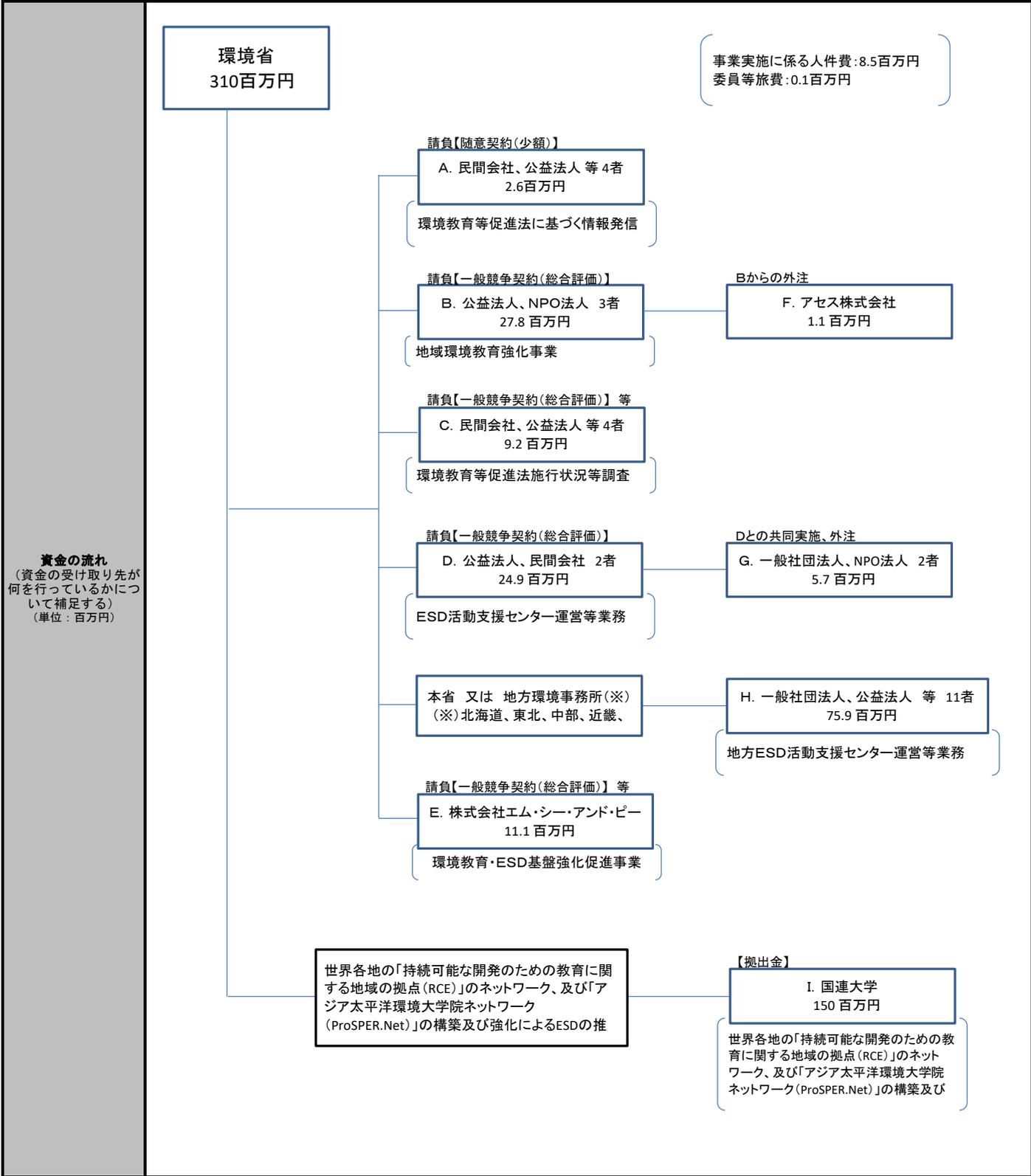
事業番号 2023 - 環境 - 22 - 0194

令和5年度行政事業レビューシート				環境省			
事業名	環境教育・ESD推進経費			担当部局庁	大臣官房	作成責任者	
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総合政策課環境教育推進室	環境教育推進室長 東岡 礼治	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第9条			関係する 計画、通知等	持続可能な開発のための2030アジェンダ(持続可能な開発目標(SDGs)) 持続可能な開発のための教育(SDGs達成に向けて「ESD for 2030」、ESD国内実施計画等 「リオ+20」成果文書及び日本イニシアティブ(H24.6) 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」 (H24.6.26閣議決定) 我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画		
政策	-			主要経費	その他の事項経費		
施策	8.環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備						
政策体系・評価書URL	https://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html						
事業の目的 (5行程度以内)	平成23年6月に成立した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)において、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、「第五次環境基本計画」、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下、基本方針)、「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める。 さらに、「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESD)」(2005)等の後継プログラムである「持続可能な開発のための教育:SDGs達成に向けて(ESD for 2030)」(2020-2030)を国内で実施するため、国連大学サステイナビリティ高等研究所と連携して世界各地の推進拠点をつなぎ、ESDを促進していく。(ESDとは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界の人間や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むため、環境を始めとして、人権、福祉、地域経済再生、国際理解などの課題に取り組む学習や活動を指す)。						
現状・課題 (5行程度以内)	持続可能な社会を実現するためには、国民一人ひとりが国際的な視野で環境への関心と理解を深めることで意識や行動の変化を促し、社会変容につなげていくことが重要であり、環境教育等促進法では、学校、家庭、職場、地域等において環境教育の推進を図ることとされ、また、令和5年度改定予定の同法に基づく基本方針に即して具体的施策を実施する必要がある。 環境省が行った令和2年度の環境教育等に関する教職員を対象にした意識調査結果によれば、授業や学校活動で環境教育を行う際の課題として「授業時間の確保」を最多として、「適切な教材やプログラム等の準備」や「カリキュラムマネジメント」の困難性を挙げている。また、2021年に公表されたPEW Research Centerによる先進17か国を対象にした環境意識調査では、「気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している」と回答した割合は、日本と米国のみが2015年比減少となり、特に日本は8ポイントの大幅な減少となった。 とりわけ未来を担う子供たちに対する環境教育の充実を図り、環境意識の向上と行動変容につなげるためには、実践者である教職員等の意欲やニーズに応じたより実効的な対策が重要であり、実践者の負担軽減や意欲向上といった観点を踏まえた対策を講じる必要がある。						
事業概要 (5行程度以内)	環境教育等促進法等に基づき、法に定める環境教育に必要な情報提供、基本方針の施行状況調査等の事務を着実に実施するとともに、環境教育を行う教職員等の資質向上のための措置、体験の機会等の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置等を講じることによって環境教育を推進する。 また、ESDと環境教育を一体的に推進するため、全国的なESD推進ネットワークを整備し、全国及び各地方(8ブロック)で当ネットワークのハブ機能を担う「ESD活動支援センター(全国・地方)」を運営し、多様な主体が参画・連携し、ESD活動に取り組む地域ESD活動推進拠点の形成を推進・支援する。 さらに、世界各地において、ESDに関わる地域、学校、行政、企業、NPO等が互いに連携・協働してESDを推進するため、国連大学が、持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点(RCE)の認定を行うとともに、ESD推進のための助言等を行う。また、高等教育機関における高度環境人材育成を目的として、アジア太平洋地域における大学院レベルの持続可能な開発に関する教育と研究を推進するための大学院のネットワークづくりを進め、参加機関の共同プロジェクトやリーダーシッププログラムを実施する。						
事業概要URL	https://www.env.go.jp/policy/education/index.html						
実施方法	委託・請負、その他						
補助率等	-						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)	予算の 状況	当初予算(A)	334	337	328	331	331
		補正予算(B)	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	334	337	328	331	331
		執行額(G)	316	325	310	-	-
		執行率(%) =(G)/(F)	95%	96%	95%	-	-
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	95%	96%	95%	-	-
		歳出予算項目	令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
(項)	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費						
(目)	環境保全調査費	170	170				
(目)	経済協力開発機構等拠出金	160	160				
(目)	庁費	0.7	0.7				
(目)	委員等旅費	0.2	0.2				
(目)	諸謝金	0.1	0.1				
(目)	その他						
計(A)		331	331				
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)							

活動内容① (アクティビティ)		環境教育の実践者である教職員や地方公共団体、民間団体等(以下「教職員等」という。)を対象にした研修を実施し、環境教育の推進に資する情報の整備・発信、環境カウンセラーの運用、体験活動の推進を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		環境教育を学校や地域等で実践する人材の育成	教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の実施回数	活動実績	回	7	19	22	-	-
				当初見込み	回	20	20	20	22	22
↓										
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		実践者を対象とした研修の開催を通じて、環境教育を学校や地域等で実践する人材育成が推進されることにより、実践者である教職員等の気付きや情報の収集・活用の意欲につながることから、環境教育推進室ホームページのアクセス数を短期アウトカムとした。								
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		教職員等が環境教育の推進に資する情報を収集	環境教育推進室ホームページのアクセス数	成果実績	件	109,457	154,006	308,469	-	
				目標値	件	250,000	250,000	250,000	250,000	
				達成度	%	43.8	61.6	123.4	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		環境省教育推進室による集計ツール等を用いた調査結果								
↓										
成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		実践者である教職員等の情報収集を通じて、学校や地域等における環境教育が促進されることから、環境カウンセラーの運用や「体験の機会の場」の活用を含め、学校、職場、家庭、地域等に根ざした施策を実施している地方公共団体における環境教育関連施策数を長期アウトカムとした。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 12年度	
		学校、職場、家庭、地域等における環境教育の推進	地方公共団体における環境教育関連施策実施数	成果実績	件	1,002	970	1,761	-	
				目標値	件	916	961	982	2,000	
				達成度	%	109.4	100.9	179.3	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		地方公共団体における環境教育の取組促進に係る調査票回答								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容② (アクティビティ)		地方ESD活動支援センターにおいて、ESDフォーラムや地域の学びあい等の事業を開催し、地域のESD活動実践者等が活動の参考となる最新の域内の動向、実践事例等を情報共有する。								
↓										
活動目標及び活動実績 ② (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		地方ESD関連フォーラム等によるESD活動の促進	地方ESD関連フォーラム等開催回数	活動実績	件	113	192	199	-	-
				当初見込み	件	-	-	-	200	200
↓		各地方ESD活動支援センターが実施する地方ESD関連フォーラム等の開催により、地域のESD活動が促進され、地方ESD活動支援センターの発信する情報の収集や活用への意欲につながることから、地方センターのウェブサイトアクセス数を短期アウトカムに設定した。								
成果目標②-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		ESD活動実践者等がウェブサイトからESDに関する情報を収集	地方センターのウェブサイトアクセス数	成果実績	人	68,813	96,148	68,151	-	
				目標値	人	-	-	75,000	77,000	
				達成度	%	-	-	90.9	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
↓		地域でESDの取組が進み、普及が進んでいる場合、地域ESD活動推進拠点に対するアンケートにおいて、「各拠点の近隣地域で、地域課題への取組や、教育・学びにESDを取り入れる例が増えている」との認識を示した団体の割合も多いと考えられることから、各拠点の近隣地域で、地域課題への取組や、教育・学びにESDを取り入れる例が増えているとの認識を示した団体の割合を長期アウトカムに設定した。								
成果目標②-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 12年度	
		ESDの普及	各拠点の近隣地域で、地域課題への取組や、教育・学びにESDを取り入れる例が増えているとの認識を示した団体の割合 (増えている認識の回答数÷アンケート総回答数)	成果実績	%	73	72	71	-	
				目標値	%	55	70	75	80	
				達成度	%	132.7	102.9	94.7	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		地域ESD拠点年次アンケート結果(環境省)								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ②について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ②についてアウトカムが複数設定できない理由								

活動内容③ (アクティビティ)		世界各地においてESDに関わる地域、教育機関、行政、企業、NPO等が互いに連携・協働してESDを推進するとともに、世界各地の脱炭素化とSDGs達成に向けた政策形成・人材育成を支援する。								
↓										
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		ESDに関する地域拠点・高等教育機関等のネットワークへの参画を促進する。	環境教育、ESD等に関心がある又は活動をしている地域・高等教育機関等を対象とした国際会議開催又はイベントの実施数	活動実績	実施数	7	8	8	8	8
				当初見込み	実施数	8	7	8	8	8
↓										
成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		世界各地においてESDに関わる地域、教育機関、行政、企業、NPO等が互いに連携・協働してESDを推進し、世界各地の脱炭素化とSDGs達成に向けた政策形成・人材育成を支援するためには、ESDを推進する地域や教育機関によるネットワークへの参画が効果的であることから、ESDに関する地域拠点(RCE)とアジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)加盟大学の増加数(前年度比)を短期アウトカムとした。								
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6年度	
		ESDに関する地域拠点・教育機関のネットワークに参画する拠点数を拡充し、教育プログラムに関する知見の共有・蓄積等を図る。	ESDに関する地域拠点(RCE)とアジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)加盟大学の総数。	成果実績	拠点数	228	237	243	-	
				目標値	拠点数	225	230	235	245	
				達成度	%	101.3	103	103.4	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		国連大学サステナビリティ高等研究所からの報告								
↓										
成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		世界各地においてESDのネットワークへの参画が進み、地域・教育機関間の連携が強化されてきている場合、脱炭素化とSDGs達成に向けた政策形成・人材育成に係るアウトリーチ、共同研究・教育プログラム等の実施が数多く展開されることから、ネットワークを活用した発信、共同研究、教育プログラム等の実施数を長期アウトカムに設定した。								
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 12年度	
		ESDに関する地域拠点・教育機関のネットワークを強化し、脱炭素化とSDGs達成に向けた政策形成・人材育成に係る発信、共同研究・教育プログラム等を促進する。	ネットワークを活用した発信、共同研究、教育プログラム等の実施数	成果実績	実施数	27	30	38	-	
				目標値	実施数	28	30	32	50	
				達成度	%	96.4	100	118.8	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		国連大学サステナビリティ高等研究所からの報告								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ③について定性的なアウトカムを設定している理由								
		アクティビティ③についてアウトカムが複数設定できない理由								
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定 等	名称									
	URL									
	該当箇所									
事業所管部局による点検・改善										
点検結果							目標年度における効果測定に関する評価(令和7年度実施)			
持続可能な社会を実現するため、国民一人ひとりが環境への関心と理解を深め、社会全体でライフスタイルや社会経済活動を環境負荷の少ないものに転換していくためには、環境保全活動や環境教育を総合的に推進し、持続可能な社会作りの担い手の育成を図ることが重要である。また、世界各地の脱炭素化とSDGs達成に向けた政策形成・人材育成への貢献や世界各地の推進拠点をつなぐことによるESDの促進を通じた国際機関との連携により、各国のSDGs達成へ貢献し、国際社会へアピールすることは、ESDの提唱国及びESD世界会議主催国として、極めて重要である。こうした観点から点検すると、いずれのアクティビティとも、概ね成果目標等に見合った実績・成果を上げている。										
改善の 方向性										
点検結果を踏まえ、それぞれのアクティビティに応じて、「環境教育等促進法」、「第五次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)」、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針の変更(平成30年6月閣議決定)」、「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)、「持続可能な開発のための教育:SDGs達成に向けて(ESD for 2030)」を踏まえ、国内外の多様なステークホルダーとの連携を促進しながら、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策を巡る情勢も踏まえた環境教育・環境保全活動、ESDの底上げに努めていく。										



C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者心札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育推進会議	4011005002092	環境教育等促進法基本方針再改定に向けた海外環境教育事例等調査業務	6	随意契約(不落・不調)	-	-	
2	公益財団法人地球環境戦略研究機関	8021005009182	環境教育に係るステークホルダーに対するヒアリング等調査業務	1.9	一般競争契約(総合評価)	4	31.9%	
3	テントセント株式会社	3011801021718	地方公共団体環境教育担当者会議運営補助実施業務	1.2	一般競争契約(最低価格)	2	41%	
4	株式会社サンユ一	4010001104613	会議用マイクスピーカー購入	0.1	随意契約(少額)	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者心札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人日本環境協会	5010005013660	ESD活動支援センター運営等業務	24.8	一般競争契約(総合評価)	1	94%	
2	株式会社五月商会	4013301005010	「ESD活動支援センター」パンフレット印刷業務	0.1	随意契約(少額)	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者心札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エム・シー・アンド・ビー	2120001041913	全国ユース環境活動支援業務	11.1	一般競争契約(総合評価)	2	89.6%	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者心札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	アセス株式会社	2260001019499	環境カウンセラーサイトシステム構築	1.1	随意契約(その他)	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者心札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人環境パートナーシップ会議	7011005002230	センター運営支援	3.2	随意契約(その他)	-	-	
2	特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育推進会議	4011005002092	ESD関連情報収集・ウェブサイト更新	2.7	随意契約(その他)	-	-	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者心札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人環境創造研究センター	2180005005099	中部地方ESD活動支援センター運営等業務	9.5	随意契約(その他)	-	-	
2	公益財団法人北海道環境財団	8430005010860	北海道地方ESD活動支援センター運営等業務	9.5	随意契約(その他)	-	-	
3	一般社団法人環境パートナーシップ会議	7011005002230	関東地方ESD活動支援センター運営等業務	9.5	随意契約(不落・不調)	-	-	
4	一般社団法人コミュニケーションデザイン機構	2120005016795	近畿地方ESD活動支援センター運営等業務	9.5	随意契約(その他)	1	100%	
5	特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク	8500005002033	四国地方ESD活動支援センター運営等業務	9.5	随意契約(企画競争)	1	99.9%	
6	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター	8240005002101	中国地方ESD活動支援センター運営等業務	9.5	随意契約(その他)	-	-	
7	一般社団法人九州環境地域づくり	2330005009142	九州地方ESD活動支援センター運営等業務	9.4	随意契約(企画競争)	1	99.9%	
8	公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク	1370005003324	東北地方ESD活動支援センター運営等業務	9.4	随意契約(企画競争)	1	99.3%	
9	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	8010701005322	インターネットサービスプロバイダー契約	0	随意契約(少額)	-	-	
10	有限会社宮城事務販売	4370002014437	Web会議用マイク購入	0	随意契約(少額)	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国連大学	-	世界各地の「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点(RCE)」のネットワーク、及び「アジア太平洋環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)」の構築及び強化によるESDの推進	150	その他	-	-	

令和6年度 環境省行政事業レビュー
公開プロセス対象事業 選定シート

委員氏名

事業番号	事業名	選定 ※○印	備考
0015	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業(一部経済産業省、国土交通省連携事業)		
0090	有害大気汚染物質等対策推進費		
0135	不法投棄等未然防止・事案対応事業		
0148	世界自然遺産等保全対策費		
0174	公害健康被害対策(補償・予防)事業		
0194	環境教育・ESD推進経費		

令和 6 年度 環境省における公開プロセス関連スケジュール

令和 6 年 5 月

○外部有識者会合

日時：5月14日（火）10：00～12：00

場所：対面及びWEB会議の併用

○事前勉強会

日時：6月6日（木）10：00～12：00

場所：対面及びWEB会議の併用

◎公開プロセス本番

日時：6月19日（水）10：00～12：00

場所：対面及びWEB会議の併用

○政務への講評

8月中旬～下旬頃

行政事業レビュー実施要領 抜粋

(公開プロセス対象事業の選定の考え方)

選定の基準

1. 外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)①】

- ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの
- イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

2. 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)②】

3. 原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)③】

平成25年4月2日策定
平成26年3月14日改正
平成27年3月31日改正
平成28年3月29日改正
平成29年3月28日改正
平成30年3月28日改正
平成31年3月29日改正
令和2年3月27日改正
令和3年3月26日改正
令和4年3月25日改正
令和5年3月31日改正
令和6年4月22日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシートの作成	5
2 外部有識者による点検	5
3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施	9
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	12
5 点検結果の公表等	13
第3部 基金の点検等	14
1 基金シートについて	14
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	18
3 出資状況表の作成・公表等	19
第4部 行政改革推進会議による検証等	20
1 行政改革推進会議による検証	20
2 秋の年次公開検証の実施	20
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	20
4 チーム責任者会合の開催	20
第5部 その他重要事項	21
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価	21
2 その他重要事項	21

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

チームは、統括責任者を官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス。以下同じ。）、副統括責任者を会計課長（会計課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス。以下同じ。）とし、チームの果たす役割を踏まえ、EBPM的観点からの議論の促進や政策評価との連携等、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう、関係する幹部、管理職職員等や各局総務課長等を各府省庁で適切に選任、参画させるものとする。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長、会計課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、EBPM推進委員会との連携の下、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局によるレビューシートの適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPM的観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理並

びに厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及

ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

シ コ及びサを踏まえた基金及び基金事業の厳格な点検並びに点検結果（所見）の取りまとめ

ス チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検

セ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（２）行動計画の策定

① 各府省庁は、毎年度、原則４月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である２（１）②ア～セについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（３）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシートの作成

(1) レビューシートの作成

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全事業について、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が整備するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いてレビューシートを作成する。

(2) 事業単位の整理

レビューシートの作成に当たり、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

なお、この実施要領における用語及び事業の定義は以下のとおりとする。

- ・現年度：レビューシートを作成する年度
- ・前年度：現年度の1年前の年度
- ・翌年度：現年度の1年後の年度
- ・前年度事業：前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。）
- ・新規開始事業：現年度に新規に開始した事業
- ・新規要求事業：翌年度予算概算要求において新規に要求する事業

事業単位の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

(3) レビューシートの作成主体

レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、RSシステムで作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、当該独立行政法人所管部局において、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、RSシステムでセグメントシートを作成する。

(4) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

2 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした

点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」等の観点から、外部性を確保し実施するものである。

(1) 外部有識者の選任

- ① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任する。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ EBPMに深く知見を有する者

ウ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

エ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

オ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

- ③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等(点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。)の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

- ④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

- ⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省庁は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合(以下「外部有識者会合」という。)」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務

局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効果的、効率的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート公表後）

③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

(3) 対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部1）の対象となったもの

エ 新たに定性的なアウトカムを設定するもの（主たるアウトカムを定量的に設定した上で、定性的なアウトカムを付記した場合を除く。）又は既に定性的なアウトカムを設定しているものでその進捗状況について確認する必要があるもの（委員会、審議会等の第三者機関においてアウトカムの進捗状況を確認しているものを除く。）

オ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年度（前年度中に事業が終了したものは現年度）に外部有識者に点検を求めるものとする。また、予算の計上府省庁を変更することのみをもって、ア及びイに当たるものではない。

② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に

向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業

- ・入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、一者当たり 10 億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が 10 億円以上となった契約先）を含む事業
- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

また、対象事業を政策・施策単位でまとめて同一の外部有識者に点検を求める、目標年度における効果検証や過去の外部有識者による点検の結果を踏まえたメリハリ付けを行うなど、効率的な実施に努めるものとする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各外部有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも 5 日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（４）所見欄への入力

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシート上の所定の欄に入力する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等（定性的なアウトカムを設定している事業については、設定理由が適切かの評価、事業の進捗や効果についての評価を含む。）を入力するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を入力する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（５）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者による点検の効果的、効率的な実施の観点から、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの所定の欄に入力する。

(7) 外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う機会を設けなければならない。講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

公開プロセスは、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために、各府省庁が外部有識者を入れて公開の場で自らの事業の点検を行う取組である。

(1) 対象事業の選定

① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したのから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するた

め、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は4名以上とし、各府省庁が2名以上を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が2名以上（原則、各府省庁が選定する有識者と同じ人数とする。）を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

（4）公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月中を目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。

- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおいては、より効果の高い事業とすべく、事業の必要性、効率性（無駄の削減）及び有効性の観点から、点検・議論を行うこととする。
- ⑥ 取りまとめ役は、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な取りまとめコメントを公表するものとする。
- ⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。
- ⑧ チームは、公開プロセスの取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に入力するものとする。

(5) 結果の取扱い

取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームによる点検（サマーレビュー）は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、事業全体について点検・改善につなげるものである。

チームは、特に、新規開始事業及び新規要求事業については、上記の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効果的、効率的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行うものとする。

また、チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に入力する。

(2) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳格な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく入力するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に入力することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、レビューシートを翌年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までに、RSシステム上で公表するものとする。

なお、レビューシートを公表後に現年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内に公表するものとする。

レビューシートの公表の際には、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすいものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、レビューシートの公表に合わせて、RSシステム上で公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、基金事業の進捗や効果等の検証を踏まえ、執行の改善や余剰資金の国庫返納につなげる厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シートについて

(1) 基金シートの作成

各府省庁は、基金のうち、独立行政法人、公益法人等に造成された基金について、以下の定めにより、RSシステムを用いて基金シートを作成するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

ア 前年度末に基金残高を有するもの（既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。）

イ 基金事業の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)

ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの作成府省庁

基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成を行う。

その際、基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

(4) 基金所管部局による点検

基金所管部局は、「基金基準」及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」(令和5年12月20日行政改革推進会議。以下「方針」という。)を踏まえ、以下のとおり基金の厳格な点検を行い、その結果を基金シートに分かりやすく入力するとともに、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

【基金方式の必要性】

ア 各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないかについて真摯に検討する。

- ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・ 事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

【予算措置】

イ 基金への予算措置は最大でも3年程度とし、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。

【具体的な成果目標、成果の達成状況の検証】

ウ 短期(3年程度)のものも含めて、当該事業の事業目的にかなった定量的な成果

目標や短期・中長期の成果目標を達成するためのロジックモデル（効果発現経路）を基金シートにおいて明らかにする。

エ 事業効果を円滑・効率的に検証するためのデータ収集・分析の体制が構築されているかについて点検する。

オ 事業目的達成に向けて、効果的、効率的に基金事業が実施されているかについて厳格に検証を行う。

【終了予定時期】

カ 終了予定時期については、基金設置から10年以内を原則として中長期の成果目標を踏まえたものとなっているか点検する。その後の対応については成果の検証を踏まえたものにする。

【事業見込み・保有規模】

キ 終了予定時期に照らし、足元の執行状況等を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検する。基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合（以下「保有割合」という。）の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ク 「保有割合」が「1」を上回る場合は、その上回る部分を残置する必要性について、基金事業の性格に照らし、合理的・具体的なものとなっているかについて厳格に点検する。

ケ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っている場合は、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

コ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業については、廃止できないか検討する。

サ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

【事業費の支出がない基金事業】

シ 支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。

ス 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っているものについて、3年連続して事業費の支出がない基金事業は、使用見込みの低い基金として、事業を終了し、国庫へ返納することを検討する。

セ 事業が終了し、管理費のみの支出となる基金は廃止することを原則とする。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点から、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経

緯について、基金事業の目的に照らし恣意的なものとなっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等、必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

ウ 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制が構築され、こうした根幹的な業務が実質的に民間企業に外注されていないか厳格に点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

(5) 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、外部性を確保し客観的かつ具体的で厳格な検証を行うことを目的に、(4)を踏まえて実施するものである。

① 外部有識者による点検

チームは、原則全ての基金事業について第2部2(1)で選任した外部有識者に点検を求めるものとする。

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に入力する。

② 点検対象基金事業

全ての基金事業について、外部有識者による点検を行うことを原則とするが、個別の基金事業の性質や執行状況に加え、過去の指摘等を踏まえ、アウトカムの目標年度時や事業終了年度の翌年度等、一定の期間ごとに重点的に実施する対応も可とする。

(6) チームによる点検

チームによる点検は、外部有識者による点検結果も踏まえつつ、基金所管部局の指導を行い、基金事業全体について見直し・改善につなげるものである。

チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、基金シートの所定の欄に具体的に入力する。

(7) 基金シート等の公表等

(3)の作成担当府省庁は、基金シートを9月中旬までに、RSシステム上で公表するものとする。

公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施して

いる基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

複数府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上（共管）されている場合は、入力内容について相互に調整した上で、1つの基金シートを公表する。

また、移替経費を原資に基金を造成した場合は、当該予算を執行した各府省庁の協力を得て、予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、RSシステムを用いて、「方針」を踏まえ、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、次のア又はイのいずれかに造成された基金であって、1(2)①～③に定める条件全てに該当するものとする。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1(3)及び(7)のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表等

① 執行状況表の公表

(3)の担当府省庁は、執行状況表を9月中旬までにRSシステム上で公表するものとする。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1(4)を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、入力内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表を公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、RSシステムを用いて出資状況表を作成し、9月中旬までに同システム上で公表するものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

（1）各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

（2）事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の選定、表彰及び普及

① 各府省庁が自律的にレビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、各府省庁において、チームは、その活動を通じて把握した事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、チームの統括責任者等（統括責任者より上位の職位の者を含む。）から表彰するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、9月末までに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を入力するものとする。

③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、例えば、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業を実施する背景（現状）、事業により解決すべき課題について、データ等を用いつつ、的確な抽出がなされていること。

イ 活動指標について、活動状況を的確に測定でき、かつ、活動状況の異変を早期に検知することができるような指標が設定されていること。

ウ 成果指標について、事業の効果を的確に測定できるような指標が設定されていること。

エ 事業の活動状況及び効果の確認が的確に行われ、効果が認められない場合における廃止等を含め、その結果が翌年度以降の事業（同様の事業目的を有する他の事業を含む。）の改善に効果的に活用されていること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

② 事務局は、RSシステムを通じ、国民による府省庁横断的な分析・検証などのデータ利活用の促進を図るものとする。

③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的、効率的な周知・広報に努める。

(2) レビューシートの活用

各府省庁は、作成したレビューシートの予算編成過程での活用や、EBPMの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進する。

(3) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(4) 職員の資質向上等

① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。

② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシートの各入力項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(5) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

また、事務局は、各府省庁における個別事業の事業改善の取組に効果的な支援を行うよう努める。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業又は経費について

以下の事業又は経費については、行政事業レビューにおける点検の対象外とすることができる。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

- ③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの又は正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）のうち、各府省庁による政策的な判断や自由裁量がほとんどないとみなせるもの

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）

注) これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他(予備費)	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項)〇〇府省庁共通費」のうち「〇〇本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

公開プロセスに参加する外部有識者のみなさまへ 特にお願いしたい事項

～EBPMの手法を用いた行政事業レビューの効果的な実施に向けて～

令和6年4月
内閣官房行政改革推進本部事務局

公開プロセスに参加する外部有識者のみなさまへ特にお願したい事項

この度は、令和6年度行政事業レビューの実施にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

- 令和5年3月、行政事業レビューにE B P Mの手法を取り入れ、より効果的な政策の立案に活かせるよう、行政事業レビューシート作成による「基礎的なE B P M（※次ページ参照）」を**実践すべく、行政事業レビューシート、レビュープロセスの抜本的な見直し**を行いました。
- この一環として、令和5年度から**外部有識者点検を行政事業レビューでE B P Mを実践するという観点から実施**することとし、公開プロセスにおいても、事業の性質に応じて柔軟に議論を行えるよう、従来行っていた4つの区分による判定を廃止する等の見直しを行いました。
- 令和6年度のレビュープロセスの開始にあたり、御参加いただく外部有識者の方々には、改めてこの趣旨をご理解いただき、公開プロセス対象事業について、
 - ・「アウトカムが適切に設定されているか」
 - ・「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」など、E B P Mの手法を活用して事業の質を上げていくための「改善策」を御議論いただくとともに、ご担当いただく府省庁が所管する他の事業へE B P M手法を波及させていくためにはどうしたらよいかという観点からの御議論をお願いいたします。

(参考1) 「基礎的なEBPM」の実践について

各府省庁においては、以下の指示に基づき、レビューシート作成による「基礎的なEBPM」の実践に取り組んでいるところ、取組の趣旨についてご承知おきください。

第1回 E B P M推進委員会（令和5年4月13日）における藤井 健志 内閣官房副長官補（内政担当）発言要旨（一部）：

<今後の方針や政策立案総括審議官等に期待する役割について>

- 一点目。今回の抜本見直しでは、レビューシートを「予算執行実績など過去の事実の説明」ではなく、政策のロジックや目標などを中心に「政策立案や予算要求という意思決定」の一環となるよう設計している。こうした性格の転換を、各府省の次官以下の幹部・管理職が理解して、自ら責任を持ってレビューに取り組む必要がある。このことを省内に徹底してほしい。
- 二点目。今回共通して求める E B P Mは、「政策効果の発現経路と目標をロジカルに説明し、事後的にデータに基づいて見直す」というごく当たり前のことをやろうとしているもの。今まで E B P Mというと、厳密な要件定義のようなものがあり、学術的に高度なものを求めてきたと理解しているが、今回はそういうことではない。
- また、予算編成過程での活用は、予算編成の局面で予算をつける・つけないという理由を探すことではなく、予算と政策の質を向上させることが目的。部局が普段から考えているであろうことをロジカルに、なおかつデータに基づいて説得的に記述することを徹底してほしい。
- 三点目。予算事業は全部で5,000あるが、この5,000の様々な事業のシートの作成・点検について、画一的なやり方を当てはめるものではない。事業の性格を踏まえたメリハリなど、合理的・効率的なやり方をしていただきたい。そのやり方については、行革事務局や本委員会でオーソライズし、後押しするので、各府省の仕事、それぞれの予算事業の性質に合ったやり方を検討し、提案してほしい。また、政策評価との関係についても、一体的で効率的・効果的な対応を検討してほしい。
- 四点目。政策効果の分析などについても、現場で対応できないような高度に学術的なものを求めるものではない。

2 行政事業レビューシートをより効果的な政策の立案に活かすための視点

真に社会課題解決の実現を目指すには、有効性の検討の継続こそが必要

事業の「必要性」に着目した検討

(例) 「XX法に基づいて…」
「閣議決定に基づいて…」

⇒ 予算獲得、インプット思考が強すぎる
大切なのは、「それでどうするか」

事業の「効率性」に着目した検討

(例) 「競争入札方式で実施」
「段階的に政府負担を減少」

⇒ ムダ削減だけでは、政策や事業はよくなる
らず、現代社会が求める本来の行政の
役割を發揮できない

事業の「有効性」に着目した検討

- 政策や事業が対象とする社会は複雑で、事前設計を十分に重ねても、目論見通りにはいかない
- 環境変化によっては、うまくいっていたものが、突然うまくいなくなることもある



- 目標達成のため、より効果の高い方策は何か
- 直面するボトルネックは何か、それをどう超えるか

そもそも、政策や事業の対象である社会は多様で課題解決は難しいことを前提に知恵を出し合う
複雑で変化の速い社会であっても、政策立案の精度をさらに向上させ、しっかりと結果を出せる行政に

「行政事業レビューシート作成ガイドブック」(行革事務局作成) から抜粋

外部有識者のみなさまにおかれましては、公開プロセスでの建設的な議論を経て、**事業所管部局**において、より効果的な政策の立案につながるような改善への気づきを通して、**各事業の改善が進み、事業の「有効性」が十分に発揮される**ことで、国民に信頼される質の高い行政の実現に資するよう、各府省庁の行政事業レビューの取組を後押しいただければ幸いです。

3 事業の改善に向けたレビューシート点検

事業の「有効性」の発揮につなげる改善のためのレビューシート点検（チェックのポイント）

【現状・課題】、【事業の目的】、【事業の概要】において、やりたいことがわかるようにする

社会や環境の変化をとらえるためアップデートなものとなっているか確認する

1

現状・課題

背景事情や前提条件を洗い出す

現状と理想とのギャップから
政策課題を整理する

2

事業の目的

事業の必要性を意識する

事業の目的を
ブレイクダウンする

3

事業の概要

アクティビティ

課題解決のために何をしよう
としているのかを意識する

事業概要の記載を見直し
個別のアクティビティとの関係性
が読み取れるようにする

4

アウトプット

短期アウトカム

中期アウトカム

長期アウトカム

事業の実施によって想定される
効果発現経路を深掘りする

【ロジックのつながり】を整える

「行政事業レビューシート作成ガイドブック」（行革事務局作成）から抜粋

レビューシートを点検する際は、第三者の視点から見て、**まずは効果発現経路の前提となる【現状・課題】、【事業の目的】、【事業の概要】の記載に不足している要素がないかをチェック**してください。

次ページ以降も参考にいただき、政策課題を捕捉できているか、社会環境の変化が本事業にどのような影響を与えているか、事業の目的・必要性がわかりやすく提示され、かつ説得性があるか、また、課題解決のための具体的手段は何か、どのような効果をねらっていて、事業の「有効性」が発揮されるように企画・設計できているか等について、不足がある場合には、改善に向けたアドバイスや、事業所管部局の気づきを促す問いかけをお願いします。

4 レビューシート改善に向けたコミュニケーション（外部有識者・推進チームによる問いかけの例①）

「行政事業レビューシート作成ガイドブック」（行革事務局作成）から抜粋

【現状・課題】をより精緻にとらえるための問いかけ

- 課題等の現状把握を行いつつ、社会課題に関する仮説を構築し、「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にし、解決すべき社会課題が設定されているか、という観点で【現状・課題】の内容をチェックする。
- 情報の不足がないかを確認するために、5W1Hをはっきりさせる。
 - When** = 課題がいつ生じたのか（喫緊の課題なのか、潜在的な問題として捕捉しているものなのか）
 - Where** = どこで（日本全国、対象地域、産業分野等の対象範囲）
 - Who** = 政策の対象者は誰か（あるいは対象施設は何か等）
 - What** = 「あるべき姿」や「ありたい姿」は何か
 - Why** = 課題が生じている原因は何なのか、その解決のために政策介入する必要があるのか
 - How** = どのように課題を解決しようと考えているのか（仮説の構築）
- 情報の不足に無自覚である場合も往々にしてあるため、事業所管部局の暗黙知になっている認識を引き出し、言語化してもらうための問いかけを行うことが有効。

1

現状・課題

背景事情や前提条件を洗い出す

現状と理想とのギャップから
政策課題を整理する

事業がアプローチしているのは、政策・施策レベルの課題の、どの部分なのかを明確にしよう

- ✓ その事業によって直接解決しようとしている「具体的」な課題は何か。



ありたい姿に至るまでの道のりの遠さをどう自覚しているのか聞いてみる

- ✓ 現状とありたい姿とのギャップの大きさや課題解決の難しさについて、事業所管課室としてどうとらえているか。



現状についての自己評価をしてもらい、必要であれば見直すための動機にしよう

- ✓ 事業を実施してきた結果としての現状について、事業所管課室としてどのように評価しているか。
- ✓ 事業の在り方を見直すべきタイミングはいつか（少なくとも検討する必要性を感じていないか）。
- ✓ 課題は、現時点の課題としてふさわしいものを設定できているか。



これまで課題の見直し・改善をどのようなタイミングで行ってきたか振り返ってもらう

- ✓ 現況を踏まえ、事業開始時（あるいは法制定時）からの社会情勢（取り巻く状況）の変化・変遷や行政側の事情の変化（職員数の減少等）が見られるか。
- ✓ 当該事業で最近（ここ数年）力を入れているところ、新しい課題だと思っているところはないか。



4 レビューシート改善に向けたコミュニケーション（外部有識者・推進チームによる問いかけの例②）

「行政事業レビューシート作成ガイドブック」（行革事務局作成）から抜粋

【事業の目的】について深掘りするための問いかけ

- 【事業の目的】を読んだ人に、事業の必要性が伝わることを意識して記載すべき。
- 第三者からみても説得力があるか、という視点で【事業の目的】の内容をチェックする。
- 根拠法令や閣議決定、通知等を前提条件としつつ、その存在を示すだけでは不十分。
- 後々獲得すべきエビデンスや成果指標につながるため、社会全体がどのような変化を遂げているのか、今どのような問題が生じていて、どのようにして改善した状態にもっていきたいのか、事業所管部局の「意思」を引き出すためのコミュニケーションを意識する。

2

事業の目的

事業の必要性を意識する

事業の目的を
ブレイクダウンする

政策・施策レベルの内容ではなく、事業自体の具体的な目的をしっかりと書くために詳しい説明を促す

- ✓ 事業を通じてどのような状態にしたいか。いつまでにそのような状態にする必要があるか。
- ✓ どのような状態になっていれば、事業が問題なく実施できている（うまくいっている）といえるか。



事業自体の目的と政策レベルでの目的を行ったり来たりすることを意識付けする

- ✓ 「本事業単独で達成を目指す目的」と「他の政策手法も合わせて達成を目指すさらに大きな目的」とを切り分けるとしたら、本事業単独で目指す目的をどう説明できるか。



事業の目的について考えが固定化していないかを確認する

- ✓ 当年度時点での、事業の目指すべき姿をどう理解（解釈）しているか。
- ✓ 目指す姿は、例えば法制定時・事業開始時と全く同じなのか、あるいは情勢変化に応じた方向性や解釈の変更はあるのか。（事業を開始した背景について、開始当時の状況について説明してもらい、あるいは、事業を取り巻く状況の変化をどう認識しているか、その影響はないのかを聞いてみる）



4 レビューシート改善に向けたコミュニケーション（外部有識者・推進チームによる問いかけの例③）

「行政事業レビューシート作成ガイドブック」（行革事務局作成）から抜粋

【事業の概要】について深掘りするための問いかけ

➤ 事業概要で、個別のアクティビティに触れ、アクティビティとの関係性がよみとれる内容にする（ポンチ絵に頼らずとも事業概要がわかるように言語化する必要）。

➤ 情報の不足がないかを確認するために、5W1Hをはっきりさせる。

When=いつから、いつまで（事業開始時期、事業実施期間、事業終了予定）

Where=どこで（日本全国、対象地域、産業分野等の対象範囲）

Who=政策の対象者は誰か（あるいは対象施設は何か等）

What=政策対象者に対しどのような政策介入を行うのか（アクティビティ）

Why=なぜ政策介入する必要があるのか（必要性の担保）

How=どのように実施するか（効率性、有効性の担保）

➤ 各アクティビティの実施を経て目的を達成しようとするまでのロジックのつながりや、目的達成に向けた効果発現経路のチェックポイント（=各アウトカムの成果指標や目標年度）の意味について、事業所管部局としてしっかりと説明できるようにすることで、【事業の概要】に不足している記載内容が明確化する。

3

事業の概要

アクティビティ

課題解決のために何をしよう
としているのかを意識する

事業概要の記載を見直し
個別のアクティビティとの関係性
が読み取れるようにする

事業の主要なメニューを具体的に記載してもらおう

- ✓ この事業の主要なメニュー（=アクティビティ）にはどのようなものがあり、事業概要と個々のアクティビティとの関係性を説明できるか。
- ✓ 事業の目的に近い抽象的な記載ではなく、具体的に実施するメニューが明確になっているか。



事業の重点がどこにあるのかを明らかにする

- ✓ 事業所管部局として、事業の現状・課題等を踏まえて、今後特に力を入れたり、改善したいと感じているメニューは何か。



4 レビューシート改善に向けたコミュニケーション（外部有識者・推進チームによる問いかけの例④）

【行政事業レビューシート作成ガイドブック】（行革事務局作成）から抜粋

改善に資する【アウトカム】・【ロジックのつながり】を再検討するための問いかけ

4

- アウトプット
- 短期アウトカム
- 中期アウトカム
- 長期アウトカム

事業の実施によって想定される効果発現経路を深掘りする

- 事業の有効性（目標を達成するため、より効果の高い方策は何か。直面するボトルネックは何か、それをどう越えるか）に着目することにより、成果の検証を可能とする定量的な【アウトカム】が設定できないか。
- 第三者の視点から、アクティビティが、アウトプット～短期アウトカム～中期アウトカム～長期アウトカムへと至る過程（ロジックのつながり）について、それぞれの因果関係をよりわかりやすく説明できないか。
※「予算ありき」であったり、根拠法令や閣議決定、通知等のみを前提条件に掲げて事業の目的を設定したりすると、ロジックが上手くつながらず、行きづまるケースが散見される。そのような場合には、目的設定に立ち返ることも有効。

定量的な指標（エビデンス）の設定可能性について認識を合わせる（定性アウトカムのみの設定となるかどうか）

- ✓ 指標の設定について「本当はこのように把握したいが、こういった事情があって把握が困難である」「定量的な指標が設定できない」等悩んでいる点はあるか。（エビデンスの必要性和、効果測定の可能性（コスト含め）について天秤にかけることで、現実的な落としどころを探る）
- ✓ （直接的に効果を測定できる指標がない場合）施策を取り巻く状況を表す何らかのデータは存在しないか。



ボトルネックを発見するための投げかけ

- ✓ 事業所管部局として、実際に業務を行っていて難しい・改善が必要と感じている点（効果発現経路途中で障壁がある点等）や特に力を入れたい、改善したいと感じている点はあるか。



従来との検討内容とは違う切り口で効果測定の可能性を探る

- ✓ （事業の効果を示す指標の設定に困難を感じている場合）業務が滞りなく遂行できているか等、質の改善を図るための指標（例えば、「厳格性」、「円滑性」、「迅速性」、「正確性」、「実効性」、「効率性」、etc.）の観点で指標を設定することを検討できないか。



効果の発現経路の論理的な飛躍を是正するためのきっかけづくり

- ✓ 目指す姿に向かって事業を執行する中で、何が変化することがポイントなのか（ステークホルダーはだれか、どう変化したらそのステークホルダーは効果を実感できるか。あるいは、変化した状況を客観的にとらえた際にどのようなことが言えるか）。



事業所管部局として目指したい姿をより明確化するための問いかけ

- ✓ 変化（事業の効果）を示す象徴的なエピソードはないか。（事業のやりがいを感じたエピソード、代表的な摘発事例（公表案件）なども可。レビューシートへの記載は、当然、公表できる範囲で構わない。）



行政事業レビューは国民に信頼される質の高い行政の実現を図るための取組

毎年、各府省庁自らが自律的に原則全ての事業(約5,000事業)を対象に、EBPM(※)の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこにわたり何に使われたかといった実態を把握

※ EBPM(エビデンスに基づく政策立案)は、①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求めることで、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

○ 外部の視点を活用しながら、過程を公開(※)しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映

※ 前年度に新規に開始した事業や継続の是非を判断する必要がある事業について、外部有識者による点検を実施(5年で点検を一巡)。さらに、一部の事業については、「公開プロセス」として公開の場で点検を実施。

○ 行政事業レビューシートを予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的・効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現



全ての予算事業・基金事業で統一の様式を用いて、活動・成果実績、予算の支出先、用途等を記載し、全面公開することで、政策としての有効性を高め、国民への説明責任及び透明性の確保を図る

(参考) 行政事業レビューの実施等について(平成25年4月5日閣議決定)抜粋

政府は、毎年、行政事業レビュー(次に掲げる取組をいう。以下同じ。)を実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るものとする。

- (1) 各府省庁自らが、事業に係る予算の執行状況等について、個別の事業ごとに整理した上で、毎会計年度終了後速やかに必要性、効率性及び有効性等の観点から検証して当該事業の見直しを行い、その結果を予算の概算要求及び執行に反映するとともに、それらの結果を公表すること。
- (2) (1)の検証を行うに当たっては、次に掲げる取組を行うこと。
 - ① 事業に係る予算の執行状況等を分かりやすい形で公表すること。
 - ② 外部性が確保され、客観的かつ具体的で、厳格な検証となるよう、事業に係る予算の執行その他行政運営に関して識見を有する者の意見を聴くこと。この場合、効果的かつ効率的に意見聴取を行うとともに、一部の事業については、公開性を確保した上で行うこと。

量の変化だけでなく質の変化も大事

質の改善のための思考プロセス

目的があってそのアウトカムである

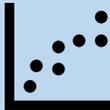
1
まずは何を達成したいのか、どのような状態にしたいのか、質の改善とはどのような状態かを言語化する



2
言語化した状態になっているかどうかは何を見ればよいか、何が変化していることがポイントなのかを考える



3
それを数値化できるものはあるか (= 定量的な指標)



多方面から効果を測定するのが重要

(例) 研修・人材育成

- ・社会課題を解決するための能力・スキルを公務で発揮できる人材を増やしたい
- ・そのため、各種プログラムを提供し、参加者の能力・スキルの向上を図りたい
- ・業務の質の向上や人材育成・キャリアパスの見える化を実現したい

- ・「受講者数」だけでなく、研修によって必要な能力・スキルが向上しているか
- ・対象者が研修等を通して能力・スキルが向上したと実感できたか
- ・対象者が得られた能力・スキルを公務で発揮しているか。その結果、業務の質が向上しているか

- ・「資格試験の合格率」、「習熟度テストの結果」等による得られた知見の客観的な評価
- ・「アンケートによる満足度調査」等の、対象者の効果に対する主観的な評価
- ・「資格取得者の専門人材ポスト等への配属状況」の長期的なモニタリングによる見える化

(例) 治安維持

- ・犯罪の少ない、誰もが安心して暮らせる社会(町)を作りたい(治安の向上)
- ・そのため、犯罪の取り締まり、犯罪抑制の広報活動などを行いたい。民間のパトロールを増やす、電灯を増やすなどの対策を講じたい。
- ・夜間も安心して出歩ける状態にしたい

- ・「犯罪発生数」「犯罪取り締まり数」だけでなく、どのような犯罪の分布になっているかや、住民が、治安がよいと実感しているか
- ・夜間に出歩いている人数、出歩いている人の様子、年齢性別分布(子供や高齢者、女性等の弱者が増える。)

- ・「犯罪発生数」、「犯罪取り締まり数」等の、犯罪数についての客観的な評価
- ・「アンケートによる治安の実感度」等の、対象者の主観的な評価
- ・夜間歩行者数やその年齢分布等の、対象者の効果に関する客観的な評価